

平成23年

# 双葉町議会会議録

第2回定例会

6月28日開会～6月30日閉会

双葉町議会

## 平成23年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

### 第 1 日 (6月28日)

議事日程 .....	3
出席議員 .....	5
欠席議員 .....	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	5
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	5
開 会 .....	6
開 議 .....	6
議事日程の報告 .....	6
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	6
諸般の報告 .....	6
行政報告 .....	6
双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 .....	10
報告第5号 .....	12
報告第6号 .....	13
報告第7号 .....	13
報告第8号 .....	13
報告第9号 .....	14
報告第10号 .....	14
報告第11号 .....	14
報告第12号 .....	15
議案第57号から議案第76号までの一括上程 .....	15
提案理由の説明 .....	15
散 会 .....	20

### 第 2 日 (6月29日)

議事日程	2 3
出席議員	2 4
欠席議員	2 4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 4
職務のため議場に出席した者の職氏名	2 4
開 議	2 5
議事日程の報告	2 5
一般質問	2 5
菅野博紀君	2 5
伊澤史朗君	3 4
佐々木清一君	4 2
岩本久人君	5 0
野村満君	6 1
谷津田光治君	7 2
木幡敏郎君	7 9
散 会	8 6

### 第 3 日 (6月30日)

議事日程	8 7
出席議員	8 9
欠席議員	8 9
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	8 9
職務のため議場に出席した者の職氏名	8 9
開 議	9 0
議事日程の報告	9 0
議案第57号の質疑、討論、採決	9 0
議案第58号の質疑、討論、採決	9 2
議案第59号の質疑、討論、採決	9 2
議案第60号の質疑、討論、採決	9 4
議案第61号の質疑、討論、採決	9 5
議案第62号の質疑、討論、採決	9 6
議案第63号の質疑、討論、採決	9 7
議案第64号の質疑、討論、採決	9 8

議案第65号の質疑、討論、採決	99
議案第66号の質疑、討論、採決	102
議案第67号の質疑、討論、採決	103
議案第68号の質疑、討論、採決	103
議案第69号の質疑、討論、採決	104
議案第70号の質疑、討論、採決	105
議案第71号の質疑、討論、採決	107
議案第72号の質疑、討論、採決	109
議案第73号の質疑、討論、採決	110
議案第74号の質疑、討論、採決	110
議案第75号の質疑、討論、採決	111
議案第76号の質疑、討論、採決	114
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	125
閉 会	126

23 双葉町告示第9号

平成23年第2回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年6月8日

双葉町長 井戸川 克 隆

1. 期 日 平成23年6月28日（火）  
午前9時
  
2. 場 所 加須市騎西総合支所三階会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○不応招議員（なし）

## 平成23年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年6月28日（火曜日）午前9時開会

### 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告  
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 選挙第 1号 双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第6 報告第 5号 平成22年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第7 報告第 6号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第8 報告第 7号 平成22年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第9 報告第 8号 平成22年度双葉町一般会計事故繰越しの報告について
- 日程第10 報告第 9号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計事故繰越しの報告について
- 日程第11 報告第10号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計事故繰越しの報告について
- 日程第12 報告第11号 平成22年度双葉町介護保険特別会計事故繰越しの報告について
- 日程第13 報告第12号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計事故繰越しの報告について
- 日程第14 議案第57号 専決処分の承認について  
専決第16号 双葉町立幼稚園の授業料等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第58号 専決処分の承認について  
専決第17号 双葉町立幼稚園預かり保育料に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第59号 専決処分の承認について  
専決第18号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第17 議案第60号 専決処分の承認について  
専決第19号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第61号 専決処分の承認について  
専決第20号 平成22年度双葉町老人保健特別会計補正予算（第2号）

- 日程第19 議案第62号 専決処分の承認について  
専決第21号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第63号 専決処分の承認について  
専決第22号 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第64号 専決処分の承認について  
専決第23号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第65号 専決処分の承認について  
専決第24号 双葉町埼玉支所設置条例について
- 日程第23 議案第66号 専決処分の承認について  
専決第25号 双葉町猪苗代出張所設置条例について
- 日程第24 議案第67号 専決処分の承認について  
専決第26号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第68号 専決処分の承認について  
専決第27号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第26 議案第69号 専決処分の承認について  
専決第28号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第70号 専決処分の承認について  
専決第29号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第71号 専決処分の承認について  
専決第30号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第72号 双葉町猪苗代出張所設置条例の一部改正について
- 日程第30 議案第73号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第74号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第32 議案第75号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第33 議案第76号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第34 提案理由の説明

散 会



○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

---

◎開会の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番、岩本久人君、6番、菅野博紀君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（清川泰弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月23日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月30日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から30日までの3日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（清川泰弘君） 日程第3、諸般の報告。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

---

◎行政報告

○議長（清川泰弘君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) おはようございます。平成23年第2回双葉町議会定例会、行政報告をいたします。

第2回双葉町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございました。初めに、このたびの東日本大震災により犠牲となられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、哀悼の誠をささげたいと存じます。また、ご家族、ご親戚の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

さて、本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の災害、そして日本有数の電力供給基地である当双葉地方に立地する福島第一原子力発電所において発生した原子力事故災害は、本町はもとより、他の立地地域、さらには福島県内外に甚大な被害をもたらしました。11日午後2時46分の地震発生と同時に、町災害対策本部を設置し、被害の情報収集と対応に当たっておりましたが、午後4時36分に福島第一原子力発電所1・2号機にて、原子炉冷却機能喪失が発生、午後7時3分に国の原子力災害対策本部が緊急事態宣言を行い、午後8時50分に福島県対策本部から福島第一原子力発電所1号機の半径2キロメートルの住民に避難指示が出され、午後9時23分には内閣総理大臣より福島県知事、双葉町長及び大熊町長に対し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示として、半径3キロメートル圏内の住民に対する避難指示、半径10キロメートル圏内の住民に対し屋内待避指示が出されました。翌12日の午前5時44分には、内閣総理大臣指示により、福島第一原子力発電所の10キロメートル圏内に避難指示が出され、町はこれを受けて全町民の方の避難を指示させていただきました。さらに、午後6時25分には、半径20キロメートル圏内の住民に対する避難指示が出されました。このため本町を初め双葉地方の住民は、住みなれたふるさとを離れ、避難を余儀なくされ、原子力発電所事故の収束が見えない中、厳しい生活を強いられる結果となりました。

当町では、震災当日の住民基本台帳登録者7,140名のうち、6月16日現在亡くなられた方及び行方不明の方を除いた7,074名が北海道から沖縄までの42都道府県に避難されており、そのうち福島県内には2,878人、埼玉県内1,586人を含む関東圏には3,118人、その他1,074人となっております。既に震災、原発事故から3カ月以上経過しますが、これまでの町民の皆さんには大変なご苦勞、ご心勞をお察し申し上げますとともに、この間全国の皆さんから物資などの提供、避難所支援活動など心温まるご支援をいただき、心から感謝申し上げます。また、我々を温かく受け入れていただいている県内の市町村や全国の自治体、団体の皆さんに厚く御礼を申し上げるとともに、救助活動や捜索活動、原発事故収束に向けて懸命の活動をされている自衛隊や警察、消防、そして医療関係の皆さんに改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

当町は、川俣町、さらにさいたまスーパーアリーナ、そして4月1日からは、ここ加須市に埼玉支所を設置し、災害対策本部及び役場機能を移転し、全国の皆さんへの業務を行うとともに、福島県猪苗代町のリステル猪苗代に連絡所を設置し、災害対応並びに情報提供を実施してきております。特に

役場機能設置及び避難所運営には、埼玉県の上田知事、地元加須市の大橋市長、さらには関係者の皆様には多大なご支援をいただき、行政サービス機能も回復し、維持できていることに感謝を申し上げたいと思います。

去る4月8日には天皇・皇后両陛下が旧騎西高校の当避難所を訪問され、温かいお見舞いのお言葉を賜りました。両陛下の細やかなお心遣いに深く感謝を申し上げますとともに、両陛下の励ましを糧として町民一同困難に立ち向かってまいりたいと考えております。

また、5月4日には菅総理大臣が当避難所を訪れました。私からは原子力災害の一刻も早い収束と既存の法律体系に基づく補償スキームで考えるのではなく、今回の原発事故は単なる自然災害を超えた前例のない状況であることから、既存の法律の枠組みを超えた手厚い補償をすることなど強く要望をいたしました。その後、町民の皆さんのところを直ちに訪問され、要望や質問に答えられるとともに、予定時間以上に避難所の実態をつぶさに視察されたところであります。国、事業者におかれては、工程表に基づいた対策を確実に実行され、原子力事故の一刻も早い事態収束の実現を図っていただきたいと考えております。

国・県の義援金第1次配分につきましては、4月28日から支払いを開始し、6月17日現在、支払い件数2,675件、金額にして国が9億3,625万円、県が1億3,375万円、総額で10億7,000万円になっております。また、町の義援金の配分委員会を6月15日に開催し、配分額及び方法等について協議をしたところであり、配分額については、町民1人当たり4万円とし、6月21日から周知を含めた手続きを進めております。さらに、原子力災害の対応とともに、町民の皆さんの生活の安定化のために、情報の共有化を図っていく必要があります。このため災害復旧用として、町のホームページを立ち上げ、パソコンや携帯電話等で閲覧できる最新の情報を随時提供するほか、災害により発行できない「広報ふたば」にかわり、6月1日には災害版として全国に避難されている町民の皆さんに各種情報をお知らせする広報紙も発行しました。今後も定期的に発行し、情報の提供を行ってまいります。

応急仮設住宅や民間住宅の借り上げなどの確保のため、福島県内には応急仮設住宅が745戸、民間借り上げ住宅等がここ加須市を含めて350戸を要請しているところであります。特にまだ実施が数件にとどまっている県外借り上げ制度については、協力都道府県が早期にふえるよう、あらゆる機会をとらえて国に要望しているところであります。

さらに、原子力災害による損害につきましては、国の原子力損害賠償紛争審査会において議論されており、4月28日に第1次指針が示され、5月31日には第2次指針が策定され、これによりますと、1、政府による避難等の指示に係る損害、2、政府等による出荷及び作付制限指示等による損害、3、いわゆる風評被害など基本的な損害額算定方法の考え方が示されました。さらに、今後政府指示によるもの以外の損害、精神的損害、生活費増加分、風評被害の考え方などについて審議され、7月中にも中間指針を作成することとなっております。今後も福島県関係市町村とともに、国の責任において十分な賠償がなされるよう強く要望していきたいと考えております。また、事業の継続が厳しい農業

者、中小企業者の方々に対する補償の早期支払いについても要望してまいりたいと考えております。

次に、一時立ち入り状況について申し上げます。警戒区域内への住民の一時立ち入りにつきましては、6月25日現在、件数が2,237件、人数が3,777人の方が希望されております。これまで5月26日から6月26日までに10回の立ち入りを実施し、バスが52台、595世帯、1,027人の町民の方が参加しております。立ち入りはできるだけまとまって行動がとれるよう行政区単位で実施しておりますが、1世帯2人までの参加が可能であることや、バスの台数が制限されていることから、町民の皆さんすべての希望を早期にかなえることが難しいこともあり、かなりの苦情の電話もちょうだいたしてしておりますが、7月からはバスを10台に増設し、早期に町民の方が一巡できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、小中学生の避難状況について報告いたします。6月17日現在、小中学生総数557名中、福島県内には177名が避難しております。その他主な都道府県としまして、埼玉県169名、新潟県50名、神奈川県27名、茨城県22名、千葉県21名、東京都17名など広範囲にわたっております。教育委員会としましては、児童生徒全員が各地域で就学していることを確認し、アンケート調査や各種情報の提供を行ってきております。さらに、町といたしまして、今回の震災及び原発事故に遭われた幼稚園児、小中学校児童生徒の保護者の方を対象に、就学援助を実施していくこととしております。その内容につきましては、双葉町に住所を有する幼稚園児、小学生と中学生を対象に入園料や保育料、給食費、学用品費などを援助するものであり、援助期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間となっております。今後も全国に避難されている園児、児童生徒に対し、教育委員会や学校からの各種情報をあらゆる方法で提供してまいります。

次に、生涯学習課関係について申し上げます。ここ旧騎西高校に避難以降、埼玉県並びに加須市を初め多くの皆様から文化・スポーツ、さらには子供たち対象の支援イベントなどを実施していただき、感謝申し上げたいと思っております。4月6日には、加須こいのぼり、広島カープ激励野球教室が実施、開催されました。元広島カープの小早川毅彦さんがお見えになり、地元騎西スポーツ少年団の皆さんを初め双葉町の子供たちも含めて6つの団体が参加しました。双葉町からは小学1年生から高校1年生までの30名が参加し、小早川さんの指導を受けるなど交流を深めました。6月21日はご支援をいただいている加須市騎西地区の皆さんへの感謝と環境美化に資することを目的として、旧騎西高校に避難している町民の皆さんにより、花いっぱい運動が実施されました。当日は24部屋、91名の方が参加され、マリーゴールド、ペゴニアなどの花の苗を植栽しました。今後花を育てることによる町民の方々の融和と心の安らぎにつながることを期待するものであります。

私は、これまで協働の町づくりを進めてまいりました。第4次総合計画の策定も完了し、財政の健全化にも光が見え、平成23年度は新たな船出の年との位置づけていた矢先の原発事故ですので、残念な気持ちでいっぱいであります。復興には今後数多くの課題がありますが、今こそ町民の皆さんとのきずなを深め、団結し、復興に向けて取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆さま

んを初め町民の皆さんのご協力、ご理解をお願い申し上げます。

最後に、本定例会に提案申し上げている案件について申し上げます。詳細については、提案理由の際申し上げたいと存じますが、選挙事件が1件、報告事件が8件、専決処分事件が15件、条例の一部改正が4件、補正予算案が1件の合計29の案件となりますので、慎重なご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） これで行政報告を終わります。

暫時休議します。

休憩 午前 9時22分

---

再開 午前 9時23分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

---

◎双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（清川泰弘君） 日程第5、選挙第1号 双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「質問」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） これ今、指名推選という議長の話がありました。議長が指名するのだと思うのですけれども、これは何より、何を基準として選んだものなのか。選挙管理委員は、我々の選挙も延期になっているわけですよ。そういう時期になぜこれ今という感じがしているのです。任期満了はわかっているのです。任期満了はわかっているのですが、我々も9月22日までに選挙すればいいというようなことで現在決まっていますね。なぜこれせつかく管理委員も一生懸命県会議員の選挙、町会議員の選挙という段取りしているところなのに、今になってかえられるというのは、これ今決めなければならないその理由がわからない。

だから、議長が指名すると言ったけれども、何を基準に、どういう人を選ぶのか、全くその選び方として、議長一人ではこれは大変な仕事だと思う。これは選ぶ人がどの地域に、どの地区にいるのか、

議長は全部把握してのその指名推選だと思うのですが、これは本当に責任持って選べますか。

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時25分

---

再開 午前 9時25分

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

総務課長のほうから説明をお願いします。

総務課長。

○10番（谷津田光治君） 総務課長に聞いたわけではない。議長に聞いたのだ。

○議長（清川泰弘君） 総務課長のほうから答えさせます。まず、私に來ている案を総務課長のほうから説明させて、それからします。

はい。

○10番（谷津田光治君） 早い話がでは議長が指名推選ではなくて、町長がつくった案を議長が読み上げるだけなのでしょう、そうしたら。

○議長（清川泰弘君） 言葉は。

○10番（谷津田光治君） 議長が私が指名推選すると今言ったから私質問したのですから、総務課長兼企画課長に説明させるのだったら、議長が選んだのではなくて、執行部で選んだやつを議長がただ読み上げるだけでしょう。違いますか。

○議長（清川泰弘君） ただいま質問ありましたように、執行部のほうから來た案件を私が皆さんに諮るとというのが一番適當であると思ひまして、私が決定でなく、その辺を訂正したいと思ひます。

はい。

○10番（谷津田光治君） 議事録まであるのですから、訂正してもう一度正確に説明してください。

（「休議しろ」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時27分

---

再開 午前 9時43分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

先ほどの指名の方法については、議長が指名することにいたしますを取り消します。

それで、ただいま執行部のほうから提示されました原案というか、委員、補充員の名簿に基づいて皆さんにお諮りしたいと思ひます。

（「議長」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） はい。

○10番（谷津田光治君） 課長、これで通したいというのであれば、議長はこれを皆さんに了解もらって、その了解を議決とかえる方法しかないですね。

（「はい」と言う人あり）

○10番（谷津田光治君） これ選挙したことにしてよろしいですかとお諮りしないと、これでは名前渡されただけでいい。それは選挙にはならない。

○議長（清川泰弘君） うん、ならないね。だから、それで、今提案されましたので、皆さんにお配りしました。これで議員の皆さんは選挙にかえてよろしいですか。

お諮りします。ただいま配付しました名簿を選挙にかえまして推選したいと思いますので、お諮りします。この名簿の皆さんでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員会委員及び補充員の皆さんは決定をいたしました。

（何事か言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 双葉町選挙管理委員会委員には、高野一美君、丹野幸男君、鴻崎太郎君、鈴木英男君、以上の方が当選されました。

次に、双葉町選挙管理委員会補充員には、細川彰子君、齊藤宗一君、板倉彰三君、横山壽君、以上の方が当選されました。

次に、補充員の順序についてであります。補充員の順序は、ただいま議長が読み上げた順序にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が読み上げた順序に決定いたしました。

---

#### ◎報告第5号

○議長（清川泰弘君） 日程第6、報告第5号 平成22年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第5号 平成22年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてありますが、平成22年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、庁舎非常用鉛蓄電池交換工事ほか14事業、歳出予算額合計で3,530万4,000円を平成23年度に繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第5号 平成22年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告を終



わります。

---

◎報告第6号

○議長（清川泰弘君） 日程第7、報告第6号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第6号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、平成23年度に繰り越す手続を行いましたので、報告いたします。

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第6号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告を終わります。

---

◎報告第7号

○議長（清川泰弘君） 日程第8、報告第7号 平成22年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第7号 平成22年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。平成22年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、平成23年度に繰り越す手続を行いましたので、報告いたします。

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第7号 平成22年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越しの報告を終わります。

---

◎報告第8号

○議長（清川泰弘君） 日程第9、報告第8号 平成22年度双葉町一般会計事故繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第8号 平成22年度双葉町一般会計事故繰越しの報告についてであります。東日本大震災及び東京電力（株）第一・第二原子力発電所事故に伴う避難により、年度内に事業を完了することが困難となったため、平成22年度双葉町一般会計事故繰越繰越計算書のとおり、運転業務委託事業のほか84事業、歳出予算額合計で2億1,110万6,062円を平成23年度に繰り越す手続

を行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項で準用する同法第146条第2項の規定により報告をいたします。

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第8号 平成22年度双葉町一般会計事故繰越しの報告を終わります。

---

◎報告第9号

○議長（清川泰弘君） 日程第10、報告第9号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計事故繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第9号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計事故繰越しの報告についてであります。平成22年度双葉町国民健康保険特別会計事故繰越繰越計算書のとおり、平成23年度に繰り越す手続を行いましたので、報告いたします。

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第9号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計事故繰越しの報告を終わります。

---

◎報告第10号

○議長（清川泰弘君） 日程第11、報告第10号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計事故繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第10号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計事故繰越しの報告についてであります。平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計事故繰越繰越計算書のとおり、平成23年度に繰り越す手続を行いましたので、報告いたします。

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第10号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計事故繰越しの報告を終わります。

---

◎報告第11号

○議長（清川泰弘君） 日程第12、報告第11号 平成22年度双葉町介護保険特別会計事故繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第11号 平成22年度双葉町介護保険特別会計事故繰越しの報告につい

てであります。平成22年度双葉町介護保険特別会計事故繰越繰越計算書のとおり、平成23年度に繰り越す手続を行いましたので、報告いたします。

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第11号 平成22年度双葉町介護保険特別会計事故繰越しの報告を終わります。

---

◎報告第12号

○議長（清川泰弘君） 日程第13、報告第12号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計事故繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第12号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計事故繰越しの報告についてであります。平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計事故繰越繰越計算書のとおり、平成23年度に繰り越す手続を行いましたので、報告いたします。

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第12号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計事故繰越しの報告を終わります。

---

◎議案第57号から議案第76号までの一括上程

○議長（清川泰弘君） 日程第14、議案第57号から日程第33、議案第76号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第76号までの20件を一括上程いたします。

---

◎提案理由の説明

○議長（清川泰弘君） 日程第34、提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第57号 専決第16号 双葉町立幼稚園の授業料等に関する条例の一部改正についてであります。東北地方太平洋沖地震及び福島第一原子力発電所事故の発生により、徴収未済でありました平成23年3月分ふたば幼稚園授業料等を免除するための改正であります。

議案第58号 専決第17号 双葉町立幼稚園預かり保育料に関する条例の一部改正についてであります。東北地方太平洋沖地震及び福島第一原子力発電所事故の発生により、徴収未済でありました平成23年3月分ふたば幼稚園預かり保育料を免除するための改正であります。

議案第59号 専決第18号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第11号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,128万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は59億2,084万7,000円となりました。

歳入について申し上げます。町税は、町民税の個人分や法人分の増収により286万9,000円の追加、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金、地方交付税につきましては、額の確定により、合わせて3,222万1,000円の追加となりました。使用料及び手数料は、今回の事故の影響により、住宅使用料及び教育使用料、合わせて230万2,000円の減額となりました。国庫支出金及び県支出金は、事業費の確定などによりまして、国庫支出金は849万7,000円の追加、県支出金も872万1,000円の追加となりました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定等により各科目で補正を行い、これらによります剰余金1億6,028万7,000円を予備費に追加いたしました。また、繰越明許費として5事業を追加いたしました。

議案第60号 専決第19号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,158万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額が7億8,833万7,000円となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税が137万1,000円の減、国庫支出金が31万円の増、共同事業交付金が1,073万2,000円の減、一般会計からの繰入金が28万円の増となります。

歳出の主なものは、保険給付費を1,158万円減額するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第61号 専決第20号 平成22年度双葉町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ9万円を減額し、歳入歳出総額が15万円となります。

歳入は、一般会計繰入金を11万1,000円の減、繰越金を1,000円、雑入を2万円増額するものです。

歳出は、医療諸費を20万3,000円の減、償還金を1万4,000円の減額、一般会計繰出金を12万7,000円増額するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第62号 専決第21号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ269万2,000円を減額し、総額は4億2,395万5,000円となります。

歳入は、下水道事業受益者負担金が55万8,000円の追加、下水道使用料が776万3,000円の減額、下水道排水設備指定工事店登録手数料が7万円の減額、一般会計繰入金が458万3,000円の追加となります。

歳出は、下水道建設費は、公共汚水ます設置工事が103万5,000円の減額、人孔調整工事が50万円の減額、補償補てん及び賠償金が36万7,000円の減額となります。下水道維持費は、需用費が45万円の減額、産業廃棄物収集運搬処分業務委託料などが34万円の減額となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第63号 専決第22号 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,606万7,000円減額し、歳入歳出予算総額を5億9,003万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料313万5,000円、国庫支出金8万円、支払基金交付金1,375万4,000円、県支出金875万5,000円それぞれ減額となります。

歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス等諸費2,200万1,000円、特定入所者介護サービス等諸費40万3,000円、介護予防サービス等諸費150万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第64号 専決第23号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ130万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額が6,400万4,000円となりました。

歳入について、後期高齢者医療保険料が110万7,000円、手数料が3,000円、一般会計繰入金が43万5,000円の減、償還金及び還付加算金が23万6,000円の増となります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金が130万9,000円の減となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第65号 専決第24号 双葉町埼玉支所設置条例の制定についてであります。東日本大震災及び原子力災害の影響により、町の支所として、埼玉県加須市の旧埼玉県立騎西高等学校に設置するための条例制定であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第66号 専決第25号 双葉町猪苗代出張所設置条例の制定についてであります。東日本大震災及び原子力災害の影響により、町の出張所として、福島県猪苗代町のリステル猪苗代に設置するための条例制定であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第67号 専決第26号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴う改正で、国民健康保険税の基礎課税額の医療保険分に係る課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢支援金等に係る課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金分に係る課税限度額を10万円から12万円に引き上げる改正です。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第68号 専決第27号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により被災した方々に係る手数料の免除を実施するための改正であります。

議案第69号 専決第28号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。支所等の設置及び避難所の管理運営を行うため、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予

算総額を49億3,600万円といたしました。

歳入について申し上げます。地方交付税は、特別交付税5,000万円を追加いたしました。

歳出について申し上げます。総務費は、支所等の設置及び運営費2,574万円を追加しました。民生費は、災害救助及び避難所の管理運営費1,842万1,000円を追加いたしました。

議案第70号 専決第29号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳出予算の総額493万6,000円のうちで、歳出の補正を行いました。

民生費は、義援金配分のための事務費330万円を追加し、これに伴い、予備費を330万円減額いたしました。

議案第71号 専決第30号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。緊急雇用創出基金事業等を実施するため、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算総額を49億5,600万円といたしました。

歳入について申し上げます。県支出金は、緊急雇用創出基金事業費県補助金2,000万円を追加しました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、埼玉支所で使用する留守番電話機購入のため6万1,000円を追加し、民生費は、一時帰宅に伴う道路等補修工事や避難所等で必要となる備品の購入などを行うため531万4,000円を追加いたしました。労働費は、緊急雇用創出基金事業に係る社会保険料や臨時雇用賃金など2,000万円を追加いたしました。

議案第72号 双葉町猪苗代出張所設置条例の一部改正についてであります。双葉町猪苗代出張所の設置期間を平成23年7月16日から平成23年8月16日に延長するための改正であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第73号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。町長の給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる基本月額については、平成23年4月1日から60%減額しておりますが、7月1日からは70%の減額、副町長の給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる基本月額についても30%減額しておりましたが、7月1日からは50%の減額、教育長の給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる基本月額についても15%減額しておりましたが、7月1日からは20%の減額をするための改正であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第74号 双葉町税条例の一部を改正する条例についてであります。これは東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るなどのため、固定資産税の課税免除等の措置及び個人町民税に係る特例措置等を講ずるため、地方税法の一部改正に伴い、双葉町税条例の一部を改正するものであります。

議案第75号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正についてであります。平成23年3月23日から6月24日まで343件、2,736万円の貸し付けを行っております。これからも町民生活の安定を図ることを目的に貸し付けを行っていくため、300万円の増額をし、3,300万円を原資にしたいと考

えておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第76号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ4億117万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は53億5,717万9,000円となります。

歳入について申し上げます。地方交付税は、特別交付税1億6,766万4,000円を追加しました。国庫支出金は、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金など5,360万4,000円を追加いたしました。県支出金は、災害救助費県負担金1億7,535万円を追加いたしました。寄附金は、一般寄附金335万2,000円、ふるさと応援寄附金120万9,000円を追加しました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、支所等管理運営費450万円を追加し、民生費は、仮設住宅等管理に要する経費や災害弔慰金など2億7,760万円を追加いたしました。衛生費は、妊婦健康診査助成金150万円を追加し、教育費は、幼稚園就園奨励費補助金や児童生徒就学援助費、双葉町青少年育成町民会議補助金など7,104万6,000円を追加しました。諸支出金は、災害援護特別資金貸付基金や各種基金への積立金756万1,000円を追加いたしました。

○議長（清川泰弘君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） きょうはこれで終わりなのですが、あす、あさって2日間について重要ですから、町長にひとつ質問してよろしいでしょうか。

○議長（清川泰弘君） あした、あさってのことについて。

○10番（谷津田光治君） あすも、あさっても。先ほどの町長の行政報告では、役場機能の設置と、こういうふうな報告があったのですね。ところが、3月の臨時議会のときには、もう役場になっているのですよね。だから、双葉町役場というのは今どこにあるのか、それを町長に聞きたい。役場、双葉町役場はどこにあるのか。いわゆる町の条例でうたっている双葉町役場はどこにあるのかを質問したいです。

○議長（清川泰弘君） これはきょうでなく、あした、あさって。

○10番（谷津田光治君） いや、いや、いや、今。

○議長（清川泰弘君） 今、はい。町長、答えられますか。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、双葉町役場は双葉町にございます。双葉町役場支所として……

○10番（谷津田光治君） そんなこと聞いているのではない。役場はどこにあるのですか。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 新山前沖にあるのですよね。

○町長（井戸川克隆君） はい。

○10番（谷津田光治君） で私も安心しました。役場がこれ課長、本当は直しておかなければなのだ

よね、3月臨時会のときね。これは場所が双葉町掲示場、指定されているのが町役場を移転した事務所等に改めですね。これ町役場は移転していないのだから、今、町長言ったように。これはいずれこれ本議会でも直してもらえない、条例の一部改正。こう書かれているのだ。町役場を移転した事務所等に、またひいては公告式条例の方式でやっているのですから、これは町役場等を移転した、今、町長は移転しないと言っている。ということは、公告式条例だってちゃんと。町長、管理者やっている広域圏議会にも公告式条例まで条例の一部改正やっているわけでしょう。町長が管理者なのだからね。それで、この双葉町議会では、公告式条例の一部改正やらないということは、これは全く議会だって本当は開かれないのだからな、事務局長。公告、公布しない。できないのだからね。だから、今、町長に聞いたのですね。役場はどこにあるのですかと。双葉町役場は双葉町新山前沖13番だか、28番だか、前沖にあるのだから、だから今、町長が行政報告で言ったように、役場機能を移転したわけだね。機能、専決で支所とか出張所とかでやっているけれども、問題は役場がどこにあるかなのだ。だから、あそこに新山前沖には役場はあるけれども、あそこで事務はとれないから、こっちへ移転しました。役場の機能移転です。支所は全般的なその取り扱いできる。出張所は軽易なものしかできないとうたわれているのだな。ということはこれ支所をつくるにしても、これは議会を開くにしても、公告しないとできないのです。それは町長にも言ったし、総務課長にも言ったのだ。やりなさいということを、づら切っていないでやりなさい。ここへはこれ埼玉に役場を移すと書かれているから、総務課長はいいと思ったのだべ。町役場を移転した事務所等に改める。これはここは、騎西高校は役場ですかとだから今聞いている。町長は違うと言う。ということはこれも直してもらわなければならないし、公告もやらないと議会も、事務局長、何ぼこれ議長がやるなんて言ったって、今回の議案で、提案で専決処分を可決して認めてもらったとして、今度はどこに公告する。議長は3日以内に町長報告するのだよ。そうしたら、どこに公告するのだい。大変問題なのだ、これ。

町長、騎西高校には掲示場があります。掲示場ってどんなのだよとこうやってみたら、何だか町の公告でないのだ。何か変なチラシらしきものがびびっと張ってあるのだっぺ。あれは公告式条例全く違反ですからね。掲示場、掲示場としてちゃんと定めなければならないと書かれているわけなのでしょう。だから、それもない。みんなないないでいいあんばいにやっているのかと言われても仕方がないような状況ですよ。あしたまた質問しますけれども、町長、答えられるように準備しておいてください。だから、とりあえず議長、役場、役場は双葉町新山前沖にあるのだべね。そう今、町長答えたから安心した、おれは。埼玉へ役場持ってきてしまうのかと思って、本当に心配していた。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（清川泰弘君） それでは、以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。



(午前10時26分)

平成23年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年6月29日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

6番 菅野博紀君

8番 伊澤史朗君

11番 佐々木清一君

5番 岩本久人君

3番 野村満君

10番 谷津田光治君

9番 木幡敏郎君

散 会

○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（清川泰弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号6番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

6番、菅野博紀君。

（6番 菅野博紀君登壇）

○6番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号1番、議席番号6番、菅野博紀。ただいま議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

一般質問に入る前に、3月11日に東日本大震災で亡くなられた方に心よりご冥福を申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災、翌日12日には福島第一原子力発電所の事故により避難、天災と人災が重なり、家族が亡くなられた方や行方不明の方、その心中ははかり知れない。そして、家屋や車、そのほかにもいろいろなものが津波によりなくなり、原子力発電所問題により3カ月以上も続く避難生活、いつ帰れるかわからない明確な答えも出ず、行政としての方向性もないように思います。このようなことから、行政全般について質問させていただきます。

（1）、平成23年4月19日、議会全員協議会で双葉町の義援金の額は3億5,000万円ぐらいとのことでしたが、現時点での金額と委員会をつくり早く配るとのことでしたが、4月19日以降、委員会をいつつくり、何回開いたかお伺いいたします。

（2）、平成23年6月1日に義援金をいただくことを中止との発表がありました。このことについて、町長はどなたかに相談された方がいるのならお伺いいたします。

（3）番、今後、行政として子供たちの将来をどのように考えているのかお伺いいたします。

（4）番、教育委員会として今回の震災の対応はどのようにしたのか、避難生活をしている今後の子供たちに対する対応をどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

（5）番、行方不明者捜索時、自衛隊や警察等で引き揚げ品として位牌や写真、その他にもいろいろ

ろなものがあるみたいですが、当町にもあるのか、あればどこにあるのか、いつごろからあるのかと保管方法をお伺いいたします。

(6) 番、平成23年度採用予定は、何人いて何人採用したのかと採用しなかった人に対する対応、臨時職員に対する対応をどのようにしたのかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長（井戸川克隆君） 6番、菅野博紀議員の一般質問にお答えいたします。

町政全般について。町義援金の現時点での金額のおたただしですが、4月19日の全員協議会にお示しました義援金の総額3億5,000万円くらいという額につきましては、双葉町に交付されました県の義援金を含んだ額となっており、県内外の団体や個人から双葉町へ寄せられました義援金は、平成23年5月31日現在で、約3億400万円となっております。

続きまして、委員会をいつつくり、何回開いたかのおたただしではありますが、東日本大震災義援金双葉町配分委員会は、平成23年6月1日に設置し、平成23年6月15日に同配分委員会を開催いたしました。開催回数は、1回であります。

次に、平成23年6月1日に義援金をいただくことを中止したことについて、どなたか相談された方はいるのかのおたただしではありますが、6月1日から義援金の受け付けを中止したことについては、私の判断で決めさせていただきました。もちろん中立的な立場の方には話をしております。私たち双葉町は、避難指示を受けて以来、行くところがなく、現在埼玉県並びに加須市に大変お世話になっている立場であり、さらに「市を挙げて双葉町を応援していこうと思っていたが、事件を起こした双葉町は、早く加須市から出て行ってほしい」との声もありました。私は、このような状況の中で、地域との結びつき、地域の方々の心情を大切にしていきたいとの強い思いから、義援金を自粛することに至ったものであります。

次に、行政として子供たちの将来をどのように考えるかのおたただしですが、未曾有の大震災・原発事故の被災以来、双葉町から避難して3カ月余り、それぞれの家族がそれぞれの地に生活の場を求めるとともに、この間、学校生活のスタートに向けて対応に苦慮されたものと思われまます。幸いにして、小中学生につきましては、都道府県、市町村を問わず、すべての学校で柔軟に「区域外就学」を受け入れ、全員無事に学校生活を送っているのが現状であります。当分の間、この現状の安定を図るとともに、全国の双葉町の子供たちを視野に入れて就学支援を積極的にしてまいりたいと考えております。8月末には、双葉町の全国の小中学生が一堂に会し、再会の集いを開催し、そのきずなを確かめる機会を設定したいとも考えております。たとえ学習の場は違っても、これまではぐくまれた双葉町の教育は、必ずや生き続けるものと確信しております。近い将来、双葉町の学校が再開した暁には、双葉町が掲げてきました「求められる人材の育成」を目標に、再び教育の充実に力を注いでまいりた

いと考えておりますので、ご理解願います。

次に、行方不明者捜索時に自衛隊や警察等により回収した位牌、写真、その他の物品等の保管方法についてのおたただしではありますが、現在旧騎西高校体育館2階アリーナに保管し、泥、付着物等を取り除く作業を行っているところであり、間もなく終了する予定でおりますので、近日中には所有者のわかるものについては、それぞれのご親族にお渡しすることができると思っておりますので、ご理解を願います。

次に、平成23年度新規採用職員についてのおたただしではありますが、平成23年度の新規採用予定職員は、5名でありましたが、そのうち採用者は1名であります。また、採用予定者の内定取り消しは、さいたまスーパーアリーナに避難中の3月25日に通知いたしました。町の採用内定取り消しの意思が十分伝わっていなかったと判断されましたので、再度文書で通知をさせていただいたものであります。

○議長（清川泰弘君） 教育長。

（教育長 江尻邦夫君登壇）

○教育長（江尻邦夫君） 菅野博紀議員のご質問にお答えをしたいと思います。

教育委員会として、今回の震災の対応はどのようにしたのかというおたただしでございますが、東日本大震災の発生直後、各幼小中学校に対し、各学校防災計画に基づく緊急避難及び園児・児童生徒の安否確認、さらには学校施設の被害状況の把握について指示をいたしました。園児・児童生徒の安否につきましても、緊急避難直後、教職員と保護者との緊急連絡網等により速やかに行われ、園児・児童生徒の安否が確認され、教育委員会に全員の無事が報告されました。

その後、福島第一原子力発電所の事故発生により、屋内退避以降、緊急避難を余儀なくされ、幼小中学生が全国に分散して避難するという状況になりました。教育委員会といたしましては、全国に避難している園児・児童生徒の避難箇所の確認と就学状況の把握を行い、就学機会の確保や就学援助等の支援を実施してきております。

次に、避難生活をしている今後の子供たちに対する対応をどのように考えているのかのおたただしではありますが、長期に避難する園児・児童生徒に対する経済的支援として、入園料、保育料、学用品購入費や通学費など、保護者に対し就学援助費等の手厚い支援や被災の影響があると思われる子供たちに対する心のケアを図るため、受け入れ側の各学校における学習支援、教育相談業務の充実や家庭及び避難所等の巡回相談の実施などをお願いしてまいります。

また、福島県、福島県教育委員会、国の関係省庁に対しましては、福島県内、県外において長期に避難している児童生徒が避難先の学校において十分な教育が受けられるよう施設・設備の整備、備品購入等に要する経費に対する財政支援や学校再開に向けた特例的財政支援を要望するなど、今後も被災した園児・児童生徒のために適切な教育環境を確保するよう、きめ細かな対応を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 済みません。再質問に何点か入らせていただきたいと思います。

（1）番の義援金のほうなのですけれども、（1）番、（2）番なのですけれども、4月19日、私、全協を開いたときに、金額はさておいて、3億5,000万円がなぜ3億400万円になったのかなというのも、すごく不思議なところもあるというか、もうちょっと説明が足りないのかなとも思いますが、その前に、4月19日の全員協議会で、町長の答弁で、配分方法については、早くやりたいというお答えももらっています。これは全員協議会の中で配分をしなくてはならない。なぜ配分をしなくてはならないのかというのは、やっぱりおふろ代とかすごくお金がかかる、経費がかかる時期です。実際に4月28日から県・国の義援金はいただくようになりました。4月19日現在では、実際にはもらえていないのです。町で3万円の貸し付けとかそういうのもやっていたけれども、毎日おふろ入りたい人が入れないような状況とか、そういう問題がいっぱいありました。子供たちも入れば、そのおふろに入るお金が、1日置きとかそういうふうになれば、いじめの原因にもなります。実際に高校に通わせる親がスポーツやらないでくれというようなお話もありました。そういうお話が私はお伝えしたつもりですが、それがつくったのが6月1日で、配分委員会をやったのは6月15日1回だというお答えでは、私は納得できるお答えにはならないです。町民のお話をもうちょっと聞いていただきたい。というのが私思います。

義援金問題で6月1日に義援金をいただくことを中止にしたということですが、それも町民との第1回目の話し合いで、騎西高校での話し合いの中で、ほとんどの町民の方々は、私発言させてもらったときには、勘違いではないとは思いますが、拍手をいただいて、義援金をもらうことを中止するのをやめていただきたいというようなお話だったと思います。それも町長独断でやったというお答えですが、ほぼ独断ですよ、独断ではないか。町長のお考えでやったということですが、町民の話は聞いていただけないのかなと、そういうお話だと思います。

あの6月1日に、町長メール、そしてファクスで、これだけの人たちに批判を受けていますよって、私、あの日覚えてます。よく覚えてますけれども、これだけの人たちにこういうご指摘を受けていますということで、紙をこうやって見せてもらいましたよね。

町長は、双葉町の町長であって、ほかの地域の町長ではないと思います。ほかの地域の方のお話を聞いて、なぜ双葉町の町民のお話を聞いていただけないのかなというのが残念です。そのことについて、なぜ双葉町の町民の話をあのとき聞いていただけなかったのかということでご答弁いただきたいと思います。

あと、ちょっと4番目、教育委員会は後にさせていただきます、（5）番の行方不明者捜索時の引き揚げ品についてなのですけれども、ご答弁いただいていないことが1つあります。いつごろからあるのかということをご答弁いただいていないように感じます。これは、私、福島に行ったときに、浪江の方に、浪江の二本松の針道小学校にそういう引き揚げ品があるよということをお聞きしました。

それで、双葉の人も結構あるみたいで、行政のほうにも言っているはずなのだけれどもなというお話を聞いて、私、その翌日に針道小学校に行かせていただきました。写真、位牌、ランドセル、その他いろいろありました。その中で双葉の方、私が連絡つけられる方のものは持ってくる許可をいただき、持ってきてお渡ししました。その中ではっきりしたあれはわかりませんが、双葉の引き揚げ品が双葉町役場にあるということをお聞きしました。津波、地震等で家族を亡くされた方や財産をなくされた方、思い出までなくされている方々にせめて思い出、写真とか先祖の位牌とか、早くお配りするのが私は人の道だと思います。

そして、今、3月11日からもう3カ月以上たっています。3カ月以上たって、それをどのように保管したのが一番重要だと思います。ほかの町のことは言いたくないですけれども、実際に言えば、洗って干して、いろんな施策をしながら皆さんにお配りしている隣町もあります。双葉町はやらないのかな、そのお話をお聞きして、担当課長には私お話ししましたけれども、どういうふうになっているのかなということで、実際にはもう随分たってからだと思うのですけれども、それでなくても津波とか泥とかでだめになるものもあるのに、なぜそういうものを配るような、持ち主の方に早く返してあげるようなことをしなかったのか、相手の気持ちを考えてほしいと思います。そのことについてもご答弁ください。

あともう一つなのですけれども、6番目の採用についてなのですけれども、実際に僕は、3月25日というお話を聞きましたけれども、6月7日に通知を出したのではないですか。採用取り消しの通知を6月7日ではないのかなと、ちょっとここにその写しを見ているのですけれども、それと4月2日に1日付で採用予定だった5人の内定を取り消したことを明らかにした。新採用は、昨年9月から臨時職員として雇用している男性1名にとどまるということでしたが、町で雇用で待っていた方に、臨時職員の募集をかけたときに、その人たちにも何で声をかけてあげなかったのかなと、そしてその人たちが本当に自分たちが採用されないという通知が行ったのは、本当に3月25日なのか、それとも本当に6月7日が正しいのか、それはご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう一つ、教育委員会のほうなのですけれども、私知っている限りで、町の方向性がわからないことによって、年長さんのお子様をお持ちの親が、お姉ちゃんは小学生だから転校させたけれども、どこに行くかわからないから、まだ幼稚園に入れられないのだという方がいるということを教育長には私お話していると思います、前に。そういうところにも手厚い保護をしていただきたい。

そして、あるアンケートやりましたね。私もいただきました。教育長にもわかっていらっしゃると思いますけれども、5月でしたっけ、日にちを言わせていただければ、10日、11日の日に配り始めて、要は郵送とかかけて、13日が締め切りだと、答弁の中でありましたよね。日本全国に散らばっている、散らばっているという本当語弊がありますけれども、避難されている子供たちに、10日と11日に郵送かけて、ある親が言っていたのは、13日だか12日に届いたので、間に合わないので出さなかったと、もうちょっと避難している方のことを考えてほしい。子供たちは、これからの双葉町を支える次の世



代なのです。大人が手をかけるところをかけなかったら、多分本当にいろいろな問題が出てくると思います。今いじめ問題もいろいろ出てきています。それに今後も教育委員会として取り組んでいただきたいなと思いますので、ぜひその子供たちの親と直接お話できるようなチャンスもつくって、今後双葉町の子供たちも、避難しても頑張っている子供たちだなんて言われるような子供に育ててほしいと思うので、大人の手助けをしたいと思いますので、教育委員会を中心にやりたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まずもって義援金の話でございますが、早くやりたいということでありましたが、今日このようになったことに対しましては、おわびを申し上げたいと思います。なかなかはかどらない状況にはあるということもご理解をいただきたいと思います。

それから、町民の声を聞いてやったのかというおただしでございますが、現在騎西高校、約900名、リステル約800名の方が避難所生活をしております。それ以外の各全国にいる自主避難して自主生活をされている多くの町民からも意見をいただきながら、調整をしているところでございます。あの方たちからは、私たちは自主的に生活しているのだと、しっかりやってほしいというような多くの声も聞かれております。この避難所の生活に対しての羨望の声も届いております。したがって、多くの町民の話を聞きながら、現在町政を執行しております。

行方不明者の遺品等については、住民生活課長のほうから説明をさせたいと思います。

採用に当たっては、総務課長から説明をさせたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 住民生活課長の渡邊です。先ほどの菅野博紀議員の再質問についてご説明申し上げたいと思います。

遺品、それから引き揚げ品等についてどのような処理をしてきたのかということについてご説明申し上げます。3月11日の大震災に伴う津波によりまして、本町においては中浜地区、それから中野地区、それから両竹地区の海浜において津波の被害を受けております。それに伴いまして、3月、それから4月、5月と遺体捜索時に関係各団体、自衛隊、それから福島県警、それからご協力いただきました各県警の皆様によりまして、多数の引き揚げ品、それから遺品等が採取しております。こちらにつきましては、双葉町役場のほうに一たん保管しておりました。6月の初旬から中旬にかけて、こちらの騎西高校のほうへ搬送しております。そのほかにも随時自衛隊、それから警察等のほうからも引き揚げ品等がありまして、こちらについても随時集めて、こちらのほうに運んでおります。

あと針道小学校のお話が出ましたが、針道小学校においても確かに双葉町のものと思われるものが、大分、両竹地区、請戸地区方面に流れておりました。こちらにつきましては、連絡を受けまして、現地で活動している職員が針道小学校のほうへ出向いて、いろいろ物品等を確認しております。近々針

道小学校での展示が終了するというので、双葉町の分については、現在リステル猪苗代のほうへ一たん運んでおります。こちらにつきましても、近日中に関係者のほうに配布できれば配布する方向で進めております。

騎西高校のほうで今行っております洗浄、それから汚れ落としにつきましてもほぼ終了しておりますので、近日中にこちらにつきましても展示を進めたいと思っております。

以上であります。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 平成23年度の職員採用についての菅野議員の再質問にご説明をいたしたいと思っております。

新年度の採用予定者については、3月下旬に説明会を予定しておりました。しかし、今回の震災により開催できなくなったということで、町長の答弁にもありましたように、3月25日にスーパーアリーナのほうから公用電話で、4月1日の採用は見送りとするということと、地方公務員法上では候補者名簿には1年間掲載されているということ、それから今後の予定は未定であるというような内容の連絡をいたしました。

その後、採用予定者本人等から採用の見込み等問い合わせがあったものですから、はっきり内定取り消しのことが伝わっていなかったというふうに判断されたものですから、今菅野議員おっしゃるように、6月7日に正式に採用内定取り消しの通知を差し上げたという経過でございます。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 教育長。

○教育長（江尻邦夫君） それでは、教育委員会からただいまの菅野議員の再質問にお答えを申し上げたいと思っております。

まず、第1点目でございますけれども、当初大変混乱の状況にございましたが、私が最初マークしたのは、やはり新しい小学校1年生の就学でございました。幼稚園から小学校へ行くその状況の中で、大変保護者の方々が心配されたものと考えておりますけれども、これもまた例外なく全国どこの小学校でも1年生をちゃんと受け入れてくださいましたので、安堵の胸をなでおろしたところでございます。

それから、2つ目のアンケートの件でございますが、これは大変締め切り日が迫っている状況の中で申し上げたことに対しましては、改めておわびを申し上げたいと思っておりますし、電話対応の中でそれぞれの保護者の方々におわびをしながら訂正をして、締め切り日が過ぎても十分受け入れて、それを参考にさせていただきたいので、どうかひとつ期間が過ぎてもご回答いただきたいというようなことを職員が全員で対応して、全国の保護者の皆さんにお願いしたところでございます。

おかげさまをもちまして、八十数%の回答率をいただいて、大変今後の教育行政に参考になるご意見までいただいたところでございます。

それから、第3点目でございますが、菅野議員のおっしゃるとおりで、子供の教育はまさに私たち大人が今後将来を担うであろう子供たちの健全な育成、これ1点にかかっている状況でございます。

騎西高等学校の中でも、それからリステル猪苗代の中でも全体の話し合いの機会を設けさせていただきました。これも大変参考になるご意見がございましたので、そのことを参考にしながら、まだ不十分ではございますけれども、いろいろなきめ細かな対応に当たっているところでございます。その他全国においてになる保護者の皆様に対しましては、全国平等に保護者、子供たちに情報提供したり、それから基本的な学習支援、それから教材の支援、そういうようなことをしたいという基本的な考え方がございますので、そのような考え方で全国の子供たちには、事あれば電話等での対応で子供たちの就学支援をしておる状況でございます。不十分ではございますけれども、今後冷静にそのようなことを含めて子供たちが平等に機会が均等であるように、子供たちの教育に当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） それでは、再々質問に入らせていただきたいと思います。

教育長、ぜひとも双葉町の子供たちのことを、私たちもみんなでやることだと思うので、今後のことに関して、将来に向かっての豊富ということではないですけれども、これからこういうふうにしていくぞというのを一言いただきたいなと思います。教育長のお考えをいただきたいと思います。

それで、町長のほうに、全体に対して本当お聞きしたいことが1つあります。私は、義援金、その他いろいろな行政執行で情報がないと私は思います。私は、福島避難所を回らせていただいたときに、町長に見せられたとかそういうあれで、義援金のときにはすごく電話をいっぱいいただきました。義援金の中止のことに関しては、いろいろな方から電話をいただいて、何を考えているのだということはずごく言われました。そして、私、ずっと町長にお頼みしたことがあります。ぜひ避難所を回ってください、町民と話してください。だけれども、町長は、6月1日まで、私町長と余りお話をしなくなってからしかそれをやっていただけなかったこと、あと行方不明者のご家族、行方不明者の引き揚げ品のほうをお持ちのご家族や、そういう方々、採用を取り消しになった方、ご答弁いただきました。6月7日に通知で、電話で、採用取り消しというのは、僕は甚だもって失礼だと思います。双葉町の役場は、こういう書面をちゃんと6月7日に出したので、これが本当の正式な採用取り消しだと私は思っています。採用されるかもしれないということで待っている方もいろいろいると思います。町長、僕は、執行者として町民と話さない執行者は失格だと思っています。私から言うと失格だと、私自身そう思います。

今、一番大事なことは、双葉町の町民が一つになることだと思います。それをサポートするのが執行者であり、実際に私は後手後手に回っていると思いますが、執行者としては私は賛成できない。町民だけでなく、私は、町長、今までのことに責任をとって、みずから辞意を表明することも双葉町の

将来、町民のためにも必要なことかもしれないと思いますが、今までのことについての責任についてお伺いいたします。

そして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（清川泰弘君） 教育長、江尻邦夫君。

○教育長（江尻邦夫君） それでは、菅野議員の再々質問について一言というので、お答えを申し上げたいと思います。

私の考えは、まずは現在の子供たちの姿を安定的に確保する。そのことが現在の私のなすべき責任であるというふうに考えておりますので、全国の子供たちを視野に入れて、現在の就学状況の安定をまず図っていきたいというふうに思います。

次に、近い将来、町が方向性が安定してきて、そして学校の立ち上げ等がなされようとしたそのことを想定しながら、福島県の教育委員会との連携を図って、そのことの準備を進めてまいりたい、そのような今思っているところでございます。ご理解を賜りたいと思います。よろしく願います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま菅野議員からのご要望というか、ご意見を賜りました。

まずもって町は一つになること、これは大前提でございます。このためにはやはり議会の皆さんにもいろいろとご指導、ご協力をいただきながらやっていかなければならないと考えております。私も精いっぱい毎日いろいろと執行者として時間を精いっぱい使っております。このような状況になって甚だ私も残念に思っております。通常であれば、この議会、こういう場でなくて、双葉町のあの場で議会を開いて、違う展開ができたであろう、そういう議会だったということで、甚だ今までの財政再建に取り組んできた私の気持ちが形として本議会あたりに提案できるものであったというふうに準備はしておりましたところ、このような場で議会を開くようになったことについては、甚だ遺憾というふうに考えております。本来は、ここに全部、私にその責任があるのかどうかということが菅野議員にはよくご説明をしていただいて、かかるこういう事態になったことについての問題提起もまたしていただきたいなというふうに思っております。

何よりも原子力発電所のこの事故によりまして、避難を余儀なくされて、皆さん本当に苦勞されております。先ほども申し上げましたように、全国にいる双葉町民がやはり双葉町の行方を心配しております。いろいろ情報は伝わっているようであります。特にこの避難所における生活している方たちに対する、やはり不平不満というものも私のほうに多く寄せられております。これもまた町民が一つになっていないなど、なれないのだと、早く何とかこういうことを収束しないといけないなど、そういう思いで今頑張っているところでございます。

この加須市民からも、きのうもご意見をいただきました。町民の態度が悪い、感謝の気持ちを持っているのかと、被災して大変なことは承知しているが、ふろも食事も無料であることに、やっってもらって当たり前の態度ではだめだと、騎西から出て行け、町民によく指導したほうがよいというような

叱咤意見もいただいております。多くの意見をいただいて、現在私は一番いい方法をとるようにしております。余り町民の皆さんに暗い思いをさせるような情報をなるべく出さないようにもしております。

やはり私は今まで、第4次総合計画の23年度は始まりの年であります。その中には、協働と共生、共助、こういう話を盛り込んでおります。こういうときこそお互いの立場を理解し合って、協力をすることが一番大事ではないだろうか、そんなふうを考えております。明確な方向を打ち出せないのは、やはり原子力発電所の動向がまだ何ら決まっていない、見えていない、そういうことあります。私もこの立場にいまして、甚だ心情としてはふんまんやる方ない立場にございますが、持っていきようがないところに、非常につらいものがございます。今まで町民の皆さんにいろいろと言われてきたのも十分認識しております。しかし、何とか収束する方向、何とか、一人非難を受けるのはやむを得ないなど、集中して非難を受けるのもやむを得ないなど、こういう立場であるからゆえに、しかしそういうことでは町が今後成り立たないのだということで、今後町民の皆さんにどういうまちづくり、どういうことをすべきかというようなたたき台も実は考えながら、現在おります。また、賠償問題についても水面下ではいろいろと勉強、あるいは協議をしながら進めております。まだ調いませんので、皆さんにはご提示できませんけれども、いろいろと町長としてやらなければならないことも現在やっております。ぜひここで申し上げたいのは、町民の皆さんにも何かができる、何かをやる町民になっていただきたいと思っております。精いっぱいこれからも町のために頑張ってまいりたいと考えております。

○6番（菅野博紀君） 済みません。双葉の町民の話聞くような町長であってほしいと私は思いますので、それをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（清川泰弘君） 通告順位2番、議席番号8番、伊澤史朗君の一般質問を許可いたします。

8番、伊澤史朗君。

（8番 伊澤史朗君登壇）

○8番（伊澤史朗君） 議席8番、伊澤史朗です。議長に一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

平成23年3月11日午後2時46分、この日を私たち双葉町民は決して忘れることはできないと思えます。東日本大震災という未曾有の1,000年に1度という大惨事が私たちの住んでいた福島県浜通り地方に起きたことを、マグニチュード9という想像を絶する大地震、そしてその後の大津波、そのために私たちの双葉町に住む浜野地区、両竹地区という部落が壊滅的な被害を受け、建物という建物が一瞬にして津波に流され、そして住んでいた町民が多数亡くなり、いまだに不明者がいるということを私たちはまだそのことを信じることはできません。しかし、そのために犠牲になった人たちの冥福を祈るとともに、残された町民が一丸となって町の再興、復興のために頑張らなくてはならないと思えます。

3月12日に県内の川俣町、そして二次、三次避難所となったさいたまスーパーアリーナ、加須市の騎西高校と約3カ月の長きにわたり避難生活を送っているわけです。今まで想像もしたことの無い環境に町民は大変な思いをしながら生活をしているわけです。一時避難をした川俣町では、多くの双葉郡内の避難民を受け入れて、困難な状況の中、当日からおにぎり、たくさん支援物資を提供していただいた川俣町の町長以下町民の皆さんに、この場をおかりして感謝を申し上げるとともに、特に私たちの避難をしていた川俣町飯坂小学校の校長先生、教頭先生、公民館長さんや地域の自治会、そして消防団の皆さんに感謝をしたいと思います。

また、さいたまスーパーアリーナでは、多くのボランティアの皆さんに大変親切にいただいたことも忘れることはできません。3月30日からは、加須市旧騎西高校に三次避難をし、地元の加須市の皆さんはもとより、騎西地区の多くの皆さんに物心両面から応援をしていただいていることに、言葉では言い合わせないぐらい双葉町民は感謝をしていると思います。

そんな中で町長は、一次、二次、三次避難と大変重い決断をし、町民を安全に避難をさせていることに対しては、議員の一人として敬意を表したいと思います。しかし、その後の役場の設置条例や双葉町の義援金の辞退等、独断で判断をし、各分野からの反対や批判に対しては反省をしなければならないと思います。

この3カ月間の避難生活という想像できない現実を今後どのようにし、町民のために双葉町の再生、復興を具体化していくのか、以下の8つのことを質問したいと思います。明確な答弁をお願いいたします。

#### 1、行政全般。

(1)、3月11日東日本大震災以降、川俣町、さいたまスーパーアリーナ、加須市旧騎西高校に三次避難をしているわけですが、ほかの被災している双葉郡内の7カ町村と違って、なぜ県外なのかお伺いいたします。

(2)、旧騎西高校に3月30日に入所以降、最高と最低の人数とその月日はいつなのかお伺いいたします。

(3)、リステル猪苗代の入所以降の最高と最低の人数とその月日をお伺いいたします。

(4)、双葉町民が役場機能が県内にないため大変苦勞されていると聞いておりますが、今後機能の移転を考えているのか、またそのときはいつごろと考えているのかお伺いいたします。

(5)、双葉町に義援金は4月19日の全員協議会の中で3億5,000万円と町長はおっしゃっていましたが、現在は幾らなのか。また、配分を早急にするとおっしゃっていましたが、いつごろと考えているのか。

(6)、5月31日に犯罪が起きて逮捕者が出ました。6月1日の町民との対話集会で義援金の辞退を発表し、その後撤回したのはなぜなのか。町民の声を聞いて判断すべきと思うが、なぜ独断でそのようなことをしたのかお伺いいたします。

(7)、さいたまスーパーアリーナで臨時議会が開かれ、その場所に役場出張所が開かれました。3月31日で終了し、その後旧騎西高校に役場機能を移転し、専決処分をしましたが、その措置が適切であったかどうかをお伺いいたします。

(8)、警戒区域に指定される前に、町に戻らないように町長はおっしゃっていましたが、それを守らないで戻った町民が多くいたかのように伺っております。そのことに対して町長はどのように思われるか。また、その町長の言われたことを守ったために、盗難等の被害に遭った町民もあったように伺っております。正直者がばかを見るというようなことにどのように思われるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 8番、伊澤史朗議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

行政全般について。他の町村と違って何ゆえ県外に避難しているのかのおたただしではありますが、スーパーアリーナを避難施設として使用できる期間が3月31日までとなっていたため、二次の避難施設を打診していましたが、埼玉県知事からここ旧県立騎西高校施設の活用を提案され、現地を視察後、町民がまとまって生活ができ、さらに安全な場所であることを確認したことから、移転することを決断したものであります。

次に、旧騎西高校の入所以降の人数のおたただしではありますが、最高は4月4日の1,423人、最低は6月22日の952人となっております。

次に、リステル猪苗代の入所以降の人数のおたただしではありますが、最高は6月2日の780人、最低は4月8日の217人となっております。

次に、今後の役場機能の移転の考えとその時期についてのおたただしではありますが、役場機能の移転につきましては、原子力発電所事故の収束が第一であり、全国の皆さんが安心して生活できる状態に戻ることが必要と考えております。事業者には、4月17日に発表した計画により全力で取り組んでおりますので、目標どおりの収束を期待するものであります。それまでの間は、この旧騎西高校に役場機能を置き、ここから全国の町民の皆さんの生活の安定化に向けて種々の事務事業の実施及び情報の提供、さらには生活支援物資の支援をしてみたいと考えております。

次に、町義援金の現在の金額と配分はいつごろと考えているのかのおたただしですが、4月19日の全員協議会でお示した義援金の総額3億5,000万円ぐらいにつきましては、双葉町に交付されました県の義援金を含んだ額となっており、県内外の団体や個人から双葉町へ寄せられました義援金は、23年5月31日現在で、約3億400万円となっております。

続きまして、双葉町義援金の配分につきましては、現在のところ7月中旬ごろから支払いの開始を予定しております。

次に、6月1日の町民との対話集会で義援金の辞退を発表し、その後撤回したが、なぜか。町民の声を聞いて判断すべきと思うが、なぜ独断でしたのかとのおただしであります。先ほども菅野議員の答弁でも触れましたが、今回の東日本大震災により避難を余儀なくされ、福島県内の川俣町、埼玉県さいたまスーパーアリーナ、そして加須市と大変お世話になっております。今回の災害で双葉町が行くところがないという苦境の中で避難を受け入れていただいている地域の方々の心を大切にしたいとの強い思いから判断させていただきました。

撤回に当たっては、町民の皆様、議員の皆様、あるいは全国の方々の貴重なご意見を賜り、さらに課長会での意見を踏まえて、1週間という一つの区切りを経て、6月8日から義援金の受け付けを再開させていただいたところであります。

次に、専決処分により旧騎西高校に役場機能を移した措置についてであります。地方自治法第179条第1項には、普通公共団体の長は、議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、議会に議決すべき事件を処分できるとされております。今回の場合については、さいたまアリーナから旧騎西高校への移転を3月30日及び31日に実施しており、まさに議会を招集させていただく時間的な余裕がありませんでしたので、専決処分により地方自治法第155条第1項に基づく支所をここ旧騎西高校に設置したものでありますので、ご理解を願います。

次に、警戒区域指定前の町への帰宅に関してのおただしであります。我々双葉町民は、埼玉県及び加須市の多大なるご支援のもと、移転することにいたしました。入所する際には、団体生活をしていく上でのマナーとルールについての事項を作成、これを遵守するようお願いいたしました。それだけに残念であると考えております。

ふるさと双葉を離れての団体生活には、不自由はあるとは思いますが、協働の精神のもと、今では役場と町民の皆さん自身での避難所の運営へと移行され、支援物資の仕分けや各フロアでの配布提供、清掃、ごみ収集などを実施いただいているところであります。この小さなコミュニティを維持していくためには、みんなで決めたルールは守り、自己主張ばかりでなく、お互い協調し合うことが大事であると思いますので、今後ともご理解をいただき、行動されるよう望むものであります。

○議長（清川泰弘君） 8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） ご答弁ありがとうございます。

8つのことの中で関連して質問させていただきます。

(1) 番のさいたまスーパーアリーナから加須市に移って、今支所ということで4月1日に専決処分が今回の議会にも出てきておりますが、この加須市に移ることに決めたのには、埼玉の知事に相談をして決めましたという今ご答弁でしたね。その日はいつ決定したのか、そこをもう一度お伺いいたします。

それと、2番、3番、4番のことで関連して質問させていただきますけれども、騎西高校が最高



1,423人、最低が952人、リステル猪苗代が最低で217人、最高780人、私が調べた数字によりますと、埼玉県では双葉町民が約1,500人、福島県内では2,900人の双葉町民が居住している、そういうふうに私が調べた情報ではなっております。ということは、福島県内に双葉町町民が数多く住んでいる、そういうことがこの数字でははっきり出てきているわけですね。その双葉町民の多くの皆さんがいる県内に役場の支所がないのは、いかにも不自然ではないかと、そのように考えております。町長は、先ほど答弁で、原子力発電所の今回の被災が収束したらということでありますが、ほかの7カ町村は、にもかかわらず福島県内に残って、町村の再生、復興のために頑張っているわけです。そういったことを考えたときに、双葉だけ、町長は健康の問題、就職、自立させるためにということをおっしゃっておりますが、ここの加須市にいる人口は900人、双葉町の人口が住民基本台帳が今住民登録していない方も含めて7,100人ぐらいいるはずですが、その中の割合からしたら、いかにも少ない人数ではないかと、それと比べて福島県内にいる人たちは、2,900人ということは、もう推して知るべき数字がはっきりこれ出ているわけですね。約4倍、3倍ですか、3倍の人間が福島県にいるわけですよ。そういう多くの人間がいるところに役場の機能が本来の姿であるべきだろうと私は思っていますし、恐らく全国42の都道府県に散らばっている双葉の町民もそのように考えている方が多いと確信しております。そういったことも含めて、町長には、双葉町は加須市以外引き受けてくれるところがないというような、行くところがないというような先ほど発言がありましたけれども、福島県内では少なくとも白河市長、議会で、福島県議会、福島の副知事、そして白河市に仮設の候補予定地を議会で視察に行ったときに、白河市長は、ぜひ双葉の町民の皆さん来てください、そのために私たち白河市民だけでなく、県南地区を挙げて皆さんを支援します、そのようにおっしゃっていただきました。それはそのとき議会の議員が全員行っていた人数が皆聞いている話であります。そのことも町長には既にお伝えをしております。そのようなことがありますのに、なぜ加須市にこだわっているのか、そこが非常に私は不思議なのですけれども、これは町長、そのような決断を早くされるべきだと思います。

というのは、福島県に時期として早急に戻らなければ、双葉町が戻るスペースがなくなるということも考えなくてはならないと思います。当然健康被害のことも考えなくてはなりませんけれども、現在の放射線量の数値は、少ないところでは南会津が一番、たしか線量の数値は少なかったと思います。その次がいわきと田村市ですか、その辺がかなり線量的には少なくなっているはずですので、その辺も考えて、また双葉町が戻るための参考にさせたらいかかだと思いますけれども、そのことに対してお伺いいたします。

あとは、義援金の質問ですが、6月1日に町民との対話集会で騎西高校のアリーナでしました。そのとき私もそこに参加して、町長が義援金の辞退ということをまずあいさつの中でおっしゃいました。それは、非常におかしいのではないかと、私そのとき発言しました。というのは、義援金を送ってくださる側の判断に任せるべきだろう。私たちがいただけるものを要りませんよというのは、甚だ失礼ではないかと、そういうふうに私は思って、そのような話はしたつもりですし、そのときその対話集

会に参加されていた町民の皆さんが私の意見に賛同してくれたように、私は思っておりました。町長は、町民の意見を聞いて判断するというを常々おっしゃっておりますが、そのことに関しては町民の意見を聞いて判断をされたのではないと、そのように感じております。

そして、私の判断で義援金を辞退しますと、その後、全国各地、マスコミ報道等抗議の電話、ファクス、メール、たくさんの方が双葉町役場騎西支所に来たという話を伺っております。そういったことで町長は、世論がそのようなになっているならば、義援金の辞退を撤回すると、そのような新聞報道もありました。そういったことに町長は、まず町民と協力して、一致団結して、一つになってやっていきたいと思いますということをおっしゃっておりますけれども、まず町長自身が町民と対話をし、議会と対話をすることが一番大切なことではないかと思えます。そういったことが非常に少ない。3月11日以降、私は限りなくゼロに近いように思っております。そういうことが今回の問題にも大きく出てきているのではないかなと、そのことに対してもご答弁をお願いいたします。

専決処分ですが、先ほど町長は、これはちゃんとルールにのっとっているという話がありましたが、これ議員必携の中に、専決処分というのがあるのですね。325ページ、専決処分できる場合、議会が成立しないとき、2番目には、議会を開くことができないとき、3番目、町村長が議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、このことを先ほど町長はおっしゃいましたけれども、この件に関しましては、3月28日のさいたまスーパーアリーナの臨時議会の中で、同僚議員が3月31日でスーパーアリーナの役場出張所は終了してしまうから、4月1日から騎西高校へ行くのであれば、設置条例をつくっておいたほうがいいのではないかとということが話されております。そして、4月19日の騎西コミュニティセンターでの答弁では、議長が今後専決処分等は議会は定足数を必ず維持しますから、専決処分をやらないで、議会でその議決をされるように申し入れますと、そのようなことがあったにもかかわらず、その4月19日の時点でも、その4月1日の今回議案に出てきます騎西高校の役場支所の設置条例、リステル猪苗代の出張所の設置条例は、何ら話がされておられません。それで、きのうの28日の町長の行政報告の中で、この議案の中には、リステル猪苗代は出張所ということで専決処分が出てきております。しかし、あなたの行政報告の中では、リステル猪苗代は連絡所というふうな発言がありました。これは余りにもお粗末ではないですか。そういうことを自分で決めておきながら、自分でその判断を誤る。非常に不思議な感じがします。そういったことも含めて、このことは非常にこの専決処分に対しては、私は違反していると断言をさせていただきたいと思えます。

そして、町長が言われていた時間的余裕がなかったということがここに、議員必携に書いてあるのですが、招集する時間的余裕があったと思われるのに、町村長が主観的に時間的余裕がないとして専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては毅然たる態度で、不承認として町村長に反省を与え、今後を戒めるべきであると、これ書いてあります。まさにこのことに該当しているように私が議員として思います。このことのことについてもご見解をお伺いいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 伊澤議員の再質問にお答えいたします。

まず、スーパーアリーナから騎西高校に移転することについてのおただしでございしますが、3月23日の全員協議会でお話をさせていただいております。ここで了解を得て、24日に埼玉県の方にその旨の報告をして、移転することに決定いたしました。

それから、この県内と県外の話でございしますが、今現在、県内には二千八百何名かの方たちが住んでおられるのも事実でございしますが、県外にはその残りの方が住んでおります。そして、またこの関東圏には3,000名以上の方が住んでおります。

いずれにしろ、これは福島県に双葉町は戻らなければならないと考えております。この場所については、白河市がいいのかどうか、これも含めて今後検討しなければならないと考えております。戻らないつもりはございません。いずれ戻る必要が絶対必要でありますので、その辺は私はそのように考えております。

議会との対話についてでございしますが、これは私も望むところでありまして、いろいろと議会の皆さんが一致団結していただいて、そして議長さんを筆頭に、私のほうと対話ができるような環境も必要かなと、そんなふうにも思います。そして、いろいろ忌憚のないお話をさせていただきたいと思えます。

それから、専決処分の見解でございしますが、これは一応執行部として判断した結果でございしますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（清川泰弘君） 8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） ありがとうございます。

最後になりますが、確認の意味で、私ちょっと町長にお話ししておきます。6月22日に出納室に向きまして、大沼税務課長にリステル猪苗代は正式名称は何ですかと私伺いました。リステル猪苗代は連絡所ですと、そのように聞いております。きょう、まさにきょう、6月29日、朝出納室に行きまして、出納室に張ってある掲示の紙にもリステル猪苗代臨時対策連絡所とありました。出張所とは一言も書いてありません。そういったような幹部職員に情報がきちっと伝わっていないこと、そういうことはまさにトップとしてどのような判断をされるのか、きちっと幹部職員との連絡調整、意見交換などをしっかりとやっていただきたいと思えます。そういった情報の共有がされていないことが今回いろいろな問題が起きている一番の原因だと思えます。

そして、今町長の答弁にありましたけれども、議会との対話は望むところだという話は、議会のほうが先にそのことを町長には申し入れしているはずです。そういう対話をしましょう、町長、議会といろいろ話をしましょうということは、常々私は言っているつもりでありますし、事あるごとに町長個人にも私はお話をしてきました。そういったことをやっておられないのは町長であるということをごきちっと自覚をしていただきたいと思えます。

また、今回の義援金の問題ですが、6月1日の町民との対話の中で、町長は、私は今までいろいろなことに対して責任を持ってやってきたと、必ず責任をとりましたと、そういうことをおっしゃっておりました。責任をとるといふのはどういうふうに責任をとるのか、まさに今回町民との対話、町民の意見、考え、議会との対話のないこのような独断のやり方をして、義援金の多くの皆さんに迷惑をかけたことに対して、町長は道義的、政治的にどのような責任をとられるのか、最後にお伺いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まずもって伊澤議員の再質問にお答えいたします。

税務課の部屋に張ってあったことについては、大変私も監督の不行き届きでありました。早速訂正をして張り直しをさせたいと思います。おわびを申し上げたいと思います。

また、義援金につきまして責任をとると言って、すべてにおいて責任を常に、義援金に限らずその責任の重さを自覚をしながらやってきております。今まで、過去6年間、財政再建のために一生懸命邁進してまいりました。これも財政再建という旗印に対して、まずいろいろとご不満もご意見もあったかもしれませんが、やはり町を倒産させるわけにはいきませんので、そのようなことで一生懸命やってまいりました。これからも双葉町がこの次の世代にいい双葉町をつなぐためにどうあるべきかというようなことを最大限の政治課題として、一生懸命仕事をするのが責任をとるものと私は判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議会の皆さんに対しては、大変失礼をいたしました。これから双葉町が抱える多くの課題がございます。その課題に向かって私のほうからお願いいたしますので、ぜひご協力、ご意見を賜りたいと思いますので、この場をおかりしまして、特に私もいろいろ議会のほうにお願いをしてまいりたいと、そんなふうに申し上げまして、答弁とさせていただきます。

専決処分についてですが、やはり今までこの3月11日以降、職員一丸となっていろいろ仕事をしてまいりました。今一時立ち入りのために多くの職員が現場に赴いております。本当に何か非日常的な業務の中で忙殺をしているのが現状であります。何といたしても、住民の皆様のためにいろいろと対応していかなければならないと、これは責任あるものですからやるわけでございます。やってきたわけでございますが、いろいろと時間的に本当に余裕のなかったのも事実でございますので、どうぞその辺もご理解をいただきたいと思います。

（「議長、議会、ちょっとかなり侮辱されたと私は思っているんですが、議長はいかが考えますか。議会は一致団結をしなければだめだと町長は今発言した、答弁したんですが、みずからは自治法にかかっている統括権、これを自分で責任持ってやんなきゃなんないのに、議会が一致団結しなきゃだめだと、そういう、議長はどうそれを判断するか、どう考える」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これは、我々は、議会は議会、議員としての仕事はきっちり、皆さんも私もしているつもりでございます。執行部からの提案もないのに、ああだこうだということは執行権の侵害ということ常々聞いておりますから、私はこの自治法の中で議員の職務ということで、その中で十分やっていますから、町長が言うように一致団結していないとか何かということは、私はないと思っています。

（「休憩」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前10時20分

---

再開 午前10時30分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。再開します。

通告順位3番、議席番号11番、佐々木清一君の一般質問を許可いたします。

佐々木清一君。

（11番 佐々木清一君登壇）

○11番（佐々木清一君） 議長から通告に従い一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、その前に、先ほど菅野議員もおっしゃられましたが、このたびの東日本の大震災により、津波で家屋もなくなり、また死亡された方々にお悔やみと、またお見舞いを申し上げたいと。さらには、この東京電力のこの事故により被災され、そして悲しくも被災地においてとうとい命をなくされました町民の方々にもあわせてお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきますが、菅野議員、伊澤議員とともに、同じような質問になってしまい、多分答弁も同じような感じで来るのかなというふうな気がしますけれども、あえて通告しておりますので、質問させていただきます。

3月11日、3.11ですね。東日本大震災が発生し、それに関連しての東京電力福島第一原子力発電所の事故発生、町民一人一人がまさかと思いながらも、大変な事故になってしまいました。3月12日早朝、町民全員避難が始まり、そして川俣町を初め県内、県外へと避難されてから3カ月を過ぎ、もう間もなく来月11日で4カ月になろうとしております。これまでも議会としても私自身も万が一を思っ、避難道路の確保を国、そして東電へ要請してきました。これは町長もわかっていると思います。残念ながら、この避難道路は達成できないまま、今回の災害が発生してしまいました。避難するのに5時間も6時間もかかった人もおります。夜の夜中に避難先に着いた方もいます。どういうわけか大熊町は前の日からバス何台も用意していたそうです。ところが、双葉町は各自自家用車で避難してくださいと、本当にこれがこれまで国、そして東電、県、町が行っていた防災に対するその考え方が間違っていたということがもう目に見えて、この事故によって起きました。本当に残念であり、もう何

とも言いようがありません。

町民もここまで来ますと、心身ともに疲れていると思います。それでも、何とか頑張りながら、復興目指して、いつか双葉町に帰れるのだという気持ちの中で多分避難生活をされていると思います。そんな町民も数多くいる中で、町長は避難先の当初川俣町、そしてさいたまアリーナ、そして現在、この加須市の旧騎西高校というふうに設置されております。そういう町民の考えを聞いて、今後この役場本体機能を県内に戻す気があるのか、町長にお伺いします。

さきの全員協議会では、検討中という答えをいただいておりますが、その後、4月の現況ですので、もう6月ですので、町長のほうでいい考えがあるのかなというふうに思いますが、私なりの質問ですので、さきの議員とは違ったお答えをいただきたいなというふうに思っております。

また、そういうふう到此までの経過、そういう判断を町長は一人で判断されたのか、この辺もお伺いいたします。

さて次に、職員採用、これも菅野議員のほうからも出ていましたが、平成23年度の5名、事務職員採用をされておりますが、うち1人は採用されました。これは多分、町長も先ほど答弁していましたが、臨時職員として使った方を議会で、22年度の議会、12月だと思っておりますが、予算化しておりますので、わかっております。しかし、この職員については、あくまでもその採用については技術者として、学校給食センター、どうしても技術者が足りない、そういう関係で私はそれを採用したいというふうに聞いた覚えがあります。そのほかの4名については、採用しないということで、先日の6月9日の新聞に、8日付で内定取り消しを出したということを知っておりますが、遅れて内定取り消しをしたのはどういうことなのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

続いて、義援金についてですが、これはもう先ほども質問されておりますが、やっぱり騎西高校ではご辞退すると、しかしながらリステル猪苗代に行っては、やはりそれをまたもとに戻す。なぜこういうふうにご二転三転されてしまうのか、執行者という町長という立場の中で、やはり余りにも二転三転するのは、町民不安にもなりますので、この辺についても本当の町長の真意をお聞きしたいというふうに考えております。

次に、仮設住宅、それに借り上げ住宅、現在の双葉町が申請している仮設住宅の場所、それと戸数、これをお伺いします。

また、仮設住宅、借り上げ住宅に対して、日赤の6点セットのほか、町単独での支援はどうなっているのか、これもお伺いいたします。

再質問があれば、また再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 11番、佐々木清一議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

3月11日の大震災の原発事故に対する今日までの町対応についてのおただしについてですが、今後

の役場本体を県内にと考えているのか及び経過並びに判断についてのおただしについてお答えいたします。

スーパーアリーナを避難施設として使用できる期間が3月31日までとなっていたため、二次の避難施設を打診しておりましたが、埼玉県知事から、ここ旧県立騎西高等学校施設の活用を提案され、現地を確認後、町民がまとまって生活ができ、安全な場所であることから、移転することを決断したものであります。

また、役場機能の移転につきましては、原子力発電所事故の収束が第一であり、全国の皆さんが安心して生活できる状態に戻ることが必要と考えております。事業者には、4月17日に発表した計画により全力で取り組んでおりますので、目標どおりの収束を期待するものであります。それまでの間は、この旧騎西高校に役場機能を置き、ここから全国の町民の皆さんの生活の安定化に向けて種々の事務事業の実施及び情報の提供、さらには生活支援物資の支援をしてみたいと考えております。

職員の平成23年度新採用予定職員の取り扱いであります。平成22年度に実施した平成23年度採用予定試験の結果、内定通知書の通知を行い、3月下旬に説明会を予定しておりました。しかし、震災により開催できなくなり、3月25日にさいたまスーパーアリーナから公用電話にて、4月1日の採用は見送りすること、候補者名簿には1年間掲載されているということ、今後の予定は未定であることを連絡いたしました。

その後、本人などから後日採用の見込みの問い合わせがあり、町の今年度の採用取り消しが十分伝わっていなかったと判断されましたので、改めて文書にて内定取り消しの通知を行ったものでありますので、ご理解を願います。

義援金について、旧騎西高校で1人の町民の行った不祥事に対して、義援金を辞退すると言っておきながら、リステル猪苗代においては、町民に対して撤回されたと聞いたが、なぜ二転三転してしまうのかのおただしであります。先ほども義援金の辞退の経過については、お二人の議員の答弁でも触れておりますが、埼玉県加須市の地域の方々の心情を大切に判断させていただき、6月1日から自粛しておりました。同日、旧騎西高校の第1体育館においては、町民との対話集会の開催した中で、皆さんとの意見交換において貴重なご意見をいただいたところであります。

その後、撤回に当たっては、町民の皆様、議員の皆様、あるいは全国の方々の貴重なご意見を賜り、さらに課長会の意見を踏まえて、1週間という一つの区切りを経て、6月8日から義援金の受け付けを再開させていただいたところであります。

仮設住宅について、現在の双葉町が申請している仮設住宅の場所、戸数についてのおただしでございますが、福島市に120戸、郡山市に250戸、白河市に120戸、会津若松市に5戸、いわき市に250戸の合計745戸を福島県に要請しています。

次に、仮設住宅・借り上げ住宅に対する日赤の6点セットのほか、町単独での支援はどうなっているのかのおただしであります。本議会の補正予算でご審議いただきますが、これは応急仮設住宅や

県の借り上げ住宅、特例借り上げ住宅に入居された方、福島県内外の親類宅やアパート等に避難されている方に対し、災害救助法に基づく生活必需品等の生活支援物資を給付したいと考えております。

現在、避難者に配送する生活支援物資については、衛生用品、台所用品、清掃用品、寝具等の中から具体的な物資を選定中で、調整がつき次第、申込書を取りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 町長に答弁をいただきましたが、やはり先ほどと同じお答えかなというふうに思っております。

ちょっと順序は逆になりますが、仮設住宅の点については、私もこれの間説明書をいただきました。ただ、要望をしております。この時期に来て、もうほかは仮設住宅に入っているのですよね。では、双葉町は、例えば福島県内について120、白河近辺、これいつできるのですか。このできる時期、これは多分、私もこの工事関係、若干やってきましたので、必ず工期が決められて、どの地区の仮設住宅はいつからいつまでに仕上げなさい、そういう約束の中で県から厳しいご指摘の中で仮設住宅はつくっているのですよ。ただ、今、町長の答弁だと、これは要望をしております、それではどうしても答えにならないのですよ。やっぱりこれをいついつまでできるのか、ではいわき市250、ではいわきに行きたい人もいるかもしれない、では250はこれいつまでならできるのかな、いつからこれに対する応募するのか、そういった答えをちゃんときちっと出してください。それをお願いします。

あとこの生活必需品、これはもうそんなこと言っただけ失礼ですけども、もう隣町はとっくにやっています。私も双葉町民から何人かから電話いただきました。ほかは毛布だとか何かもらっている、茶碗もらっている、双葉はないのか、やっとならからできるようになるみたいですよということを答えましたが、これ県外とか、それで遠いところ、そういう人たちに対して、そういう方に対して、やはりもう自分でそろえていると、買ってしまっていると、ではお金でくれるのかなと、そういう意見もありますので、それに対しても、お金でやるということはなかなか難しいことだと思いますので、その辺に対してどういう対処していけばいいのか、これはやっぱり町長のほうからこれきちっとまた答弁していただきたい。

職員採用、これ逆になって申しわけないですけども、職員採用、これは町の勝手な言い分ですよ、私から言わせると。私は、この家族から何回も電話いただきました。町長は、双葉町の優秀な人材を育てる、3月に採用試験をしてとるときには、これは優秀な人材だから採用することにしたのですよね。ところが、こういう事態になったから取り消したのですけれども、このことについては、多分副町長もわかっていると思う。総務課長もわかっていると思う。議会も9時から集まって、そのことを局長を通して、早くこの家族に対してこのことをきっちりと対処するように、これは述べています。これは秘書課長も知っていますね、何回も言っていますから。これ今の話ではないです、これ。6月の話ではないですよ、これ、正直言って。これもし町長の耳に行っていないとすると、副町長か課長



たちがこれみんなとめていることになるからね。さっきこういう話聞いていなかったみたいな、これは口酸っぱくするほど、これ局長も多分わかっていますけれども、家族から電話が入っているのですよ。でないと次の就職、どこかにもうつくらなければならない。だめならだめと言ってくれ、それも電話では失礼ではないですかと、前総務課長もいるときにもこの話はしました。でも、町長の耳に入っていなかったから、こうなって今になったのかなと思います、そういうふういきちとやはりそういう若い人材をこれから育てるのだ、優秀な人材を双葉町は育てるのだと言っている町長が、こういうことをやっているようでは信頼できなくなってしまいます、正直言って。そこのところを後で再度答弁していただきたいと思います。

また、義援金については、先ほども二転三転、もう話ししましたが、加須の避難所でもやはり取り消しをしたのであれば、どこかいきちと張り紙をして、リステルに行って、それを撤回したと、だったら騎西にいる避難民はまだわからない人もいたわけです。「出かけていて、おれはわかんなかった」と、やはりそれはきちと撤回しないと、新聞報道見てわかったよという方もいますけれども、撤回したものは撤回したと素直にやっぱり町民に謝罪するべきであるし、やはりそれを公示するべきだと私は思いますけれどもね。それが町の機能の町民に対するやっぱり優しさというものがあるのではないかなというふうに思いますので、それもやっていただくことをきちとやってください。

それで、逆から私も再質問してしまったので、申しわけないのですが、これなぜ県内に戻ってくれと、私がお願いしているのは、ちょっと違う意味もありますが、今、福島県内にいろんなところにありますよね。もちろん猪苗代にもいます。先ほど町長から話がありましたように、何人いますということわかっています。しかし、それ以外、いわき市にもいます。新潟にもいます。この人たちからこういうことを言われるのですよ。町に連絡してもなかなか電話が繋がらない。電話してお願いしても帰ってくるまで時間かかってしまう。あともう一つは、いわき市からこの間、私、帰り一緒に連れてきました。騎西高校に行きたいのですと、場所知りたいのですと。そうしたら、中浜の人で、流されて避難したけれども、いろいろ書類をつくらなければならない、その補償をもらうための。でも、自分ではお嫁さんだからわからない。どこに聞けばいいだろうと。では、これから騎西高校まで私帰るので、先週の土曜日ですけれども、後ろずっといわきから一緒に来ましたが、ここに来て、役場に特別あれしてもらって、12時ごろ戻りましたという電話いただきましたけれども、やはりそうやって車の乗れる方はまだいいですよ。車に乗れない方、どういう連絡をしていいかわからない人、町のホームページがなかなかわからない。そういう人たちもいるのですよね。そういう人たちをどういうふうにこれから救っていくのか。今、猪苗代に行けば何でもわかるよと言いながらも、猪苗代って今7人ぐらいでしょう、今職員というのは。とてもではないが、あの八百何人、約900人近い避難民の中で7人の職員で対応はできないですよ。そういうことも考えて、やっぱり帰ってくれと、またそのほかには、今度高速道路が無料になりましたよね。でも、ここから福島県内に入るには無料ですね、町長。福島県内からこっち来ても無料ですね。では、新潟からここに来るのにどうして来ますか。関越道路

通ってくれば、これ銭取られるのですよ。福島県に1回入って、そこからまた来なければならないですよ、おりて。そうやってやっぱり町民が困っていることが数多くあります。そのためには、やはり双葉町が福島県の中の双葉町であれば、双葉町にある分には、多少遠くに避難していても、交通の便も確かに悪いかもしれないが、福島県内にいれば、福島空港もあれば新幹線も行ける。ところが、今この騎西高校、大変騎西の人には申しわけないけれども、電車は不便ですよ。こんなこと言っただけは世話になって申しわけない言い方になってしまいますが、乗りかえ、乗りかえして来なければならない。そういう大変さはあります。そういうことも考えて、私は言っているのです。

それと、もう一点、やはり私らは、最後まで双葉町の人間なのですよ、福島県の人間なのですよ。先祖代々からやっぱり福島県にいますよ、双葉町に。お盆には、近くにいれば何とか収束して少しでも弱くなって、お墓参りにも行けるかもしれない。でも、ここから行くのは大変だ。でも、県内にいけば、もしかしたらできるかもしれない。そういう希望、それとやはりいつかは戻れるのだという、やはり双葉町が復興できるのだと、復興するのだというようなやっぱりビジョンづくり、そういったものもやっぱり町が考えてくれないと、もしもそういうことが町が考えていけば、多分議会の皆さんも一緒に全然しますよ。放射能をもっと細かく測定したり、それを国、県に任せるのではなく、双葉町がみずからやはりそういった地域をもう少し細かく測定をするということも必要だと思うのですよ。そして、いずれ戻れば、確かに今は目に見えない悪魔から逃げているのですよ、私らはね、放射能という。しかし、戻れば、こういうこともできるのだというような、もしそれが3年、5年とできなくても、そういう復興できるような希望を持たせるような施策をするのも、やはりこれ町長、執行者として、また職員の皆さんと一緒に、そうすれば議会も一緒になってこれに対応できると思うのですよ。そういうこともやはり県内に戻ってほしいという意味の一つなのです。別に加須市が悪いとか騎西が悪いと言っているのではないです。そういう町民のことを考えながら、やっぱり県内に戻り、いつでも復興できる体制を町長みずからがやっぱり先頭になってビジョンづくりを考えてほしい。それを、そういうことを再度町長にお聞きします。答弁よろしくお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 順序逆だったと思いますが、まずもって町のあり方ということについてですが、まことに現在このような不便な状況になっているのは事実でございます。常々国に求めているのは、避難指示という4つの文字で私どもは動いているのだけれども、その後の道筋が国として全然ありません。一体どのように国は考えているのかということ、国のほうには常々申し上げております。やはり国の責任において、しっかりと支えていただいた中で、私どものまちづくりどうすればいいのだから議論の場に入ってきていただきたいというふうに申し上げておりますが、国のほうではなかなか進まないのが現状でございます。

先ほどの支援物資についても、なかなか災害救助法という法の中でしか対応できないということで、超法規的な扱いをしていただきたいと、私どものほうにもっと優しい対応をしていただきたいと、で

きませんか、そういうことがやはり今でも言われております。ここは、私どもにとっては、その既存の法律が非常に大きな壁になっていて、その結果、避難している私ども、そしてまた多くの地域の、双葉郡、相馬郡の人たちも苦勞をしておるのが現状でございます。いつときも早く自由にできるように、考えられるように、我々がいろいろ何でも考えて物が言えるようにしていただきたいと思っております。これを常々国のほうには訴えております。

そんな中、町のあり方、大変不便な状況も国には見てもらっておりますし、県内の状況も、そして双葉町の状況もどうも何か同心円で書かれた中で、放射能の濃度も何か発表されない、あの中においては、何か阻害されたような状況になっておりますので、これもいかがなものかということ国をのほうに言っております。細やかな調査をしていただいて、私どもの状況はどういう状況になっているのか、これも遅々として進まないところが問題だというふうに関係提起をしております。そうした中でやはり私どもが子々孫々まで、これまでどおり町が機能して、住民の皆さんが安心して住まれる環境でなければならないと、そんなふうに思っております。

しかし、いつまでもそのような町の状態ではおられませんので、今佐々木議員から議会のほうでもそのビジョンについて、参加してやろうではないかというご意見をいただきました。もちろんこれは大歓迎でございます。皆様にもぜひこのビジョンには参加していただいて、町のあり方を探っていくべきものと、そんなふう考えております。不便さは十分わかっております。何とか早く、一刻も早くこの不便を解消したいと思っております。いつまでもここに役場機能を、本部機能を置くものでもないというふうにも考えております。

これからまだ県内においては、今も仮設住宅の話をしましたけれども、借り上げ住宅等も含めて町民の移動がまた始まります。そんな中で一番どこが適しているのか、役場の機能を、そういったところも今後検討していかなければならない時期に入ってきておりますので、その辺のご相談をさせていただきたいと思っております。

義援金の問題で、その周知の仕方ですね。これ大変まずいということでご指摘を受けましたので、早急に対応できるものは対応していきたいと、そんなふう考えております。そのようにしたいと思います。

それから、職員の採用の経過がもっとわからないということでもあります。これは総務課長のほうから説明をさせたいと思っております。

（「仮設住宅の工期」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） 仮設住宅の工期ですが、7月30日から8月7日までの予定になっております。したがって、この時期に合わせて応募できるようにしたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 佐々木議員の再質問にご説明を申し上げたいと思っております。

確かに混乱のさなかとはいえ、3月25日にアリーナのほうから電話で採用内定の取り消しを通知を

したというのは、やはり文書ですべきであったということで、誤解を生みやすいということもありますので、今後そんなことないようにということで、改めて文書で6月7日に通知させていただいたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） これ最後の質問になってしまいますが、質問というよりも、今答弁いただいた総務課長、自分が家族だったらどうするのですか。今改めて、そういう時期の中でもそういうことをしたことは悪かったと言ひながらも、やはり3月、4月、5月、6月、大事な時期ですよ。やっぱりそういうことは職員として課長なのですから、やはりきちっと町民の気持ちをはわかって対応してくださいよ。ここで、この場で、これはきちっと対応すべきでした、申しわけありませんでしたので済めば、簡単なことですよ、それは。その辺については言ひておきます。

町長、最後なのですが、ひとつお願ひしたいのですが、町長は町村会の今度管理者ですよ、6月からですか。そうするとやはり国に、やはり今国、県にいろいろ要望している。放射能の値についてもいろいろ、やはりこれ8カ町村がもう少しまとまって、やっぱり管理者として、これ8カ町村が一つになって、もっと国を動かす、東電を動かす、そのくらいのことをやっほしてほしいなど、そしてやっぱり要請するだけではなく、ではなぜできないのだから、それがいつまでやっほしてくれるのか、そういうこともやっぱりきちっと国、県の回答をいただひて、そしてやはり町民にこういうことについては、こういう時期まで国から回答いただきますよということをやはりこれからやっほいかないと、ただ要請しています、考えていますだけでは私はできないと思ひますので、町長、その辺のところも今後はしっかりとやっほいかどうか、この8カ町村をどういうふうには管理者としてやっほいか、そこにどういうふうにはこの復興に対して考えていくのか、もし考えがあつたら最後にお答ひください。

もう一点、先ほど菅野議員、伊澤議員のほうからもいろいろあつて、厳しいこともあつたと思ひますが、やはり議会在何のためにあるのか、議会はやはり行政のチェック機関でもあり、チェック機関に指摘するだけが議会ではありません。やはり一緒になってやるときはやらなければならない。しかしながら、これまでの2人の話の中での回答にしても、やはりどうしても町長のひとり歩きというふうにはしか思ひえないのです。私、今回、ちょっと外れたら議長とめてください。前もつて言ひておきますから。

町長、私、こう言ひられているのです。「おまえに頼まれておれは町長推してきたんだと、おまえ責任とつてやめろ」と言ひます。「あんた、責任とつて議員やめろ」とまで、「おれはこのために、おめえ、おれは井戸川町長応援してきたんぞ、何だ、これは」、そういうことも言ひれながら、今来ているのです、正直言ひて。ですので、やはりこれからも、先ほどの同僚議員2人にも答えたと思ひますが、やはり一人で考えるというよりも、やっぱり役場には庁議もありますね。庁議の中でしっかりと煮詰めて、そして議会にもそれを把握して出していただひて、議会の意見もやっぱり議長通してきっちり聞ひく。局長から上げられたものはきちっと見てもらひ。そういうこともきちっとやっほください。

い。でないと議会をないがしろにしているとしか思えませんから。私、本当に先月そのとき言われたとき、議長に辞表出しますからと、議長言いましたよね。正直言って。「おれやめるんだったら、あのとき町長も引っ張っていくしかねえな」と思ったのですけれども、そういうことで先ほどその管理、町村会、その辺でどういうふうに進めていくのか、町長の考えを聞いて、最後の質問にします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まず、町村会としての歩み、方向性ですが、近々、8カ町村プラス4市町村が入って、12市町村で今回の問題について広く勉強し、また要望し、いろいろ活動する取り組みを始めます。もちろん8カ町村としても主体的に受けるのではなくて、我々が地域における存在をやはり主張していかなければならないというふうに考えておまして、より広域的に活動を展開してまいりたいと、そんなふう考えております。町村長としての勉強の場、これを活発にしていくということとをまずお伝えしておきます。

それから、町長のひとり歩き、これ確かにご批判受けることもあるのですが、毎日夕方には災害対策会議、それから朝には朝礼等がございます。そこには議会事務局長も参加しておりますので、私どもが何をするのか、何を目標しているのか、何を議論するのかということはおわかりになっていると思いますが、それだけでなく、議会の皆さんといろいろご相談というか、問題提起もさせていただいて、共有化をしてもらいたいというふうに思っておりますので、佐々木議員がやめろと言われることのないように、私も十分注意してまいりたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） それでは、通告順位4番、議席番号5番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

5番、岩本久人君。

（5番 岩本久人君登壇）

○5番（岩本久人君） 5番、岩本久人でございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきました。同僚議員の質問と重複する質問もありますけれども、通告書どおり質問をさせていただきます。

まず、その前に、このたびの大地震、大津波によりとうとい命をなくされた方々に心よりご冥福を申し上げます。また、いまだに行方のわからない方々のご家族の心中いかにばかりかとお察し申し上げます。

それでは、質問させていただきます。3月11日の大震災以来、双葉町民7,000人余りの方々が全国各地へちりぢりに避難を余儀なくされて、今日で111日、今も苦しくつらい避難生活を送っております。原発事故収束へ向けての工程表が今も先が見えない中、双葉町役場機能の県外移転、そのための情報不足と他町に比べての支援の遅さ、町民は不安と不満が怒りとして頂点に達しております。

そこで、東日本大震災による本町の災害対策について、町長にお伺いいたします。

大きな1点目、全国はもちろん海外からも被災地へ寄せられる寄附金が義援金であり、慈善のため

に寄せられた浄財であります。被災者へ公正公平に手渡さなければなりません。その義援金の配分についてお伺いします。

①、双葉町に寄せられた義援金総額は、現在のところ幾らになっているのかお伺いいたします。

2番、配分の時期と配分方法をお聞きいたします。

③、国の日本赤十字社、共同募金、または県の義援金の配分は、二次としてあるのかどうか。また、時期はいつごろになるのか、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

4番、過日、6月1日から双葉町へ寄せられる義援金を無期限で辞退しなければならなかったその理由をお伺いいたします。

大きな2点目、今回の震災により、中浜・中野・両竹を中心にとうとい命を失い、家屋も流される甚大な被害を受けましたが、被災者への見舞金、弔慰金についてお伺いします。

①、地震・津波により全壊または半壊した家屋の件数をお伺いいたします。

②、町内で家屋の全壊または半壊した世帯へ町として見舞金をお出しするお考えがあるのか、お伺いいたします。

③、町内外で町民の方が地震・津波により亡くなられた方へ弔慰金を町としてお出しするお考えがあるのかどうかお伺いします。

④、中浜・中野・両竹地区内で瓦れきの中から発見された遺留品、思い出の品々などを展示し、被災者へ返還される予定はないものなのかどうか、お伺いいたします。

大きな3点目、警戒区域への住民の一時帰宅、または事業所の一時立ち入りについてお伺いいたします。

①、現在までの町民の一時帰宅の進捗状況、また申し込まれた町民すべての完了する予定はいつごろになるのか、お伺いいたします。

②、警戒区域内での3キロメートル圏内の一時帰宅、または一時立ち入りはいつ実現できるのか。また、立ち入ることのできない理由、根拠と今後の見通しについてお伺いいたします。

大きな4点目、応急仮設住宅、県借り上げ民間賃貸住宅についてお伺いいたします。県は、4月末まで仮設住宅を県内に1万4,000戸、民間借り上げ住宅を1万軒予定しておるそうです。現在、仮設住宅が6月25日現在で、県に聞いてみますと、8,900戸完成をしておるそうです。他町が応急仮設住宅や借り上げ民間住宅が進む中、本町の対応も急がれるところであります。そこで、お伺いいたします。

①、現在までの一次避難所、または二次避難所にいる本町の避難者数をお伺いいたします。

②、現在までの応急仮設住宅の完成戸数の内訳と入居者数、建設地を含めた予定地と予定戸数をお伺いいたします。

③、県外における民間賃貸住宅に避難している方へ、現在借り上げとして貸与されているのかどうかお伺いいたします。

大きな5点目、避難長期化に伴う避難生活者支援と避難者の健康管理についてお伺いいたします。

①、一次避難所、二次避難所から応急仮設住宅、民間賃貸住宅へ移り、避難生活も長びけば、生活費もかさみ、困窮に追い込まれる方も出てきます。今後、避難している町民の方への生活資金を給付するお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

②、長引く避難生活の中で生活環境も変わり、精神的、体力的にもストレスや疲労が重なり、体調を崩し、震災関連死と言われる死に至ることもあります。災害弱者の幼児、そして児童から高齢者が心配されます。今後、町民に対してどのような健康管理をしていくのかお伺いいたします。

大きな6点目、平成23年度双葉町新採用職員のうち、4人の内定を3月末に内定取り消しの連絡をしたということですが、4月19日の全員協議会で、町長はこのことについて確認して報告しますと言っていましたが、その後議会のほうには何の連絡もございません。いつ取り消し決定をされたのか、お伺いいたします。

大きな7点目、福島県双葉町の役場機能が県外埼玉県に移転して100日余りになります。多くの町民が役場の機能を福島県内へ戻してほしい、そして双葉町へ帰りたいと切望しております。いつ福島県へ、あるいは双葉町へ戻すのか、町長のお考えをお伺いいたします。

以上、大きく7点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 5番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

双葉町への義援金配分総額についてのおただしであります。県内外の団体や個人から双葉町へ寄せられた義援金は、平成23年5月31日現在で約3億400万円となっております。

次に、配分時期の予定と配分方法はとのおただしですが、双葉町義援金の配分につきましては、現在のところ7月中旬ごろから支払いの開始を予定しております。

次に、国・県の義援金が今後配分があるのか、時期はいつになるのかとのおただしですが、国から県へ義援金が6月中旬に配分になりました。この国からの義援金、そして県の義援金の配分につきましては、県の配分委員会が開催され、配分についての時期等が決定されることになっております。

次に、先ほども菅野議員、伊澤議員の答弁でも申し上げましたが、今回の東日本大震災により避難を余儀なくされ、福島県内の川俣町、埼玉県さいたまスーパーアリーナ、そして加須市へと大変お世話になっております。今回の災害で双葉町が行くところがないという苦境の中で避難を受け入れていただいている地域の方々の心を大切にしたいとの強い思いから判断させていただきました。

次に、地震・津波により全壊または半壊した家屋の件数についてのおただしですが、津波は航空写真や本人または周囲の証言をもとに、波の高さで全壊を証明しております。地震は、本人持参の現況写真をもとに証明しているところであります。6月20日現在、津波による全壊65件、地震による全壊3件の罹災証明を発行しております。現在、警戒区域に設定されているため、調査ができない状況に

ありますので、今後警戒区域が解除になれば、本格的な現地調査を実施することになりますので、かなりの全壊、半壊、一部損壊の家屋が増加するものと予想されます。

次に、町内で家屋の全壊、または半壊した世帯へ町として見舞金を出す考えはあるのかとのおたただしではありますが、双葉町被災者の見舞金支給に関する条例が制定されておりますが、これは災害救助法の適用を受けない場合の被害に対して見舞金を支給する内容となっております。今回の被災は、災害救助法の適用となりますので、災害救助法により手当てがされることとなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、町内外で地震・津波により死亡した方へ弔慰金を町として出す考えはあるのかとのおたただしではありますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、市町村でそれぞれ条例が制定されております。したがって、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生計を主として維持していた方が死亡した場合は、500万円、その他の場合は250万円を支給することとなります。

次に、中浜・中野・両竹地区内の遺留品の展示をする予定はないのかとのおたただしではありますが、菅野議員の質問にも答弁いたしました。現在回収した物品の整理中であり、間もなく終了する予定であり、近日中にはお渡しすることができると思っておりますので、ご理解願います。

次に、一時帰宅、一時立ち入りについてのおたただしではありますが、本町における一時帰宅につきましては、福島県原子力災害対策本部が設置した一時帰宅申し込み専用のコールセンターにおきまして、5月13日から希望者の受け付けを開始いたしましたところ、6月25日現在までの申込者累計は2,237件、3,777名の申し込みを受け付けております。なお、コールセンターでの受け付け期間を本月30日まで延長していただいておりますが、現在も微増ではあります。受け付け件数はふえております。双葉町では5月26日の一時立ち入り開始以来、町内の各行政区単位のバス配車により、一時立ち入りを実施しており、最近立ち入りを行った6月26日までの一時立ち入り者数は、595世帯で1,027名となりました。したがって、先ほどの申込者数に対する進捗率は、約27%となります。

今後の見込みといたしましては、6月末からの立ち入り専用バスの増便に伴い、7月中には1,600人を予定しておりますので、進捗見込みが69.6%、8月中も同数の立ち入り者数とした場合には、8月までにはお申し込みされたすべての方が立ち入りできるものと見込まれます。ただし、悪天候による立ち入り中止や申込者ご本人の都合による取り消し等によっては、日程の変更、繰り延べなどにより、9月初旬までずれ込む可能性もございますので、ご理解を願います。

次に、3キロメートル圏内の立ち入りについてのおたただしですが、この3キロメートルの設定につきましては、東日本大震災発生当日の3月11日の午後7時3分に政府が発表した原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言を受けて、午後9時23分に出された3キロメートル圏内居住者の圏外への避難指示及び10キロメートル圏内居住者の屋内待機指示に基づくものであります。

翌12日の午前5時44分には、10キロメートル圏内居住者の避難指示、さらには午後6時25分の20キ



ロメートル圏内居住者の圏外への避難指示へと拡大されております。その後、4月22日の午前零時以降、立ち入り宣言を伴う警戒区域として設定されております。

なお、この圏内の一時帰宅での立ち入り及び事業者の立ち入りについては、さきの法令に基づく指示を受けたものであり、将来において避難指示範囲の縮小、あるいは撤廃といった指示が出されることを切に願うものであることは、地域関係者全員同じであると思います。これらの立ち入りについては、今後の政府のさらなる見通しと対応を引き続き求めていくものであります。

次に、現在までの一次避難所、あるいは二次避難所にいる避難者数についてのおたただしですが、6月15日現在、避難所にいる方が県内外合わせて1,806人、避難所以外で個人で対応されている方が5,268人となっております。

次に、現在までの仮設住宅の完成軒数内訳とその入居状況、また建設中も含めた予定地と予定軒数についてのおたただしであります。完成軒数は福島市に32戸、会津若松市に5戸の計37戸であります。入居状況については、7月上旬に福島市の仮設住宅に15戸、会津若松市の仮設住宅に4戸入居する予定です。

次に、県外における民間賃貸住宅は、既に県借り上げで進められているかとのおたただしですが、借り上げ住宅特例制度が適用されている県は、福島を含めた東北6県と沖縄県だけであり、その他の都道府県では現在調整中とのことであります。

次に、避難している町民の方への生活支援金を給付するお考えはあるのかとのおたただしですが、生活支援としては、第1次の国・県の義援金が既に交付され、今後の交付についても、福島県の配分委員会で検討されていることとなっております。また、双葉町といたしましても、過日配分委員会を開催し、町の義援金の配分につきまして検討したところです。町といたしましては、生活支援の意味合いも含めまして、世帯代表の方に世帯員数に応じた義援金を交付することといたしました。

次に、健康管理を今後どのようにしていくかとのおたただしですが、双葉町から避難されている方は6月10日現在で、全国42都道府県に及んでおり、避難の長期化とともに健康が心配されますが、現実問題として、これまでのように双葉町が全町民の方々を対象とした健康管理、健康指導を直接行うことは難しい状況にあります。健康管理には、日ごろの栄養、運動、休養など、そして健康診査、医療機関の早期受診などがあるわけですが、町でできることといたしまして、広報紙やインターネットにより健康に関する啓蒙活動などと避難されております市町村等自治体で健康診査などができる体制を整えたいと考えております。

次に、平成23年度新規採用職員の内定取り消しは、いつ決定したのかとのおたただしですが、佐々木議員のご質問と重複いたしますが、内定取り消しは、さいたまスーパーアリーナに避難中の3月25日に通知いたしました。町の採用内定取り消しの意思が十分伝わっていなかったと判断されましたので、再度文書で通知したものであります。

次に、埼玉支所の役場機能の移転の時期についてのおたただしですが、このことについては、

伊澤議員、佐々木議員の質問にもお答えいたしました。役場機能の移転につきましては、原子力発電所事故の収束が第一であり、全国の町民の皆さんが安心して生活できる状態に戻ることが必要と考えております。事業者には、4月17日に発表した計画により、全力で取り組んでおりますので、目標どおりの収束を期待するものであります。目標どおりに進んだとしても、現段階での見通しははかりかねますが、それまでの間は、この旧騎西高校に役場機能を置き、ここから全国の町民の皆さんの生活の安定化に向けて、種々の事務事業の実施及び情報の提供、さらには生活支援物資の支援等をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 町長、どうも答弁ありがとうございました。

再質問をちょっとまた数、ちょっと多くなるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

義援金なのですが、町の義援金の配分4万円を7月から給付するというので、広報のほうをお答えいただいていたのですが、世帯1人当たりということだと思えます。町へ寄せられた義援金、その1人当たり4万円、7月中旬から支給されるということでございますけれども、義援金と言うまでもなく災害などで本当に住宅が全壊、また流出された方、死亡、行方不明の方の家族など多くの被災者のもとに給付される浄財でもありますけれども、先ほど同僚議員からも質問ありましたように、蒸し返すわけではありませんけれども、理由はどうあれ、単独でしかも無期限で辞退というふうには多くの町民思ってもみなかったというふうに思います。

一人の犯した罪の重さと7,000人の町民の今抱えている悲しみ、つらさを天秤にかけるのは、本当に非常に理不尽というふうに町長は思わなかったのかどうか、再度またお伺いいたします。

また、今回の1人4万円という町の義援金の配分ですけれども、どういう基準のもとでこの金額を決定されたのか、また今後の配分について、いつごろになるのか、いろいろ皆さん生活困窮されていると思いますので、スピーディーさが大切だと思いますけれども、その辺のところもお伺いしたいと思います。

それと、2番の大きな2点目の見舞金、弔慰金ですね。町としての配分はできないものなのかどうかということでお尋ねしたのですが、災害救助法の適用で見舞金のほうも対応し、また弔慰金ほうは、これは国・県、町のほうも4分の1負担ということでございますけれども、国県のこれは弔慰金というふうに私は判断しているのですが、他町村では、浪江とか葛尾、郡外ですと相馬市、南相馬市なども見舞金を出しておるところもあります。今後、国県の義援金、2次配分がようやく決まったようでございますけれども、1次配分とは違って、今回は自治体が対象者やまた支給額を独自に町の裁量で設定できるようになったようでございます。町として一律配分する中で、家屋の全壊または半壊、死亡、行方不明の方へ十分な配慮として支給されてはと思えますけれども、再度お伺いいたします。お答えをお願いいたします。

一時帰宅ですけれども、本当にまだ進捗状況が27%ということで、なかなか遅々としてこれ進まな

くて、まだ帰宅されていない方は本当に待ち遠しく、一度も本当にまだ自宅に帰っていないわけです。それで、そのスケジュール表というのですか、予定表というものはこれおつくりになっていないのでしょうか。ある程度そういう各地域地域の一時帰宅への予定表、スケジュール表などを作成して、そしてお配りすると、皆さんもそろそろ行けるのかなとか、そういう一時帰宅への準備もできるのかなというふうに思うのですが、そういったことをやっていただけないかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

3キロ圏内の帰宅、立ち入りは、許可になっておりませんが、今ほど答弁したとおりだと思いますが、詳しく3キロ圏内の放射線量も計測をしないといけないのではないかなというふうに思います。実際の国の基準として20キロ圏内、警戒区域内、累積放射線量を5時間で1,000マイクロシーベルトというふうに示されております。現に最近では、立ち入りがこの暑さのために防護服も着用しないで立ち入りすることができるというふうになっております。

県のオフサイトセンター、放射線班に聞いてみますと、立ち入りのためにモニタリングを町内しているようでございますけれども、必ずしも3キロ圏内、高いところもありますが、低いところもあるようでございます。そういったところをやはりモニタリング調査をしっかりと、3キロ圏内何とかこれ実現できないものなのかどうか、国のほうにも十分に働きかけをしないといけないというふうに思うのですが、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

それと、企業の一時立ち入りも同様でありまして、既にもう会社関係で廃業した会社もあります。一時立ち入りできなくて、工場も移転することができなくて、双葉工業団地内にある企業では、町と県庁にある原子力災害対策本部企業一時立ち入り班へ合計で18回も申請書を出して、本当に血のにじむような努力をしている企業があります。しかし、いまだにまだ実現しません。会社は本当に倒産に追い込まれている状況というふうなことも聞きます。車、部品関係の業界は、1社の影響が本当に他社にも大きく影響するそうです。何とか企業だけでなく、一般住民も先ほど言いましたように、3キロ圏内の立ち入りを本当に万全な対策を講じて、自己判断のもと立ち入るようなわけにはいかないのかどうか、質問をさせていただきたいと思います。

次に、仮設住宅ですけれども、リステル猪苗代の期限が8月15日に延期されましたけれども、それ以降の見通しは立っておりません。これから町も進めている仮設、借り上げ住宅の申し込みもリステルの方、これから急がれるのかと思いますけれども、役場のその担当のほうに電話を入れても、なかなか電話が通じない、対応がなかなかとれないということで、やはり福島と加須の距離は本当に遠いのかなというふうに思っております。

リステルのその出張所にも、やはりこれからの対応として、仮設、そしてまた借り上げのほうの申し込みが円滑にいくように、わかる職員をやはり当てていただきたいなというふうに思います。そういう要望もやはりリステルの方からあります。もっと職員をやはりふやしてほしいという、そういう要望もあります。その辺のところをお伺いいたします。

特にリステルでは、幼小中、50名の子供たちがいまして、これからの本当に生活、大変不安に思っております。本当に生活、大変不安に思っております。子供たちもせっかく学校にもなじみまし、猪苗代にやはり住む上で、これからどこに本当に行ったらいいのか、8月15日以降、そんな本当に不安も抱かれています方もいますので、その辺の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、町民の健康管理についてご答弁をいただきましたが、避難所から離れず、どうしても体調が悪くなってしまう、運動不足で本当に、これ阪神・淡路大震災のときもありましたけれども、エコノミークラス症候群ということで、これ死に至る場合などもあります。特に高齢者のいる世帯へ健康チェック、そういう広報紙とかホームページだけでなく、健康チェックマニュアルなどを郵送したりをして、そしてまた避難先のそういう自治体と連絡をとり合って、訪問介護を実現して、震災関連死の予防や健康状態の向上に努めてもらうような方法はとれないものなのかどうか、その辺のところも検討していただけないかどうか、お伺ひいたします。

新規採用職員の内定取り消しについてですけれども、他町のことを言っては恐縮なのですが、大熊、そして檜葉、浪江、富岡などは、新採用職員を本当にとっております。双葉町だけが、幾ら震災によって財政難とはいえ、新採用の取り消しをしてしまったということで、大変残念に思います。現に今、緊急雇用で臨時職員も採用しておりますけれども、どのような経過で本当に4名の採用者、これから、この震災のさなかですけれども、やはり職員としてやる気を持って夢を持って採用試験に合格、内定通知をいただいて、さてこれからというときに取り消しをされてしまった本人、そしてまた家族も本当につらい思いをしていたというふうに思います。その辺、町長もう一度採用取り消しをした経過を教えてくださいたいと思います。

最後に、役場機能の移転ですけれども、双葉郡は今本当に一つにならなくてはならないというふうに思いますけれども、特に双葉地方は、原子力災害で避難しているわけです。町長も町村会長としてリーダーシップをとらなければならない以上、県内に足並みをそろえて、今後復旧、復興のビジョンに取り組まなければならないというふうに思います。県も県議会も役場機能を福島へ移動するようにもおっしゃっております。いつ本当に双葉の役場機能を県内に移動するのかどうか、再度またお伺ひいたします。

それと、遺留品の展示ですけれども、できるだけ早くやられたほうが良いというふうに思っております。自衛隊、警察のほうが行方不明者の捜索の中で遺留品が出てくるわけですけれども、やむを得ず家屋などを解体する場合もあるわけですが、あくまでも私物なので、家屋の家主の許可が必要だというふうに思いますが、解体する場合に、町では家主の許可を取っているのでしょうか、そこを最後にお聞きいたします。

以上、再質問よろしくお願ひします。

○議長（清川泰弘君） 答弁をお願ひします。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

義援金の辞退の問題についての判断については、先ほども答弁させていただきましたが、最終的に私の判断でございます。相談かけた方もいますが、それは私が最終的に判断いたしました。

4万円にした理由については、これは健康福祉課長のほうからご説明をさせます。

それから、町の見舞金、ほかの町では見舞金を出しているのに出さないのかということでございますが、この件に関しましては、今後検討してまいりたいと思っております。

国・県の義援金の配分に差をつけることができないのかということですが、今後、国・県の義援金の配分の説明会が県のほうでありますので、そのときに詳しく聞いてきます。

取り壊しの許可については、住民生活課長のほうからご説明を申し上げます。

それから、一時帰宅の予定表については、各地に配ってはどうかということですが、この件に関しましても、住民生活課長のほうからご説明を申し上げます。

3キロ圏内の立ち入りですが、私も企業の方と一体となって国のほうに申し込んでおります。しかし、なかなかオフサイトセンターのほうが、本当に企業の努力が伝わっているのかどうか分からないぐらい簡単にだめだと言ってくるけれども、企業の方にとっては、自分だけではなくて、本当に国の産業を担っている一翼であるということも、私十分わかっています。今後もまた強く働きかけをしてまいりたいと思います。

なかなか県のオフサイトセンターのほうでうんと言ってくれないものですから、もっと上のほうの方にもお願いはしておりますが、再度また働きかけをしていきたいと思っております。

リストルの問題ですね。職員の配置をしてほしい。これ当然これからは移動期に入りますので、当然混乱起きないように職員を配置してまいりたいと思っております。

リストルの幼小中の問題については、教育委員会のほうからご説明をさせます。

高齢者対応、これは本当に仮設住宅に入ってからは大変な問題になってくると思いますが、各地においては、そのような取り組みを準備して仮設住宅建てるところにまたそういう対応する施設も設けるように県のほうで検討しておりますので、県と協議しながら対応してまいりたいと、そんなふうに考えております。

職員の採用については、やはり大所高所から判断したわけでございます。もちろん今後の役場の財政の見通しも定かではありません。そして、仕事量の把握もまだまだ整理つかないところもございまして、いろいろと判断した結果でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

役場機能のことは、先ほども何回もご説明申し上げておりますけれども、戻さないのではなくて、帰らないのではなくて、県内に機能を戻すつもりでございます。今はまだ収束しておりません。風向きの方角もまだ定まっておられませんので、十分安心を確認して、そして判断してまいりたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 岩本議員からの義援金の1人当たり4万円をどういう基準で決めたのかという再質問にご説明を申し上げます。

この町義援金の4万円を決めた基準であります。双葉町の配分委員会で決定したものでありまして、双葉町に寄せられました義援金3億400万円を基準として決めたものであります。

以上です。

3億400万円を人口、住民の方に配分するというようなことで計算したものであります。1人当たり1万円単位ということで決定したものであります。

○議長（清川泰弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 先ほどの岩本議員の再質問についてご説明申し上げます。

まず、1点目、一時立ち入りの予定表の公開ということについてですが、これまで申し込み件数の地区での数量と、あと立ち入りバスの台数の制限等でなかなか事前に確定というのが難しい状況にありましたが、現在に至りまして、ほぼ各地区の数量が出ておりますので、今後大体地区日程が確定次第、公表していきたいと思っております。

これにつきましては、公表の方法としては、町の広報紙とタイミングが合えば、町の広報紙も使いたしたいと思います。あとホームページ、それから携帯電話向けの情報等でもお伝えしていきたいと思っております。

それから、解体する際の許可を取っているのかというふうなご質問についてご説明申し上げます。現地で大変なご苦勞をされた陸上自衛隊、それから各県の県警の皆さん、遺体捜索のために家屋に一時立ち入り、あるいは床下の捜索などを行います。この際に、行方不明者の捜索を目的としての一時立ち入りの場合は、現地での町の職員が立ち会っておりまして、確認がとれる場合には、所有者の確認の電話を入れております。確認がとれない場合につきましては、一応現地の職員の判断で、取り壊しというふうな経過はなかったというふうにご確認しております。床下に入り込んだ泥を排出、それから庭先に流れ込んできた瓦れき等については、自衛隊、それから県警のほうである程度片づけは行っております。

以上であります。

○議長（清川泰弘君） 教育長。

○教育長（江尻邦夫君） 岩本議員の再質問の中の教育に関する部分について、お答えを申し上げたいと思っております。

先ほどございましたように、50名弱の小中学生がお世話さまになっております。この間、猪苗代教育委員会に5回ほど赴いております。それから、学校にも2回ずつ、長瀬小、それから東中に赴いて、そこで現状を見ておりますけれども、大変温かく対応していただき、子供たちもなじんでいる状況を見て、安心していたところでございますが、その後、このリステルの期限があるということから、教育委員会では、保護者お一人お一人に対してヒアリングをしまして、そしてどのような保護

者としての意思があるのかを確認させていただいて、そしてその希望の内容について、町当局にお願いをしているところでございます。したがって、確実な数の中で、そのご希望に沿えるそういう対応を町当局ではしてくださっているものと教育委員会では考えておるところでございます。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 遺留品のご質問がございました。この遺留品の展示をなるべく早くしてほしいということでございました。これについては住民生活課長から説明をさせます。

○議長（清川泰弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 引き続きまして、遺留品の展示を早急にというふうな形での再質問についてご説明申し上げます。先ほども説明いたしましたとおり、現在ほとんど清掃、それから汚れ落としが大分済んでおります。したがって、近日中に公開できると思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 再質問長々といたしましたけれども、大変ご答弁ありがとうございます。

その義援金の4万円をどのように配るかということで、3億400万円を今回お配りになるということで、今まで町長が県の義援金を含めてなどというような、3億5,000万円という答えて、後で訂正をされて3億400万円だというふうなことで、それでいろいろとそういう情報が変わるものですから、義援金の配分もやはり遅れてしまった一つの要因にもなっているのかなというふうにも感じるのですが、一番大事なことは、県内にいる町民、県外にいる避難の方も本当にどのようなこれから住民サービスを行えるのかということだと思っております。県内外関係なく平等に住民サービスを今後行っていただきたいと、これが町民の願いだというふうに思います。町民のまず声を、先ほども同僚議員からもありましたけれども、町民の声をまず聞いていただきたい。そして、町民のみんなと意見を交換していただきたい。避難所に顔を出していただくのが、一番町民の方も安心すると思っております。それは本当にまだ一次避難所に避難をしている方も同様であります。町長が一つも来てくれないという声をやはり聞いております。強い町長のリーダーシップというのも大事だと思いますけれども、そのために何でも単独で事を決めるということは、これは本当に間違っているのではないかなというふうに思います。時にはやっぱり職員の方にも相談して、そしてまた町民の方にも相談して、事を当たってくれば、町民は不安に思ったり、そういうふうに怒りが頂点に達するようなことはないというふうに思いますけれども、町長いかがでしょうか。

そして、まずもとの生活に一刻も早く戻ることが町民だれもが願っているところでございます。そのためにも町民一人一人がやはり勇気と希望を持って、これから前に進めるように、本当に行き届いた町政を、町民のための町政をこれから町長行っていただきたいと、そのように私のほうからお願いいたします。質問にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（清川泰弘君） それでは、一般質問午前の部をこれで終わらして、午後は13時から始めたいと思います。

休憩 午後 零時06分

---

再開 午後 1時00分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

一般質問を続けたいと思います。

通告順位5番、議席番号3番、野村満君の一般質問を許可いたします。

3番、野村満君。

（3番 野村 満君登壇）

○3番（野村 満君） こんにちは。議席ナンバー3番、野村満でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に沿って順次質問させていただきます。

午前中、同僚議員の一般質問がございまして、重複する案件があると思いますが、質問させていただきます。

初めに、東日本大震災、津波によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、原発事故災害で損害をこうむりました皆様にお見舞いを申し上げるところでございます。

それでは、1点目の避難生活の実態と町の復旧、復興についてですが、先般東京電力より原発事故収束に向けた工程表が示されました。菅総理は、加須市双葉町役場訪問の際、事故処理が工程表どおり進み、年明けごろまで安定すれば、帰宅可否を判断すると話され、また復興についても住民が新たなまちづくりを選択すれば、検討したいとの話に町民は大いに期待しているものと思われる。

その後、作業員の被曝対策や夏場に向けての熱中症対策を強化項目に加えた工程表の見直しがありました。目標時期については変更がなく、依然として原発事故収束の見通しもつかない状況にあります。このような中での復興策は、不透明で時期尚早の話で、現段階においては難しいものと思われる。

そこで、6点ほどお伺いいたします。

1点目でございますが、高濃度の放射性物質を含む汚水処理など課題が山積していて、現段階での状況から推察すると、ここ一、二年で帰宅可能を判断するのは、放射能に対する知識が甘いのではないかと考えるが、執行者としてどのように認識しておられるのかお聞かせください。

2点目、双葉町民が県内外の避難所や知人、縁戚を頼り、それぞれ避難生活を送っているものと思われま。現在把握している仮設住宅、これはアパートを含みますが、一般住宅等の入居状況について、県内外の地域及び世帯数についてお聞かせください。

3点目、仮設住宅や一般借り入れ住宅に入居し、仕事につかれた方もいると聞かれますが、避難が



長期化すると、本町へ戻ることをちゅうちょする人も出てくるものと思われます。また、多くの町民が県内外に分散生活している実態から、新たなまちづくりを考えるのが困難なものになるものと思われるが、執行者としてどのようなビジョンを描いているのか、お聞かせください。

次に、4点目、町有財産及び個人財産の管理についてでございますが、今後起こり得る火災事故などの対応及び住環境の整備をどのように進めていく考えなのか、お聞かせください。

5点目、復旧後の町政についてですが、原発7、8号機の増設中止の方針に伴い、雇用面においての施策と、今後東京電力とどのようにかわり共生していく考えなのか、お聞かせください。

次に、2件目であります。役場機能についてですが、東日本大震災、原発事故発生後、本町役場機能を埼玉県に移転し、はや3カ月以上経過したところであるが、復旧、復興が見通せない状況下であり、行政及び各課所管事務機能も円滑に執行されていないように思われます。条例や規則などの改正整備を行い、実情に合った運営が必要であると思います。

そこで、5点ほどお伺いいたします。

1点目、現段階においては、避難生活の充実と災害の復旧、復興を中心とした施策の取り組みが必要と思われる。それには条例、規則等の改正を行い、課の見直しと職員の配置見直しを行う考えはあるのかどうか、お聞かせください。

2点目、避難生活が長引いておりまして、精神的苦痛もピークに達している状況の中で、特に県内に避難する町民から情報の収集や相談する相手もなく不便であるとの声も聞かれます。

そこで、各避難所へ職員の派遣及び増員する考えはあるのかどうか、お聞かせください。

3点目、避難生活の長期化を想定し、県内外の避難所及び宿泊施設、また一般借り入れ住宅に避難している町民を今後どのように誘導し、支援していく考えなのか、対応についてお聞かせください。

4点目、本人や家庭の事情により、県内外の避難所以外で生活している世帯が多いと思われるが、把握状況と情報の伝達方法及び支援態勢についてお聞かせください。

5点目、1つには、利便性の問題もあり、多くの町民から一刻も早く役場機能を県内に移転してほしいとの声が多く聞かれるが、その考えはあるのか、またあるとすればいつごろになるのかお聞かせください。

3件目、町民の健康管理についてですが、町民それぞれが事情により県内外に分散、避難生活を余儀なくされ、長期化している中で、環境の変化から心身両面のケアが心配されます。今後の医療体制を含めサポート策など3点ほどお伺いいたします。

1点目、町民が分散避難生活を強いられ、従来行われてきている住民総合検診の実施が容易でない状況から、何らかの方法をもって全町民を対象にした健康健診を行う必要があると思われるが、どのように対応されるのかお聞かせください。

2点目、放射線の影響ですが、特に乳幼児、小さな子供は大人と比較して放射線感受性が高く、20代、30代の人に比べると、乳幼児は4倍ほど高いと、このように言われております。小さな子供ほど細胞

分裂が活発なために、被曝によって傷つけられた細胞が修復されることなく複製されるからだと言われています。原発事故発生以来、乳幼児及び児童生徒の健康管理が心配されるところでありますが、将来にわたりどのように対応していく考えなのか、お聞かせください。

3点目、原発事故を受けて、町独自で住民の健康問題や医療体制の充実など、国・県に訴えていく姿勢が大切であると思うが、執行者としてのお考えをお聞かせください。

次に、4件目の町財政についてですが、東日本大震災、原発事故を境にして、歳入面において大幅な財源不足が生じ、厳しい財政難での運営が予想されます。今後の町財政について、3点ほどお伺いいたします。

1点目、平成23年度において、自主及び依存財源が減少し、運営もかつて経験したことのない厳しい財政運営を強いられるものと思われるが、その見通しと歳出削減策についてお聞かせください。

2点目、被災自治体の公債費等償還金の猶予措置について、対象となるものがあるのかどうかお聞かせください。

3点目、公債費比率算定の基礎となる標準財政規模額が不確定している中で、平成23年度末において、実質公債費比率の再上昇が心配されます。その対策についてお聞かせください。

以上、ご回答をよろしくお願います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 3番、野村満議員の一般質問の通告書についてお答えいたします。

まず、避難生活の実態と町の復旧、復興についてお答えいたします。

町への帰宅時期の認識についてのおたただしではありますが、東京電力が4月17日に発表しました福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋では、原子炉及び使用済み燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制し、避難者の帰宅の実現及び国民が安心して生活できるよう、全力で取り組むよう基本方針が示されております。また、現場は、水処理の問題はあるが、着実に進んでいるとのことではありますが、現段階では確実な帰宅時期については、私としても判断は困難な状況であります。しかし、町の復興のかぎは、事故の収束が大事でありますので、国際的にも注目されている中、事業者ばかりでなく、国家の威信にかけて取り組まれるよう、これまでも国にも申し上げてまいりましたが、今後も引き続き一刻も早い事故の収束を強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、現在把握している仮設住宅並びに一般借り上げ住宅等の入居状況について、県内外地域及び世帯数についてのおたただしですが、仮設住宅は、福島県のみで設営であり、入居世帯数については、7月上旬に福島市の仮設住宅に15戸、会津若松市の仮設住宅に4戸入居する予定です。一般借り上げ住宅への入居状況ではありますが、6月22日現在、福島県内での福島県確保による借り上げ住宅への入居者は29戸、借り上げ住宅特例制度による借り上げ住宅申し込みは574戸になっています。福島県外

への借り上げ住宅への入居戸数及び人数は、各県での取りまとめのため、現在把握できていません。

次に、仮設住宅や一般借り入れ住宅に入居し、避難長期化により本町へ戻ることをちゅうちょする人や、町民が県内外に分散している実態から、新たなまちづくりは困難であると思われるが、執行者としてどのようなビジョンを描いているかのおたただしですが、おたただしとおり、現在の原子力発電所事故の収束に向けた作業状況を考えると、避難の長期化が予想され、加えて放射線量の影響等もあり、国の避難指示解除がいつになるか、現時点では不明瞭な状況であり、町民の不安は底知れないものがあり、避難が長期化になればなるほど町への求心力、愛着心が薄れることが懸念されますが、この現実と向き合い、未来を生き抜くための構想を定め、避難している町民や全国に発信することが重要であると考えております。今回の災害は、地域の再生なくして県の再生、ひいては国全体の再生にはつながらないと考えております。収束が不確定の要素もありますが、まずは地元に戻れることを信じ、町の復興には町民の力が重要となるため、復興のため役割分担しながら、協働して取り組むことが必要であります。

今回の災害で、土地利用形態の変化を余儀なくされるため、利用形態を工夫しながら、災害に強く長期的な視点に立ち、他にない未来志向型の安定したまちづくり、地域づくりのため、震災による住民の新たな居住地を確保しながら、環境配慮型農業、産・学・官連携による新たな商品開発による地域経済の活性化及び雇用の場の確保、さらに地域医療・保健・介護・教育などの町完結型や気候風土に合った観光資源を生み出し、現世代、次世代が長期にわたり安心して暮らせる構想を描いております。この構想の実施に当たっては、発電所の早期収束と避難解除が大前提となりますので、国の責任において早期収束に向け英知を結集して取り組んでいただきたいと思います。

次に、町有財産及び個人財産の管理及び住環境の整備をどのように進めていく考えなのかのおたただしですが、町有財産、個人財産の管理につきましては、福島県警において町内全域を定期的に巡回、パトロールを実施しており、安全確保、保全監視をいただいておりますが、今後ともお願いしてまいります。

東京電力福島第一原子力発電所の事故が早く収束し、また警戒区域の指定解除が前提条件であり、一刻も早くそのような状況になるよう、国、事業者へも強く要請してまいります。発電所事故の収束後におきましては、復旧、復興にすぐに取りかかることができるよう計画を策定するとともに、国及び県の指導、支援、助言等をいただきながら、住環境の整備に取り組んでまいります。

次に、復興後の町政について、原発7、8号機増設中止に伴い、雇用面の施策と今後東京電力とどのようにかわり共生していく考えなのかのおたただしであります。おたただしとおり、東京電力（株）福島第一原子力発電所7、8号機の増設中止が電力側から公表されました。原子力発電所有地以来、多くの町民の方々が建設工事や運転に係る数々業務などで原子力関連企業や事業所等に就職し、安定した雇用の確保が図られていました。しかし、震災後、原子力発電所事故に伴い増設中止が公表され、復興後において雇用面で大きな変化が出るものと感じております。原子力に依存しない気候風

土に合った他の地域にない新たな産業の創設を目指し、県・国など関係機関と協議、検討を行い、雇用の場の確保に努めたいと考えております。

また、今後の原子力とのかかわり共生については、住民が安全・安心して暮らせることが最優先で、既存施設の安全性が大前提であるので、県・国と連携しながら進めたいと考えていますので、ご理解願います。

次に、新たなまちづくりの基本姿勢とはとのおただしであります。3月11日に発生した太平洋沿岸プレートで起きたマグニチュード9という巨大地震、それに伴う大津波で沿岸地区が壊滅状態、加え原子力発電所事故が重なり、町全体が避難するというかつて経験のない状況にあります。ふるさと双葉町を離れ、全国各地に避難を余儀なくされ、底知れぬ不安を持ちながら長期化する避難生活を町民の方々が送っておりますが、この現実と向き合い、今、そして未来を生き抜くためには、町民の皆様が最も重要なものであります。皆様とともにまち・地域づくり・地域経済社会づくり、雇用の創出、保健医療・介護・福祉・教育など、復興・再生に向け役割分担しながら、自主・自立・自律した未来志向型の新たなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

また、議員の皆様方におかれましても、町復興・再生に向け積極的なご指導、ご参加をお願いする次第であります。

次に、役場機能について、災害の復旧、復興に向けての課の見直しと職員の配置についてのおただしであります。3月11日の事故以来、川俣町からさいたまアリーナ、さらにはここ騎西高校と避難を行ってまいりましたが、これまでは町民の方の所在確認を初めとして災害対策事務、さらには避難生活にあっても町民の皆さんの暮らしを取り戻す取り組みなどを職員一同全力で対処するため、従来の課の所管にとらわれず、各課横断的に災害業務を行ってまいりました。今後は、将来の町の復興ビジョン、復興計画についても策定していかなければなりません。したがって、職員の配置も一般所掌事務、災害事務、復旧・復興事務などなどの業務に専門的に従事させていくことも必要になってまいりますので、検討してまいります。

次に、各避難所への職員の派遣、増員の考えはとのおただしであります。現在要望している仮設住宅並びに借り上げ住宅には、今後多くの町民の方が入居することになります。したがって、行政サービスの支援態勢も必要と考えており、拠点となる施設には職員の配置について検討してまいりたいと考えております。

次に、県内外の避難所等に町民の方々の今後の誘導、支援の対応策についてのおただしであります。行政報告の中でも申し上げましたが、現在、自主避難された方を含めて全国42都道府県に町民の方が避難しており、このように散在している町民の方が安全・安心できる環境、生活基盤を確保する必要があります。このためには、就労面、医療面、教育面を含めて、多くの町民の方が1カ所で地域コミュニティを確保できる場所があればよいのですが、現時点では、困難な状況であります。しかし、期限つきの避難所もあります。したがって、福島県を含めた地域に拠点を設けて、できるだけ町民の

方を集約できるような環境を整え、離れ離れになった町民の方同士をつなぐことができるようにすることが重要であり、さらにその拠点を結ぶサポート体制を確立させ、安心・安全を確認する作業も必要になってまいります。

また、既に自立され、独自で借り上げ住宅等で避難生活をされている町民の方も多くおりますので、できる限りの情報提供、さらには物資面の支援をしてみたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、県内外の避難所以外で生活している把握状況と情報の伝達方法及び支援態勢についてのおたただしですが、6月15日現在、福島県内の避難所以外における把握状況ですが、2,035人となっております。また、福島県外においては、3,233人となっております。合わせて5,268人の方々が個人での避難生活となっている状況です。

情報の伝達方法としては、双葉町公式ホームページ臨時サイト災害版として、町の災害支援に関する情報を広く迅速に伝達するために開設をしております。また、携帯電話からQRコードを読み取り、町公式ホームページをいつでも閲覧することも可能となっております。しかしながら、電子情報を利用されない方や個人で避難されている方々への情報伝達が不十分なため、紙ベースによる情報伝達として、6月1日から「広報ふたば（災害版）」を発行し、毎月町情報をお届けし、さらに福島県災害対策本部からの情報提供紙など、皆さんの生活再建に必要な各種支援情報を伝達してみたいと考えております。

次に、役場機能の県内移転の考えと時期はとのおたただしではありますが、東京電力の原発事故に伴い避難指示が出されたことを受け、当町は町民だけでなく役場機能も含めた集団避難を決断し、町民同士が離れ離れにならないよう、できるだけ収容人数の多い場所、さらには安全な場所との意向に、埼玉県においていち早く受け入れを表明していただきました。さらには、原発事故の収束時期が見通せない中、中長期的な集団避難先として、ここ加須市内の廃校となっていた旧県立騎西高校校舎の活用が提案され、移転してまいりました。

事業者が事故収束に向けた工程に基づき全力で取り組まれておりますが、現時点においては、まだ先が見通せない状況であります。生まれ育った双葉に戻り、復旧・復興することへの情熱は欠けておりませんので、今は一刻も早く事故を収束させることを今後も国、事業者へ働きかけてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

町民の健康管理について、従来行なわれている住民総合検診の実施が容易でない状況から、何らかの方法で健康健診を行う必要があると思われるが、どのように対応するかとのおたただしではありますが、現在、全国の市町村に避難されている町民の方々の健康診査につきましては、避難先の市町村への委託、または避難先の医療機関等で実施できないかを関係機関と協議を進めたいと考えております。

次に、乳幼児及び児童生徒の健康管理を将来にわたりどのように対応されるのかとのおたただしではありますが、乳幼児の各種健康診査及び予防接種並びに児童生徒の各種予防接種などは、現在避難され

ております市区町村において実施していただくようになっており、これらの情報については、お子さんをお持ちの保護者の方々に「保健だより」として送付をしております。

次に、住民の健康問題、医療体制の充実などを国・県に訴えていく姿勢についてであります。野村議員がおっしゃるように、とりわけ今回につきましては重要であると考えております。双葉町といったしましても、同様の状況にあります双葉地方の8カ町村で足並みをそろえ、福島県知事に対して要望をしてまいりたいと考えております。

町財政について、平成23年度における財源の確保の見通しと歳出削減策についてのおたただしですが、平成23年度の一般会計予算は、48億8,600万円でスタートしました。財源の内訳では、自主財源が25億9,538万9,000円、依存財源が22億9,061万1,000円となっております。その自主財源のうち、町税が19億1,435万1,000円、使用料及び手数料が5,911万5,000円、財産収入が2,614万5,000円となっており、今後の収入が見込めないとすれば、約20億円の減収となります。また、当初予算に計上した各種事業が展開できないとすれば、国庫支出金や県支出金など依存財源についても大きな減収が見込まれます。歳出の削減につきましては、現在委託料や工事請負費等の見直しを進めているところであります。また、財源の減収及び事業展開の変更により、今後とも予算の組み直しが必要となってきますので、ご理解願います。

次に、被災自治体の公債費等償還金の猶予措置についてのおたただしですが、平成22年度におきましては、公債費等償還金の猶予措置として、遅延利息の免除等の措置がとられました。平成23年度におきましては、先日、福島県と財務省東北財務局福島財務事務所に問い合わせたところ、現段階では通常どおりであることです。しかし、今後の状況次第では、遅延利息の免除等の特例措置を設定する可能性があるとのことでもあります。

次に、平成23年度末における実質公債費比率を抑えるための方策についてのおたただしですが、現段階では、平成23年度実質公債費比率算定に用いる分母の基礎となる標準税収入額や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額がどのようになるのか想定できず、実質公債費比率の算定（見込み）ができないのが現状であります。実質公債費比率を抑えるための方策としては、これといったものがないのが現状であります。起債額をできるだけ抑えるということは言うまでもありませんが、起債するにしても後年度に普通交付税算入率の高いものを活用していくよう努めたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） ご答弁ありがとうございました。

関連して何点か質問させていただきます。まず、1件目でございますが、ただいま町長のほうから避難生活の実態と町の復旧・復興について、るるお聞かせをいただきましたが、原発事故が収束しない限り、放射物質が放出して、いつまでたっても何もできないというのが現状だと思います。

2005年にアメリカのアカデミー科学研究会で委員会があって、その中で最小限の被曝であっても、人類に対して危険を及ぼす影響がある可能性がある、このように報告されております。こんな中で、

放射性物質から発するこの放射線が厄介なのは、人の目には見えないし、味もしない、においもしない、五感に感じられない、本当に大きな敵と戦っているような感じがいたします。

したがって、復興に向けてのまちづくりのプランは、長期戦が考えられますし、真剣に取り組んでいかなければならないのは言うまでもございません。できるなら町長がおっしゃるように、現在、町長は町村会の管理者であるわけでありますので、郡内の8町村が結束して国・県に働きかけ、計画的に進めていくという姿勢をとることが最も大切であろうと、こんなふうに考えます。

当面は、町独自にこのプロジェクトチーム、これを編成し、取り組んでいくことが望ましいと考えられるが、執行者としての考えをお聞かせください。

2つ目でございますが、次に、仮設住宅の入居状況をお聞かせいただきましたが、当初、国の発表では、お盆までに避難者全員を仮設住宅に入居させるというような話がありました。現段階では、設置場所の確保が難航し、計画どおりには進んでいないように、こんなふうに思われます。

また、仮設住宅の申し込み、これは申し込んだが、入居時にキャンセルするというこの話も聞かれています。このようなドタキャン劇にいろんなケースが考えられますが、1つには、高齢者などは、この生活必需品の調達容易でなく、生活の継続を不安視する人が多いためとも言われています。聞くところによると、NPO、この難民を救う会というような会がありまして、そこでは生活必需品を無償提供しているというようなことでございます。これは、町の申請によって調達しているようです。既に近隣町村の大熊、それから富岡、川内村などでも、これに対しての申請をしまして実施しているようでございまして、スムーズに入居ができるように、誘導にも効果を上げていると、こんなふうなことを聞いております。

今回、災害救助費として当町にも県より支給されております生活必需品に対して助成されておるわけでございますが、本町でもこういう無償提供を利用すると言ったら語弊がありますが、活用して、仮設住宅や借り入れ住宅に円滑に入居を勧めたほうが良いと思っておりますが、そのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、町有財産及び個人財産の管理についてお聞かせいただきましたが、私は、通告の中には、町有財産というのは、国や県指定のこの文化財も入っているのですよ。貴重な、双葉町には国の清戸畑の壁画、そして前田の大杉などの県の指定文化財もあります。そういうこの重要文化財、そしてこの町指定の文化財もありますし、また古くから伝承されてきている民俗文化財もあります。このような文化財がいつ火災や盗難など起こるかはわかり知れませんが、このような場合を想定しましての対応策をお聞かせいただきたいと思っております。失えば二度とこういうものは入手することができないわけですから、大事なものでありますので、今後どのように管理していくのか、この対応についてお聞かせいただくのと、またこの一時帰宅された人の話によりまして、家に戻ったならば、犬や猫の死骸が、猫を初め動物の死骸が散見されたら、このように聞いております。このような状況を視野に入れ、あの衛生法の問題もあろうかと思っておりますが、国・県や関係機関と相談して、環境整備に対処したほう

がよいと考えるが、この2つの対応についてお聞かせください。

次に、役場機能についてお聞かせいただきましたが、今各避難所に、私も回って歩っているのですが、各避難所に避難している人の話によりますと、3カ月以上過ぎたのに、今でも町からの情報が流れてこないと、そういう意見が多く聞かれます。本庁との連携がとれていないのが疑問に思えてなりません。直近の情報や指示は的確に伝えることが肝要であります。また、避難所から本庁へ町民の意見が伝わるようにならなければ、町と町民との信頼が薄れ、不安が高まり、不信感につながり、何をやってもうまくいくはずがありません。そういうことを危惧いたします。何が障がいになっているのか、また何が原因なのかお聞かせください。

次に、各避難所、今避難されている避難所ですが、期限つきでありまして、いずれは退所する時期が来ます。仮設住宅や一般借り入れ住宅に移れなかった人の処遇はこれからどうしていくのか。これ以上のこの避難移動は避けるべきだと私は思いますので、もうこれが最終にして、何かよい方向で誘導したほうが私はいいと思います。そのどういうお考えをしているのかお聞かせください。

次に、町民の健康管理についてですが、先ほど申し上げましたように、乳幼児及び小さな子供は、本当に大変な育ち盛りでございまして、大変気を配らなければならないと思います。健康問題については、新聞、テレビ等で取り上げられているが、町独自で子供たちの健康診査なり、そういうものを頻繁に行うべきと考えますが、いつどこでどのように実施されるのか、具体策についてお聞かせください。

次に、原発災害でございしますが、原発事故の被災者は、何年か後に病気発症のリスクを背負い、不安がつきまわっています。これは、リスクマネジメントに努める一方、一生涯にわたって医療費負担の免除が受けられるよう、例えば被災者手帳を発行するなど、国に働きかけていくべきと思うが、執行者としての考えをお聞かせください。

最後になりますが、町財政についてお聞かせいただきましたが、原発事故により財政難に陥っているわけで、先日国は、県及び被災自治体に対し、復旧・復興に向けての自由に活用できる交付金を創設するという朗報がありました。これは歓迎するところではありますが、依存財源のかなめである地方交付税については、災害対応の減額部分は通常の配分ではなく、特別枠で交付されるよう働きかけていくべきと思うが、執行者としてのお考えをお聞かせください。

それから、もう一つありますが、この非常時に当たり、数ある基金の中で財政調整基金以外の基金の取り崩しを特例扱いできないものか。また、初期対策交付金は基金に積み立てしておりますが、計画どおり使わなかった場合、返還となるのかどうか、それがちょっと不安なので、お聞かせください。

以上、よろしく願います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 野村議員の再質問にお答えいたします。

まずもって、町村会の連携ということでございます。これ当然大事であります。町村会の中にも汚



染濃度の違いがありまして、この辺も考慮した中での対応になるかと思えます。全体としては、避難をしている8カ町村であります。しかし、何か帰れそうな地域も8カ町村の中にはありますので、この辺のところと長期的に避難が継続される見込みの町村とありますので、調整を図りながら、同じような共有課題の中で取り組んでいくべきかなと、そんなふうに考えております。基本的には、8カ町村の問題としてとらえていきます。

それから、町のプロジェクトチームですね、これは当然今後そのような形にしたいと考えております。つくるようにしたいと考えております。

NPO問題ですね、次に。この問題については、詳しくちょっと調べて、対応できるものについては対応したいと考えております。

町有財産のことですね。有形・無形の文化財、当町にはいっぱいあります。その中でも有形についての保存の仕方、動物の死骸等の問題も今指摘されました。今後、国と協議しまして、どういうふうな形で立ち入りして、調査して対応するかというのを検討してまいりたいと思えます。

ちょっと3カ月以上情報が届いていないという方について、詳しく後でお聞かせいただいて、多分していると思っておりましたけれども、そういう方がいるとすれば、私の手落ちでございます。ちょっと秘書広報課と協議して、そのようなことのないようにしてまいりたいと思えます。

あと避難の回数ですね、避難所の移動の回数を少なくしたほうがいい、これは当然だと思えます。このようなことで大変皆さんお疲れになっておりますので、疲れないようにできるだけ皆さんの要望に沿ったような対応してまいりたいと思っております。いろいろご希望を聞いた中で、今仮設住宅の箇所づけもしておりますので、今後ともそのようにしていきたいと思えます。

児童生徒、乳幼児関係の健康管理ですね。これは当然私ども今日に見えない相手と戦っておりますけれども、子供たちは自主避難できません。大人がやはり面倒見て配慮をしていくべきと、そんなふうに考えております。町独自でやるということについては、後ほど健康福祉課長からご説明をさせていただきます。

これもあわせて、次に発症の問題ありましたね。これも大変なことでもあります。県としても30年の年限で全県民の健康管理をしていくということになっております。低レベルの放射能の問題、これは大変世界的にも注目されておりますので、このことについては、県と一体となって町民の皆さんの健康管理を考えていかなければなりません。これは強く頑張っただけでまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。

交付税の問題ですが、かなり流動的で、国も何とかしたいということで、いろんな省庁もつくってみたりなんかされております。さきの福島県庁におきまして、総務大臣と我々12市町村長の対話集会がございました。そのときにもやはり既存の法律枠でなくて、我々は今本当に困っているのだと、そういうことで特別枠でとにかく対応していただきたい、迅速に対応していただきたい、そういうお願いをして、双葉郡としても要望書に大臣に出してありますので、ずっとこれは注目して、対応をぜひ

していただかなければなりませんので、頑張ってまいりたいと思います。

基金の取り崩しについては、これはもう柔軟にというような話もございしますので、柔軟に運用できるということになっております。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 野村議員の再質問、原発事故による影響が大きい乳幼児、児童生徒の健康管理、将来にわたって具体的にどのようにするのか、町としての独自の対策はということですが、現在のところ県がこの原発事故による健康診断、健康診査、どのような内容をやるのかまだはっきり把握しておりません。今後、県の健診の内容把握をしながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） どうもありがとうございました。

最後に聞いた件なのですが、基金積み立てしていますよね。初期対策交付金でいただいたお金を基金に積み立て、今維持基金と運用基金に分けて積み立てしますよね。それ例えば計画どおり使わなかった場合、返還命令があるのかどうか、これお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 企画課長のほうからご説明をさせていただきます。

○企画課長（武内裕美君） 野村議員のただいまの質問をご説明したいと思います。

その他の基金とそれから初期対策交付金、また毎年いただいている長期発展対策交付金ですか、これらによって積み立てた基金ですが、先ほど町長の設問の答弁もありましたように、国のほうへ問い合わせたところ、柔軟な対応をしいと、基金も含めてですね、言われていますので、返還の対象というふうにはならないというように考えております。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） どうもありがとうございました。

災害の後始末というこの仕事の分量は、とてつもなく多くて、かなりのハードルがあるということを我々も感じておりますが、これを乗り越えなくては町の復旧・復興はないと思います。町長独断のこの判断ではなくて、先ほどからおっしゃられますように、かなめであるこの職員を信じ、広くこの意見を聞きながら、町民の立場に立った、町民に愛される行政を目指して、この難局を乗り越ってほしいと、このように願っております。

今回の震災、原発事故を顧みますと、防災も大切ではありますが、今減災にシフトを切るというような、こういう対策も必要であると感じております。避難されている方々は、これまで経験したことのない生活に戸惑いながら、懸命にこの努力を重ねて頑張っております。

また、ふるさとを思い、双葉町を思って善意のある人からいただいておりますこの義援金等が寄せ

られておりますので、その期待にこたえるべく、一日も早く双葉町の復興、それから再生を目指すことを願っているわけで、これに対し執行者としての決意をお聞きし、質問を終わらせていただきます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 野村議員のご質問に対しましてお答えいたします。

本当に暗い話をすれば際限がなく、当町は課題が山積しております。まず、今、借入金の総額が約65億円ございます。これらも払い続けながら、町の復興を図っていくということは、大変重いものがあると考えております。しかし、子供たち、あるいは子供たちの子供たちのことを考えると、なかなかそんなことばかり言っていられないので、前向きに対応をしていかなければ大変だと、そんなふうに考えております。

復興に当たっては、やはり原因者である東京電力と国が前面に出て、私たちがこうしてこのようにみんなで苦勞しているわけでございますので、世界に誇れるような復興をして、日本国として威信をかけてちゃんとやったよと、そういうようなことをお願いしながら、お願いするに当たっては、やはり町民としても襟を正して、しっかりと要望してまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（清川泰弘君） 通告順位6番、議席番号10番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。

10番、谷津田光治君。

（10番 谷津田光治君登壇）

○10番（谷津田光治君） 議長から一般質問の登壇の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した大地震、以後の大津波で亡くなられました双葉町民を含む多くの方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、行方不明の多くの方々の一日も早い発見と収容解決を望むところであります。

先ほど町長からの答弁もあったようですが、原子力発電所の復旧を3月12日からも取りかかっておりました東京電力発電所ですが、原発から3キロとか5キロ圏内とか行方不明の搜索は置き去りにし、そのために生きていたかもしれない人たち、これが助けられなかった。原子力発電所の施設の復旧も大切ですが、並行してやはり人間の搜索も取りかからなければならなかったのではないかと考えております。まことに残念ではあります。原発で作業する人がいるならば、同じ装備をもってすれば、この搜索もできたはず、私は思っております。

双葉町議会は、過去40年余、国の政策である原子力発電による電気エネルギーの供給基地として最大限協力をしてまいりました。国原子力安全・保安院、東京電力株式会社等々の安全神話、二重、三重の防護さく、バックアップ体制を含めたこれが、またとめる、冷やす、閉じ込めるなどなど、安全神話を信じ込まされ、また議会の一般質問でも、万が一原発事故がとか、万々が一の事故のときにはというような原発事故に対する質問をいたしてきましたが、そのたび日本の原発は安全・安心してよいと言われ、避難施設、避難道路の要望も私が議席を得てから24年になりましたが、これは長期にわ

たり国会議員とか国とかに陳情要望を続けてまいりましたが、今思えば、無視、完全無視です。無視され続け、ただただ無防備の中で私たちは生活をしてまいりました。

このたび3月11日午後2時46分に起きた大地震、その後の大津波により、とうとい人命や財産を一瞬のうちに失ってしまいました。この悲しみに追い打ちをかけた全町民緊急避難の原発爆発事故は、3カ月10日です、きょうで。正確に111日になってははずです。過ぎた今日に至っても、窮屈で不便な避難所生活を強いられ、生まれ育った懐かしい我が家に帰ることができません。帰れないどころか我が町、我が家、我が田畑にも立ち入ることが国によって禁止されております。この責任は、国と東京電力株式会社にあります。

避難町民の苦労は図り知れず、一刻の猶予もありません。早急に補償賠償をすべきであり、だれに気兼ねすることなく、手足を伸ばして眠れる住宅を準備、入居させることは国家行政の最高機関たる内閣の責任において実行されるべきであり、町長は、どんな交渉を国・県及び東京電力とされてきたのかお答えください。

まず、3.11震災と原発事故の対応策について。平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震、後に東日本大震災と名前が変わりましたが、直後、町長は、どんな対策をとったのか、また原発どこに対しても役場職員及び町民にどんな指示命令を出したのか。

次に、川俣町からさいたまスーパーアリーナに移動するとき、庁議でどんな話をしたのか、町長、先ほどから答弁聞いていますと、課長会とこう言っているのですが、課長会はいつ設置したのかわかりませんが、条例規則等、例規集には、庁議というものが規定されております。庁議でどんな話をしたのか、まただれと相談したか。また、加須市旧騎西高校への移動のときもだれかと相談したのか、庁議の結果か、詳細に、また明確にお答えください。

次、避難している町民が町に帰れるまで、どこを安住の地と決めるのか。また、全国ばらけて各地に避難生活をしている町民の対応策をお伺いいたします。全町民の居場所は確認済みでしょうか。

次に、平成23年度の予算補正を議会に提案もしないで、避難している町民のためにどんな予算で町政を執行しているのかお伺いいたします。

(5)、法や町条例・規則等は厳守されておりますか、非常時のときほど守るべきと私は思っておりますが、これらに違反はしていませんか。

次、義援金、支援金の総額と用途について、明確詳細にお伺いいたします。

次、菅首相は、福島第一原子力発電所1号機から4号機は、廃炉と発表いたしました。原子力発電所事故は、国は責任があるとも言っておりました。5月30日の議会の全員協議会で東京電力株式会社の武藤副社長は、1号機から4号機は廃炉、7号機、8号機の増設計画は中止と、そういう説明をいたしました。「原発と共存共栄」と共生でまちづくりを進めてきた町長は、国、東電から事前にどんな説明を受けたのでしょうか。どう対応したのですか。また、これらが実行されるならば、これからの町の再生計画はどう変わっていくのでしょうか。「原発事故は人災です」と言った東京電力株式会

社に町長はどんな要求と責任を、これは町としてですからね。町長個人ではありません。町長はどんな要求と責任を望んでいるのかお伺いいたします。

次、国、東電に、町及び町民に対してどんな補償と賠償を交渉してきたか。町は何に補償と賠償を請求するのか。また、県にはどんな補助を要求するのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） この答弁者の欄に町長、その他という名前が書いていませんけれども、これは事務局の手違いでありまして、質問者からはありましたので、大変失礼しました。おわびします。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 10番、谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

東北地方太平洋沖地震直後の対策及び原発事故に対しての指示についてのおたただしであります、3月11日午後2時46分の地震発生と同時に、町災害対策本部を設置し、被害状況を把握と情報収集に当たりました。さらに、その直後の大津波の発生により被害が拡大したため、役場、ヘルスケア一ふたばを初め、学校施設等に町民の方の避難所を開設いたしました。その後、福島第一原子力発電所1、2号機で原子炉冷却機能が喪失、午後7時3分に国の原子力災害対策本部から緊急事態宣言が出され、午後8時50分に県災害対策本部から、1号機の半径2キロメートルの住民に避難指示が出され、午後9時23分には、内閣総理大臣により半径3キロメートル圏内の住民に避難指示、半径10キロメートルの圏内の住民に対し、屋内退避指示が出されました。その間、町災害対策本部を断続的に開催し、本部員への指示及び防災行政無線により町民の方に対し、避難及び屋内退避指示を広報したところであります。

さらに、3月12日の5時44分には、内閣総理大臣から10キロメートル圏内に屋内退避指示が出されましたので、各避難施設の担当職員を通して、また全町民に対し防災行政無線により避難指示をいたしました。

次に、川俣町からさいたまスーパーアリーナ及び旧騎西高校への移動・移転の経過についてのおたただしであります、東京電力の原発事故に伴い、避難指示が出されたことを受け、川俣町の7つの施設に避難をいたしました。その後、事故の状況がさらに悪化したため、町民だけでなく役場機能も含めた集団避難を決断し、町民同士が離れ離れにならないよう、できるだけ収容人数の多い場所、さらには安全な場所と意向を国に申し入れたところ、埼玉県において受け入れの表明をしていただきました。

このことについては、毎朝実施していた課長ミーティングの中でも協議し、さらに3月18日には、さいたまスーパーアリーナへの詳細な移転計画について協議、3月19日の早朝にも最終協議を行い、その日の午前10時にバス40台により移転したものであります。

さらには、原発事故の収束時期が見通せない中、中長期的な集団避難先として、ここ加須市内の廃校となっていた旧県立騎西高校の活用が上田埼玉県知事から提案され、加須大橋市長からも自治体を

挙げて全面的にバックアップの方針をお聞きし、現地確認後、3月23日に開催された議会全員協議会において、加須市に移転することを説明させていただいた後に、正式に埼玉県に返事をいたし、3月30日、31日に移転を行ったものであります。

次に、避難している町民の対応策と居場所は確認できているかとのおたただしですが、先ほどの野村議員にも答弁いたしました。現在全国42都道府県に町民の方が避難しておりますが、死亡された方及び行方不明の方を除いた町民の方については、所在情報は確認できております。このように散在している町民の方が安全で安心できる環境、生活基盤を整える必要があります。このためには、就労・医療・教育を初め、地域コミュニティが確保できる場所が必要であります。現時点においては困難な状況であります。したがって、このような地域に拠点を設けて町民の方を集約できるような環境を整え、離れ離れになった町民の方同士をつなぐことができるようにすることが重要であると考えております。

また、拠点を結ぶサポート体制を整え、安心・安全を確認する業務も必要であります。また、全国には自立されている町民の方も多くおりますので、あわせて情報の提供や物資面の支援、さらに避難先の自治体で行政サービスが受けられるようにしていくことも必要でありますので、この点については早急に実現させるよう働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、平成23年度予算補正も議会への提案もない中、災害経費の執行はどうしているのかとのおたただしであると思いますが、地方自治法では、議会の議決事件については、急施の場合を除いて議会を開催し、議決を得ることになっております。今回の場合は、ご存じのとおり原発事故による役場機能を含め、避難を余儀なくされ、住民の方も全国に散在し、この災害対応、安否確認、避難所対応等の業務等が重なり、議会を開催することが困難でありました。したがって、地方自治法第179条第1項の規定より、専決処分により予算補正をさせていただきましたので、後ほどご審議をいただき、決定を賜りますようお願いいたします。

次に、法及び条例・規則は遵守されているのかのおたただしですが、地方自治法では地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。さらに、市町村は、当該都道府県の条例に違反して、その事務を処理してはならないと規定されており、また町村独自の条例や規則に沿った事務処理を行い、住民の福祉の増進に努める必要があります。したがって、非常時に限らず平常時においても遵守しなければなりませんので、今後もこれまでと同様に、各種法令に従い事務の執行をしてまいりたいと考えております。

次に、おただしの義援金、支援金の総額であります。県内外の団体や個人から双葉町に寄せられました義援金は、平成23年5月末日で3億400万円となっております。また、寄せられました義援金の使途であります。まずは被災されました町民の世帯の代表の方に、世帯1人当たり4万円を支払う予定をしております。

次に、東京電力に対する要求と責任を望むのかとのおたただしですが、国、事業者は、これま

で原子力発電は設計において多重な防護がされており、異常が発生しても原子炉の運転をとめ、原子炉を冷やして放射性物質を閉じ込める機能など何重にも安全対策が施されており、絶対安全と言い続けてきました。それだけに今回の事故は大変ショックであり、残念でなりません。

また、7、8号機の増設計画の中止については、5月20日に、「本日開催された取締役会において、事故が社会に与えた影響から、地域から理解を得るのは極めて困難と判断した」との説明を受けました。今後は、国と事業者が一体となって、一刻も早い事故の収束と補償問題の解決を図ってほしいと考えております。

次に、国、東電に対する補償と賠償についてのおたただしであります。原子力災害の一刻も早い収束は、全国におられる全町民の方の一致した願いであると思っております。国及び事業者には、機会あるごとに申し上げてきております。我々被災者への補償対応については、既存の法律体系に基づく補償スキームの範囲内で考えるのではなく、今回の原発事故は、単なる自然災害を超えた前例のない状況であることから、既存の法律の枠組みを超えた手厚い補償を考えていただきたいと申し上げてきております。

さらに、原子力災害による損害に関しましては、風評被害を含む営業損害や政府による避難等の指示による損害としての一時立ち入り費用、避難費用、精神的損害、自治体がこうむった損害など、幅広い分野の損害について、国の責任において賠償がなされるよう、原子力損害賠償紛争審査会において検討されており、この席上においても被災地の置かれている厳しい現状を申し上げているところであり、7月中にも中間指針として、原子力損害の全体像が示されることになっております。

また、福島県災害対策本部において、市町村長及び団体等を構成員として原子力損害に関する関係団体連絡会議が設置されており、この中でも円滑な賠償請求、支払いへの対応について、全県的な対応をしていくことになっておりますので、ご理解を願います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 質問していたものには答えていただきましたが、納得のいかないところを再質問いたします。

まず、町長、地震が起きて、同時に、これは条例に基づく防災会議、双葉町防災会議条例というのがあるわけですからね。これは大変よかったと同時に、庁議にも災害に関する担当事務がありますね。ですから、特に庁議というふうに聞いております。町長は、庁議という言葉は、前の質問者の中では一切出さないで、課長会と言っていました。課長会議に戻ったのですか、これは、庁議から。これ以前は課長会と言っていたようですけども、それが庁議になったというふうに記憶しております。また、これ庁議規程でも、町長の得意の専決でやってしまっただけでつくったのかなというような気もしておりますけれども、町長これいかがですか。

この防災会議に基づくその対策本部つくったのはいいのですけれども、避難するときには町の大事な町長の公印の一つも持ち出すことができなかつた。我が議会においても、議長印も持ち出せなかつた

というのは、これは防災会議どころの問題ではないです。これは、非常時持ち出しはだれが責任持つてやるのか、これはよその人には話せないようなみっともないことですよね。これは、町長の責任においてしっかりと答弁してください。

それから、余り言いたくはないのですが、町長、179条を随分、前の質問者にも持ち出したけれども、179条の前に公告式条例でも話してもらいたいところです。条例は、告示されるまで効力を生じない。最高裁判所の判例があるのです。町長、一生懸命専決をやって、専決処分をして、条例は特に、これから報告がありますけれども、特別な手の数が必要なわけです。

きのうもるるお話をしていただきましたが、やはりこれ法にも条例規則にも反していないと町長は言い切りましたけれども、違反だらけだ、違反だらけ。だから、きのうも町はどうですかと聞きましたよね。いつの間にか出張所が支所になり、連絡事務所みたいな形のリステルが出張所になり、だれもわからない。だから、庁議をやっていないというのがすぐにわかる。これ支所の位置づけも、町長これ全然法に触れていないとかやらせていないのであれば、どこを地区指定しているのですか、日本全国ですか。これは、地域の指定があるはず。日本全国まとめて支所にするという法律にはなっていないような気がするのですね。

町長も一生懸命震災の後始末をしなければならないという強い決意でいるわけですが、なかなか大変だね。

あと余り質問したくないので、このぐらいでやめますけれども、言ってもしょうがないというのがあります。でも、ちょっと1つだけ、議会の意思統一というのは絶対これは町長言ってはだめですよ。議会11人おりますけれども、心を一つにしてというのは、話し合いをして心を一つにしてかかるのですからね。みんな11人は、それぞれ個性もある、考え方も別、だけれども町長が提案権持っていて、提案したもののについては、みんな相談して一つにまとまっていけばいいわけですから、最初から、さっき言っていましたよね。一致団結と、これは議会は最初からもう一致団結なんていうのは、みんな選挙になればライバルで、「お願いします、お願いします」やるわけです。これは、一致団結は、何か事が起きたときに、みんなで話し合っ一致団結すればいいわけですから、ですから最初からそういう目で見てしまうと、何事も相談しなくなったり、さっきから指摘されていたように、できれば相談しながら解決策を探っていくのが一番よいのかと私は思っております。

今しゃべった2つ、3つのことについて、とりあえず答弁ください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

庁議と課長会議に戻ったのかというご指摘でございますが、まだその庁議というものはございます。課長会議に庁議を形を変えたわけではございませんが、あのときは大変混乱のきわみでありまして、なかなか思うようにいかなかったのも現実でございます。早く体制を立て直して平常な状態で業務をしたいというふうに考えております。課長全員がそろったものですから、それが課長会議であり、意



思の統一というようなこともございまして、そのような発言に至りました。決して庁議をないがしろにしたわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

公印の持ち出し、まさに今こうして冷静になって考えますと、まことにその持ち出しの責任者に持ち出させるということ、これ大変大事なことでありました。原子力発電所の本当に避難しなければならないあの状況に立ち至ったときには、住民の方の避難誘導に私も直接かかわっておりましたので、役場庁舎に戻れる余裕がありませんでした。後日、それは持ち出して、現在使用しておりますけれども、本当に今になってみると、冷静にして考えると、当たり前のことであることですので、大変申しわけないと思っております。

そんな中で、いろいろと職員も一生懸命毎日頑張っております。電話の、大体は電話かからないってよく言われるのですけれども、通話中なのですね。だから、全国から寄せられる町民の皆さんの対応を専任の専従班でやっているのですが、それでも間に合わなくて、もういっぱい現在やっておりますが、早くこちらから情報を先に出すような手だてしないと、いつまでもかけられどおしだと思えますので、工夫をしてまいりたいと考えております。現在、東京都、区から応援に来ていただいておりますが、ほとんど住民の皆さんに対する質問に答えるのが、最近は特に1人当たりにかかる時間が長くなってきているものですから、なかなか終わられない。終わってしまうとまたここでしかられますので、そういうはざまの中で頑張っております。それが理由にはなりませんけれども、本当に反省をするべきもの、対策をするべきものが後手後手になっているのは実情でございます。大変申しわけありません。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） まず、こういう状況下の中にいる我々ですから、これから、あしたもまた議案の審議があるわけですが、もう町長の専決権を前面に出すと、町長は本当は臨時議会を開きたくなかったのだらうということになってしまうので、もっと親切丁寧な説明がないと、これはなかなかあしたは大変だなというふうに思います。

これは、法の専決権はありますけれども、町長、やる気であれば2回、全員協議会開いているわけですよ。そのときに、町長みずからその全協に出席しているわけですから、そのときに臨時会開けば、何が忙しかったのかと言う必要はない。これをやらなかったというのは、やりたくなかったというように理解してしまうね、やっぱり。やる時間は、議会で全員協議会やっているわけですから、これはあったのです。ですから、専決権、余り行使することのないように、議会でも申し入れていますし、議会はいつでも集まって会議を開くことができるので、町長、専決はやめてくださいと言ったのを私も聞いております。ですから、町長の暇がない、議会を集めても集まらないというのは理由にはならない。

それから、先ほど答弁しておりました町長室の隣の辺の掲示板、本来は公告式条例の掲示場でしょう。あそこは一応ね。それで公告式条例がかかる。ですから、町長は違反していないと、違反なので

す。これは、だから双葉町は遠く新山前沖28番地にあるわけですから、そうするとここは、加須は支所、支所は関東地区とか埼玉県内とかと区域に限られるわけですよ、支所の場合。出張所は、簡易な事務手続きしかとれないわけですから、ですから私は、福島県に役場機能というのは私はいいと思います。ですが、ホテルはやっぱり、あそこからどこか白河でも郡山でも移ったときに、白河と郡山に2カ所になっても、そのどっちかに支所、出張所では、これはまた大変ですね。支所にすれば、今度町長のほうが大変なのですよね。職員の配置がまた出張所と支所では事務の取り扱い、支所は全般的な事務取り扱いですから、出張所は簡易なものだけというか、また大変だと思いますけれども、やはり何カ所かに分散して、ばらばらにならないような、双葉に帰るときが来たよというときに、ばらばら、ばらばら集めるのだったら大変だけれども、そこを何カ所かに塊として住んでもらえば、それは私は楽な方法かなと思っているのです。そういうことも含めて、支所も出張所もいいのですけれども、1カ所の支所以上はつくってはならないという法律はないわけですからね。2カ所でもいいのです。だけれども、100人の職員が80人しかいないというのであれば、またこれも大変だからね。その辺も考えながら、今生活も大変です。避難生活ですし、また借り上げ住宅を個人的に探して入っている人たちも生活は大変だと思います。ですから、町長、忙しいのはわかるのですが、町長は町長のお仕事だと思うので、統括権もあるわけですよ。だから、それも選挙に当選したから、つついそういう権利までついてくるわけですから、全町民のために、この難局を乗り切るように頑張ってください。

不眠不休なんか言わないよ、寝てもいいのですから。まず体ですから。不眠不休は、休みもないとだめだし、眠らないとだめだから、不眠不休なんて言わないで、一生懸命、職員は町の宝だって町長は言っているわけだから、その人たちを上手に使えば、この難局乗り切れますから、気持ちを強く持って頑張ってください、とりあえず。

終わります。

○議長（清川泰弘君） それでは、50分までちょっと休憩します。

休憩 午後 2時38分

---

再開 午後 2時50分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

通告順位7番、議席番号9番、木幡敏郎君の一般質問を許可いたします。

9番、木幡敏郎君。

（9番 木幡敏郎君登壇）

○9番（木幡敏郎君） 発言の許可をいただきました9番、木幡であります。通告をいたしました件について一般質問を行います。

これまでに同僚議員より重複した質問がありますが、その点もよろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに、このたびの東日本大震災において多くの方々が、そして町民の中にもこの災害に巻き

込まれ、とうとい命が多数その犠牲となりましたことに対して、心からお悔やみと哀悼の意を表したいと思います。

さて、3月11日、突然の東日本大震災が発生して、はや3カ月以上が過ぎ去りました。いまだに第一原子力発電所の状況は一進一退、安定して安心できる状況にはなっておりません。一日も早く、確実に収束されることを心から願わずにはおられません。双葉町民も福島県内や全国各地にばらばらになり、そして厳しい避難生活を余儀なくされております。多くの方々、ボランティアの方々にご支援をいただきながら、この状況から一日も早く立ち直り、また普通の暮らしができ、家族との楽しい日々が再現されますように心から真に願うところであります。

さて、避難生活が続く町民の福祉の向上のためにという観点から、以下の点について質問をいたします。

1つ、町民の多くが町とともに川俣町、そしてさいたま市スーパーアリーナ、そして現在、加須市旧騎西高校へと避難をしてきましたが、この経緯についてどのような情報と見通しがあって判断をされ、今日に至っているのか、お伺いをいたします。

2点目、仮設住宅の進捗状況についてであります。1つ、双葉町が進めている仮設住宅の予定地、予定戸数と借り上げ住宅を含めた現在までの住民の申し込み状況について、お伺いをいたします。

2点目、自立支援策についてどうお考えか。また、町独自の支援策も含めお伺いをいたします。

3点目、リステル猪苗代など各避難所への諸支援についてお伺いをいたします。

1つ、生活物資等の配布について、どのような方法で実施をしているのか、また問題点はないか。

2点目として、住民のコミュニティは安心感・連帯感・生活向上などに大きな原動力となるものがあります。避難所などへのコミュニティはどのようになされているのか。また、町はどのように支援していくのか、お伺いをいたします。

4番目、窓口業務のスピードアップ化は、全国に散在している町民にとって非常に望まれる重要なものであります。避難者の心情を考えれば、的確な情報を待ち時間なく町民に伝えたいということをややはり町は真剣に考えるべきでありまして、その1つに、コールセンターの設置があり、これは他町でも取り組まれてきております。当町においても検討すべきと考えますが、いかがかお伺いをいたします。

5点目、避難所暮らしの中にも、前向きに楽しみを持って暮らせたら、多少元気や張り合いも出てくるものと考えられます。その1つとしては、活気や楽しみを取り戻すことの一つに、これは町民の中から、現在盆踊り大会や運動会など実施してみたらどうかという声を聞きます。現在は、加須市さんにはいろいろなイベント、また多くの団体より楽しみがなされておりますが、住民や町民の避難している方々から、自主的な声があるとすれば、これはやはりその声を実現させていただきたい。この点について、町としてどうお考えかお伺いをいたします。

2点目として、現在旧騎西高校周辺の遊休農地を市民農園に提供したいという話を聞きます。避難

所の中には、時間がある、楽しみとして、さらに健康と食生活の面からもこの遊休農地については有意義なものと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 9番、木幡敏郎議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

町民福祉の向上のために、川俣町からさいたまスーパーアリーナ及び旧騎西高校への移動・移転の経過についてのおたただしであります。これまでの答弁とも重複いたしますが、東京電力の原発事故に伴い避難指示が出されたことを受け、川俣町の7つの施設に避難をいたしました。その後、事故の状況がさらに悪化したため、町民だけでなく役場機能も含めた集団避難を決断し、町民同士が離れ離れにならないよう、できるだけ収容人数の多い場所、さらには安全な場所との意向を国に申し入れ、埼玉県においても受け入れの表明をしていただきました。

さらには、原発事故の収束時期が見通せない中、中長期的な集団避難先として、ここ加須市内の廃校となっていた旧県立騎西高校の活用が上田埼玉県知事から提案され、加須大橋市長からも自治体を挙げて全面的にバックアップの方針をお聞きし、現地確認後、3月23日に開催されました議会全員協議会において、加須市に移転することを説明させていただいた後に、正式に埼玉県に返事をいたし、3月30日、31日に移転を行ったものであります。

次に、仮設住宅の進捗状況についてのおたただしですが、予定地と戸数については、現在町では、福島市に120戸、郡山市に250戸、白河市に120戸、会津若松市に5戸、いわき市に250戸の合計745戸の仮設住宅を福島県に要請しています。申し込み状況についてですが、福島市の仮設住宅には32戸に対し15戸、会津若松の仮設住宅には5戸に対し4戸が7月上旬に入居する予定で準備を進めております。

次に、リステル猪苗代等各避難所への諸支援についてのおたただしですが、物資の支援については、避難している町民に対し、個人、法人から支援していただいた生活用品等について、その都度町民に対し配布しております。また、埼玉支所以外の避難所の町民の方へも配布しておりますが、町民の方々が避難している避難場所も多岐にわたっており、隅々まで浸透していない面もありますので、今後解消したいと考えております。

また、避難所等のコミュニティへの支援についてですが、避難所における共同生活を行うに当たり、協働の意識を持つことは大変重要なことであり、自治組織をつくりながら相互連携を進めなければなりません。しかし、各避難所においては、それぞれ環境条件が異なりますので、今後各避難所に応じた連帯感のあるコミュニティづくりを支援してまいります。

次に、窓口業務のスピードアップ化のためのコールセンターの設置の考えはないかとおたただしですが、原発事故に伴って、全国各地に町民の方が避難されており、この方々への情報の提供を初め、生活支援等の災害関連事務、また住民の皆さんからの問い合わせ、さらにはここ騎西高校避難

所の管理運営事務、保健事務、そして行政一般事務などなど、非常に事務量も増大しております。幸いにもここまで全国市長会への要請を受けての他自治体からの応援、さらには緊急臨時職員の雇用などで対応してきておりますが、まだ全国の町民の方の要望にこたえ切れていない状況でもあります。これら要望等に速やかに対処していくため、業務手法の構築をする必要があると考えておまして、行政事務と切り離せる業務などのアウトソーシング化、さらにご提言の町民からのさまざまな要望、意見、問い合わせ等を一元管理できるコールセンターの設置についても、検討したいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、盆踊り大会や運動会などを実施してはとのおたただしですが、これまで各地区単位でそれぞれ盆踊りを実施してきたところであります。地区の特色ある囃子、歌、踊りで先祖の供養をしながら、子供から高齢者までの皆さんが楽しく集い、地域の伝統文化の継承も合わせて行ってまいりました。

東日本大震災以降、全国各地に避難している町民の皆様は、避難生活で毎日大変なご苦勞をされております。皆さんの気持ちをいやし、また今後の希望の町民の結束を図るためにも、多くの町民の皆さんが一堂に会して、実施したいと考えております。

次に、運動会の実施についてであります。昨年は、町民体育祭の内容の一部を変更して、町民の皆様が和気あいあいの和やかな中に親睦を図り、子供から高齢者まで楽しく参加できる町民体育祭として開催しました。このような状況のもと、盆踊りと同様に、多くの町民の皆様が一堂に会して楽しい時間を過ごすことが今の双葉町において大きな意義があるものと考えておりますので、検討したいと考えております。

次に、旧騎西高校周辺の遊休農地を市民農園に提供したいとの話を聞くが、楽しみや健康づくりの面から有意義なものと思えるがいかがとのおたただしですが、おただしのとおり、避難生活が長引くこのような環境の中で、遊休農地を避難者の市民農園の場として提供を受け、野菜づくりなど土と触れ合うことで適度な農作業により、運動不足の解消のほか、心のいやしとなり、生活環境の改善の一助となることは、歓迎すべきものと考えております。

つきましては、遊休農地の提供者及び埼玉県並びに地元加須市からのご支援を賜りますとともに、市民農園の開園に係る関係機関のご指導のもと、市民農園の開設を支援したいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） ただいまご答弁ありがとうございました。

私が一番最後であるために、似たような質問だということで、私もある程度この答弁を聞きました。ちょっと質問させていただきたいと思えます。

まず、現在この旧騎西高校にありますが、先ほどから町長は、この福島に戻る時期を見ているというように、主にそのような内容の言葉でありましたが、やはり現在、確かに全国各地にばらばらになってはおりますが、その多くはこの旧騎西高校とそれから福島リステル、この2カ所かと思えます。

それから、各地に避難をしておる町民は、それではいつふるさとに戻れるのか、安心して暮らせる

その安住の地に戻れるのかというふうなこの思いを持っているのではないかというふうに思いましたし、見通しというふうな言葉で私も質問いたしましたが、改めてこの町長は現在、双葉地方の町村会長を務めておられます。やはり騎西はもとより県内におられる方々が、現在双葉8カ町村の中で双葉町だけが県外に移って、それで本当に戻れる環境づくりができるのか、本当に安心して帰れるのか。それならこのままでいいのかなという不安を全国各地の方は持っているのではないかと、そのような点については、やはり私も思っていたのですけれども、町村会長になっても、町民の不安、生活再建、それから今後のあらゆる原発、東京電力や国との補償が本当に8カ町村としてできるのかというふうなことを思っているのかと思いますので、そのような点について、ビジョンも含めて、この見通しについてお願い申し上げます。

それで、仮設住宅についてでありますけれども、ただいま745戸の仮設住宅を福島県に要請していると言われましたが、これは私もコミュニティ、それから町の支援というふうなことを考えますれば、この例えば応急仮設、いわきには250とあります。白河には120とありますが、この数字は、まとまってそこにあるのか、これは白河といってもばらばらなのか、もしもそのときには、やはりいろいろ相談をするような連絡所なども本当にこれは必要ではないかと思しますので、その点についてまとまってあるのかどうか、その辺心配されるので、その辺のご答弁をお願い申し上げます。

それから、この独自の支援策の中に、個人については先ほどから何回も生活必需品などについて支援をしたいというふうなことを町長も考えておられるということですが、やっぱり一方、この避難所を出ましたときには、そのアパートや仮設に移った場合に、その経済的な、そのような苦勞も大変ではないかというふうに思うので、その辺についての収入の確保、雇用については、町としてはどのように取り組む考えか。

それから、実は事業者の方からのお話ですと、実際先が見えなくて、例えば事務所を双葉以外にやったらとすれば、当面は、もうこれは帰ることもできない。この事業所の件についても、従業員を抱えているということですので、その辺については町長としては、町村会長も含めてどんなふうにか考えるのか、町長としての思いをお聞かせいただきたいと思います。

あと生活物資については、現在いろいろ考えるということですので、この点について、特にやはりリステルなどの方から聞きますと、倉庫がないというような話も聞きますので、その点についてはやっぱりかぎつき倉庫なども一つなのかなというふうなことを思えば、この騎西のような保管もできるのではないかというふうに思いますので、その辺の今後の保管という点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、あとこのコミュニティについて、現在自治組織ということで、リステルにはできたというふうに聞いておりますが、ここの騎西では、現在部屋長会議というのはありまして、住民の方がいろいろ細かく町の様子、それからいろいろな情報を聞く機会があります。他の避難所では、各部屋の中には、そのような情報がなかなか行き渡らないというふうなことも聞いておりますが、その辺でお

世話係というふうな、例えば今後、この仮設住宅もそうですけれども、やはりある程度まとまったところには、お世話係としていろいろな情報を1軒1軒配布するような、また安否確認をするような、そのような方もやっぱり町のほうから働きかけていくべきではないかなというふうに思いますので、その辺についてのこの情報伝達の仕方、これについて……

(「何でそんな質問してんの」と言う人あり)

○9番(木幡敏郎君) いや、そのような町の支援ということでお聞かせをいただきたいというふうに思います。

コールセンターについては、ただいま検討をしていくということで、これもよろしくお願いを申し上げます。

そのほか、避難所暮らしの中にも楽しみというふうなことについては、ご理解いただいておりますので、以上の点について町長のお答えをお願い申し上げます。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 木幡議員の再質問にお答えいたします。

まず、たびたび町村会長としての意見求められておりますが、やはりここは町長としての意見を述べさせていただきたいと思います。

そんな中で、郡を考えたときには、やはり郡としても意見を統一していかないといけないというふうに考えておりますので、何にしても大きな課題が町も郡としてもありますので、町の抱える問題については町として努力していくと、そして郡は郡内の共通認識のもとに、目的に沿って頑張っていくということになると思います。

県外にいて、郡の首長がやっていけるのかというようなおたがしでございますが、しょっちゅう郡山、あるいは福島のほうに戻って会議にはほとんど出席しておりますし、今後、先ほども申し上げましたけれども、同じ課題の12市町村長の会議をつくって、いろんな問題を協議してまいりたいと、解決に向けて頑張っていきたいと、そのように考えております。

仮設住宅のまとめりですが、これは後ほど総務課長からご説明を申し上げます。

自立についてですが、やはりこれがいつ帰れるかという問題については、私も大変苦慮しております。早くその判断ができればいいなというふうに思っておりますけれども、先ほど野村議員からご質問いただきましたように、なかなか帰れないのではないかというご意見もございました。相手がどのような形になっているのか、何がどの程度含まれて、どういうグループになっているのかというのは、まだ示されておられませんので、やはり健康を重視した形で考えていかないと、次の子供たちが親と一緒に移動するものですから、その子供たちの健康を最大限に考えていきたいと思っておりますので、県内における雇用の場の確保というのは、大変現在厳しいようです。したがって、補償問題はしっかり補償してもらっても、日々かかる経費については、やはり職場は必要でありますので、今動かれています方は、職場中心に移動されております。若松のほうに移られる方も職場のために、会津のほうに

今度行きますというような話も聞いておりますので、職場は一律にいきません。それぞれの関係の中で適地、適所というのでしょうか、適している職場に、また縁故のある職場に入るものというふうに思っております。

事業者についてはどうだのかということですが、大変これは深刻な問題であります。今までの日々の営業をしてきたのが突然に絶たれておりますので、これらについては商工会を中心とて今後事業展開して頑張ってもらいたいなど、そんなふうに考えております。

リステルに倉庫がないということですが、こちらのほうでやはり多くの支援物資は、この近隣からも寄せられております。そんな関係上、こちらから必要なものを適時送っております。集まる個数とか、それから種類もこちらは豊富でありますので、大きなストック、体育館の中で受けて、一たん受けて、必要なものを必要な部分だけ今送っておりますので、これからもそのようにすると、倉庫をつくってやったとしても、熱の対策、夏場を迎えますから、傷むものもありますので、そういうことも考えますと、すぐ使い切るような状態の中で余裕を持って配送したほうが、私は住まわれている方の健康にも寄与するものと考えております。

あと、部屋長会議の中で、届かないということがありますので、部屋長会議の中でこれは協議してもらおうようにしたいと考えております。

それでは、総務課長より説明をさせていただきます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） それでは、木幡議員の再質問の説明をさせていただきます。

借り上げ住宅の現在の要望箇所は、これまでの町長の答弁にもありましたように745戸、失礼しました、仮設住宅ですね。それで、福島市のほうには120ということで、1つの団地が32戸になっています。これについては、15世帯が現在入居、手続を行って、7月上旬には入居すると。それから、今後の予定としては、あと88戸の団地、それから63戸の団地ということで……

（「まとまっていんのか」と言う人あり）

○総務課長（武内裕美君） まとまってです。1団地が88です。それと、1団地が63戸が1つと。

それから、郡山が250ということですが、1団地で63のものが1つ、それから122戸のものが1つ、それから65戸のものが1つということで3カ所になっています。

それから、会津が5戸が1つということで、このうち4世帯の方が入居が決定し、7月上旬に入居を開始するということになっています。

それから、白河が120ということで、これが1つの団地です。それから、いわきについても250ありますが、これも1つの団地の中に250というような計画になってございます。合わせて745戸の仮設住宅というような予定になっています。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。



○9番（木幡敏郎君） ただいまご答弁ありがとうございました。

それで、コミュニティの大事さということは、町長も本当にご存じかと思いますが、実は今、全国各地、やはりインターネットとか携帯というふうなことで、いろいろ知ることができますが、実はその1つ、やっぱり町長の声をみんな待っているのですね。そういう意味では、例えば先ほど事業所の方も、町長の考えがわからなくて悩んでいる、苦しんでいる、どんなのでもいいのだと、なかなか厳しくて行かれないというのなら、それまで、それは自分で考えるから、私はそういうことを受けとめますと、やはり今はホームページを立ち上げていますけれども、その中で町長のブログというのをやっているところもあるのですね。町長の声、考え、思い、そのようなことをぜひともその中で時々更新をしていきながら、町長の顔や考えをやはりその時々発していただきたいというふうに、それをすることで多くの全国各地の町民が元気づけられるものだというふうに思います。

この辺をお願い申し上げ、私の最後に、ちょっとやはり何といたしても、今町長は、その責任を果たすために、どんな方法が一番いいのか、苦悩を重ねながら取り組んできたというふうに私は思っております。しかし、その思いを皆に理解されなければ、そして皆とともに進まなければ、権力者は独裁者というレッテルを張られてしまうのではないのでしょうか。この混乱した非常に厳しい状況の中で、あの美しいふるさと双葉町を復興させるために、町、議会、住民が一丸となって乗り切っていかなければならないというふうに思います。

今後町長には、執行者として町民とともに民意を大切に、町民の幸せのために取り組んでいただけることを心から願って、私の質問を終わりたいと思います。

1点だけお願い申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 木幡議員のコミュニティの大切さ、これは私も大変大切にしたいと思って、常々思っていますが、どうしても思いがいろいろな角度でひとり歩きする場面もありまして、なかなか調整がうまくできていないのが現実でございます。何とかこの辺も乗り越えて、皆さんの期待にこたえていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（清川泰弘君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（清川泰弘君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時25分）

## 平成23年第2回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年6月30日（木曜日）午前9時開議

### 開 議

- 日程第1 議案第57号 専決処分の承認について  
専決第16号 双葉町立幼稚園の授業料等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第58号 専決処分の承認について  
専決第17号 双葉町立幼稚園預かり保育料に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第59号 専決処分の承認について  
専決第18号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第4 議案第60号 専決処分の承認について  
専決第19号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第61号 専決処分の承認について  
専決第20号 平成22年度双葉町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第62号 専決処分の承認について  
専決第21号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第63号 専決処分の承認について  
専決第22号 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第64号 専決処分の承認について  
専決第23号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第65号 専決処分の承認について  
専決第24号 双葉町埼玉支所設置条例について
- 日程第10 議案第66号 専決処分の承認について  
専決第25号 双葉町猪苗代出張所設置条例について
- 日程第11 議案第67号 専決処分の承認について  
専決第26号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第68号 専決処分の承認について  
専決第27号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について

- 日程第13 議案第69号 専決処分の承認について  
専決第28号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第70号 専決処分の承認について  
専決第29号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第71号 専決処分の承認について  
専決第30号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第72号 双葉町猪苗代出張所設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第73号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第74号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第75号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第76号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 発議第1号 議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
閉 会

○出席議員（10名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	12番	清川泰弘君

○欠席議員（1名）

11番 佐々木清一君

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局 局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 局長	高野利彦
書記	高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第1、議案第57号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） まず、きのうの一般質問でも申し上げましたが、これほどの議案を専決処分してしまった町長に、その理由をもう一度確認したいと思います。

きのうは179条に基づいてということでしたが、179条に基づいてやったとしても、理解のできないところが多い。ですから、その辺をもう一度説明していただきたい。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問でございますが、今回の東日本大震災において、役場機能ごと避難せざるを得ない状況に立ち至ったわけでございます。その間、川俣町あるいはさいたまスーパーアリーナあるいは旧騎西高校と、3カ所転々としたわけでございますが、なかなかその役場機能としても十分役場そのものも避難した関係上、また職員も避難しております。そんな関係上、十分な機能が果たせない状況にあります。だんだんと今落ちつきを示しておりますが、当時は住民の皆さんの対応、この仕事がほとんどでございました。したがって、正常な機能を一気に回復する状況ではございませんでした。しかし、行政は一日も休むことはできません。そのため、多くの専決をせざるを得ない状況になったわけでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） きのも申し上げましたが、それだけの説明では、これだけある専決はその都度質問になりますよ。専決をする前後においても、議会は全員協議会を開いています。当然その日にちをもってすれば、議会の全協なのに町長も出席しているわけですから、その日をもって臨時議会とすればできたはずなのです。町長にはこれ執行権があるわけですから、職員に指示すれば職員はやります。これ専決議案これだけあるやつを1回ずつ質問するようになりますよ。もう少し町長、忙しかったのはわかりますよ。それはそれぞれだれに聞いても、では楽だったという人はいませんから、

遠く埼玉の地まで来ているわけですから、それは忙しかったのはわかります。でも、やればできたはずですよ。ですから、その辺を丁寧にもう少し話してもらわないと、一問一問全部質問するようになります。お願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 大変専決が多くなったことに対しましては、こういう状況だということでご説明いたしました。私の提案者として努力が足らなかったことについておわびを申し上げ、このようになったことについて特段のご理解をいただいて、これからご提案する案件についてご理解の上、ご審議をお願いしたいと思います。精いっぱい頑張ったわけですが、本当に提案者としておわびを申し上げたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） ちょっと何だか同僚議員と似たような質問かも知れませんが、その町長の言われる内容もわかりましたが、ただ、ここに来て6月の末であります。これまでの中でそのせめて臨時議会でも開く機会をつくれなかったのか。この6月定例会まで本当に専決だけでやってしまうということに対しては、やはり議会としては大変遺憾だと思っておりますけれども、このこれまでの中で何とかせめて1カ月前あたりでも臨時議会を開けば、また違ったのではないかと思います。その辺についてのもう一度町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま木幡議員のご指摘のとおり、その都度ということは原理原則であることは十分わかっているわけですが、やはり準備いろいろその他が整わなかったために今日に至ったことに対しまして、心からおわびを申し上げたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号 専決第16号 双葉町立幼稚園の授業料に関する条例の一部改正について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（清川泰弘君） 起立多数です。

よって、議案第57号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第2、議案第58号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号 専決第17号 双葉町立幼稚園預かり保育料に関する条例の一部改正について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第3、議案第59号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（清川泰弘君） 第7款自動車取得税交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第9款地方交付税。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第11款分担金及び負担金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第12款使用料及び手数料。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第13款国庫支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 次、第14款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第17款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第19款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。  
第2款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第3款民生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第8款土木費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第10款教育費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第12款公債費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第13款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）



○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号 専決第18号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第11号）について、  
原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第4、議案第60号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号 専決第19号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第5、議案第61号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第1款医療諸費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号 専決第20号 平成22年度双葉町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第6、議案第62号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第5款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号 専決第21号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第7、議案第63号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号 専決第22号 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第8、議案第64号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第5款諸収入。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） これはどういうものなのか説明をお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、健康福祉課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 谷津田議員からの諸収入、保険料還付金についてご説明申し上げます。

保険料の還付金であります。これにつきましては、年度途中の死亡あるいは所得の変更によります保険料の還付における還付金ということになります。

以上です。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号 専決第23号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第9、議案第65号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） この件につきましては、きのうの一般質問の中で、特に数多く質問をさせていただきましたが、確認の意味でもう一度質問をさせていただきたいと思います。

3月23日、さいたまスーパーアリーナにおきまして、議会全員協議会を行いまして、そのとき町長は騎西高等学校の概要説明をされました。それで、議会の理解を得られれば電話をしないと、そのような話だったように私は記憶しておりますが、間違いございませんか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） はい。3月23日の全協において、皆さんに騎西高校に移るためのお話をさせていただきました。そして、理解を得たものと思ひまして、埼玉県の方に正式に移る旨の報告をいたしました。

○議長（清川泰弘君） 8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） 私は市報「かぞ」平成23年第13号というのこれ持っているのですが、これは加須市の広報ですね。その中で、双葉町に対する支援ということで、いろいろ書いてあります。この中に「東北地方太平洋沖地震で、地震、津波、原子力発電所の損壊と三重の大きな被害を受けて避難されている方々の避難生活の長期化が心配される中、埼玉県では3月20日にさいたまスーパーアリーナに避難している福島県双葉町の約1,200人の方々について、双葉町の意向を踏まえ、避難されてい

の方がまとまって生活できる場所として、旧県立騎西高校の校舎を利用することに決定しました」。このようになっているのですね。「そして、これを受け、3月22日に双葉町長、加須市長、埼玉県の3者で現地視察を行い、3月23日に双葉町が騎西高校への正式移転を決定しました。市では既に3月21日に加須市双葉町支援対策本部を設置し、幅広い市民の皆さんの協力をいただきながら云々」と書いてあります。既にこれは3月21日に加須市では双葉町支援対策本部ができていますよ。これはちょっとおかしいのではないですか。3月23日にあなたは議会の理解を得られたらそのように決定をさせていただきますということを行っているのですよ。これ広報がうそなのか、町長、あなたの言っていることがうそなのか、はっきりさせてください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 私はその広報のあり方については、知るよしもございません。私は正式に発表するのは、議会の皆さんの前でお話をして、理解をしてから正式に話をしておりますので、その日にちについての、広報の編集の日にちについては、全く相談を受けておりませんので、わかりませんでしたので、私には皆様方の返事をご了解を得て、正式に埼玉県に報告して、それから決定したということで私は認識しております。

あと、ついででございますが、3月28日、第2回臨時議会におきまして、さいたまスーパーアリーナにおいて、出張所を設置する議案の質疑の際に、3月いっぱいに加須市へ移転するのに、何ゆえ4月1日からの加須での支所設置の案件を入れなかったのかという問い合わせがありました。4月1日付の専決で設置したいという私から答弁をいたしまして、議会で了解を得られたものと考えております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） きょうの質問で、その掲示場、チラシ風なのは外せよというようなことをやりますと言っていましたけれども、それはもうお済みですか。

それから、しっかりとした掲示場をきょうのうちに作りましたか。作りませんか、まだ。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 連絡所というものは外しました。

それから、掲示場としては、しっかりしたものはまだ用意しておりません。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） これ町長、だめなのだよな。きょう言われたから、きょうのうちにできることはやってしまわないと、告示されるまで条例は効力を生じないというふうになっていますので、きょうこれ議決してもらって、どこに告示するのですか、これ。やらなくてはならないことは早くやらないとだめなのです。今これ条例ですから、それを可決してから、はい、議長は3日以内に町長のところに送付します。そうしたら町長はどこにこれを告示、公布するのですかというふうになるのです。やっぱりきょう言われたのだから、できることはやらないと、179条とは違うのだけれども、長

の統括権だから、職員に言えば職員はやるのだから、やっぱり早くやってください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 本日なるべく早く実行したいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） とりあえず議長から専決を頼まれたお話は私も覚えています。しかし、議会として専決はなるべくやめてくれという申し入れも私3月にしたのは覚えています。議員も常駐している人、そしてその専決するのであれば、騎西にいらっしゃらない人も皆さん集まるというお話で、その申し入れも町長にしていると思いますが、町長にはその記憶はありませんか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 冒頭に谷津田議員からただされましたように、精いっぱい頑張ってやってきましたが、かかる専決が多くなったことに対しまして、執行部としておわびを申し上げたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 法第101条第5項で、公示しなくても、3日というあれがあるのですけれども、そういう緊急の場合は前日の招集でも議会は集まれるはずですよ。そういうことも考慮すれば、先ほど同僚議員が言ったように、全協の場に来れば、全協の場というのはその日に決まっているわけではないのですよね。その時々でもできたはずですよ。できたので、逆に言えば議会の申し入れは受け取ってもらえなかったと私は認識しているのですけれども、町長の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、再度申し上げます。

私どもも精いっぱい毎日業務をいたしているわけでございます。専決が多くなることについて本当に申しわけないと思っております。いろいろな申し入れをお受けしまして、これからなるべく多く皆さんに会議を設けて協議をしてまいりたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「ちょっと休議してください」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時33分

---

再開 午前 9時35分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。



ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

8番、伊澤史朗君。

○8番(伊澤史朗君) きのうの一般質問の中でも、この専決処分に関しましては、何度もお話をさせていただきましたし、この専決処分の対応、4つの条件には適していない。町長のやり方には専決処分としては該当したような条件に見合っていないということで、私は反対をさせていただきます。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

9番、木幡敏郎君。

○9番(木幡敏郎君) これまでのいろいろな町長の話聞きながら、私どももできるだけ専決はせず、いや、議長にはできるだけ専決をしていただかず、それは議会というものの存在というものをやっぱり認めてもらうということでもあります。ただ、今回全く残念なことながら、今回の設置条例については、やはりいろいろな事情があって、できなかったというふうなことで、私はこの支所設置については理解をしたいと思いますので、賛成をいたします。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) それでは、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号 専決第24号 双葉町埼玉支所設置条例について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(清川泰弘君) 起立少数です。

よって、議案第65号は承認されませんでした。

---

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第10、議案第66号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） この議案に関しましても、前の65号議案と同一と考えますので、反対をさせていただきます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） 同じく私は先ほどと同じような考えのもとに、この条例については賛成をいたします。

○議長（清川泰弘君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号 専決第25号 双葉町猪苗代出張所設置条例について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（清川泰弘君） 起立少数です。

よって、議案第66号は承認されませんでした。

---

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第11、議案第67号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号 専決第26号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（清川泰弘君） 起立多数です。

よって、議案第67号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第12、議案第68号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてを議題と

します。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第68号 専決第27号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(清川泰弘君) 起立多数です。

よって、議案第68号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第13、議案第69号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 歳入に入ります。

第2款総務費。

9番、木幡敏郎君。

○9番(木幡敏郎君) この14支所管理運営費の中の13委託料の行政ネットワーク整備委託料とはどのようなものか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいまの質問に対しまして、総務課長から説明させます。

○議長(清川泰弘君) 総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 木幡議員のご質問に説明いたします。

これについては、役場の住民基本台帳とか、戸籍等のネットワークを立ち上げるための委託という経費でございます。

以上です。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款民生費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。  
これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第69号 専決第28号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第14、議案第70号 専決処分の承認についてを議題とします。  
直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳出を行います。

第3款民生費。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 委託料、委託料の説明をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、健康福祉課長から説明させます。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 谷津田議員からのご質問、災害救助費の委託料250万円、東日本大震災義援金システム構築委託料並びに配分システムサポート委託料ということの質問にご説明申し上げます。

委託料につきましては、構築委託料が170万円、あとサポート委託料が80万円となっております。  
以上です。

(「中身」「内容だっぺ」と言う人あり)

○10番(谷津田光治君) この東日本大震災義援金配分システム構築というのはどういうことかということですか。

○議長(清川泰弘君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(竹本良一君) 谷津田議員の配分システム構築委託料の内容ということですが、これにつきましては、国・県の第1次義援金の配分に関するシステムということで、受け付けから送金までのできるシステムということの構築の委託料というふうになっております。

以上です。

○議長(清川泰弘君) 10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) これは全く国・県のやつだけのやつですか、これは。そうしたら町のだっでこれに準じてやれば、簡単にできるわけだから、変な予算使ったという話ですけども、これどうなっているのだ、その辺。だから、町は完全に別だ。これは国・県のやつだと言うのならわかります。でも、この方法をやれば、町のだっでできるわけですね。だから、それ、これは国・県だけですか。

○議長(清川泰弘君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(竹本良一君) 谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

当初につきましては、国・県の義援金の配分システムということになっております。その後に町の義援金等もありますので、これについてはシステムの改修ということで対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第70号 専決第29号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第15、議案第71号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第14款県支出金。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） これは臨時職員に使う補助金ですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） これは県のほうから来ました臨時雇用職員のための費用でございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 臨時職員でも随分吟味して採用したと思うのですが、随分元気な人を雇っておいりましたね。町民に対して言ったとか、かなり厳しく言われた人もいるようで、憤慨しておりました。これも当然町長はご存じだとは思いますが、是正措置というか、何か手当てはしましたか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） はい。理由を聞いてただしております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） やはり避難しているといえども、町民ですから、町民を指差して、幾ら支援物資をもらいに行ったにしろ、やはりこういう避難が長く続けば心もだんだん乱れてくるのはわかるのですが、町長、法だの条例だの言っていますけれども、書かれているのだよね。やっぱり職員は町民のために一生懸命働けというふうに法令にも書かれているわけですから、町民が町民をとということとはやっぱりやらせないでほしいと思います。ましてだんだん気持ちがすさんでくると、事件に発展しかねませんので、臨時職もしっかりやっていてくれる人もおりますけれども、その辺の監督、町長よろしく願います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、しっかりと監督してまいりたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 続いて、歳出に入ります。  
第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第5款労働費。

3番、野村満君。

○3番（野村 満君） この賃金なのですが、雇用賃金なのですが、これ何人分かと、それから仕事の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 野村議員の質問に対しまして、総務課長から説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 野村議員のご質問にご説明を申し上げたいと思います。

賃金が1,737万2,000円ということではありますが、その第1次募集を行いました。その関係であります、20人現在お手伝いをいただいているということでございます。事務の内容は、一般事務、それから一時帰宅関係、イベントのボランティアの管理、それから施設管理というような内容であります。さらに、現在第2次募集ということで、応募を締め切りまして、11名の方が応募しているというような状況でございます。それで、予算的には来年の、24年の3月までこの賃金の中で見合う人員を確保していきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） そうすると、今の仕事の内容については、この11名は同じような仕事の内容なのですか。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 第2次募集の方につきましては、7月から一時帰宅のバスの台数がふえるということもありまして、添乗員の業務等をふやしたいということで、全員ではないのですが、その中でふやしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第71号 専決第30号 平成23年度双葉町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第16、議案第72号 双葉町猪苗代出張所設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番、木幡敏郎君。

○9番(木幡敏郎君) 今回1カ月は延期されました。現在、つまり猪苗代出張所における期間というものが8月16日までというふうなことだと思いますが、それから先というものがどのような状況になっているかによっては、またこれも検討するということになると思うのですけれども、その辺についての見通し、一応8月16日ということについて、私は問題はないと思っているのですけれども、その辺の見通し、今のところ町長の考え、お聞かせください。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 一応県との協議をしながら進めておりますので、借り上げしていただいているのは県でありますので、今後そのようなことについては、県との協議になるかと思えます。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

8番、伊澤史朗君。

○8番(伊澤史朗君) この議案第72号、先ほどの議案第66号に関連しておりますので、反対をさせていただきます。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)



○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第72号 双葉町猪苗代出張所設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（清川泰弘君） 起立少数です。

よって、議案第72号は否決されました。

---

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第17、議案第73号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 内容は別に反対しませんが、条例の取り扱い方が私は正当な取り扱いではないと判断していますので、条例は反対します。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第73号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（清川泰弘君） 起立多数です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第18、議案第74号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 今3,000万円から3,300万円になるということなのですからけれども、今の貸し付け……

（「早い」と言う人あり）

○6番（菅野博紀君） 済みません。間違いました。済みません。取り消しさせてください。

○議長（清川泰弘君） では、菅野君、取り消しね。

○6番（菅野博紀君） はい。

○議長（清川泰弘君） では、ただいまの菅野君の取り消します。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第74号 双葉町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（清川泰弘君） 起立多数です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第19、議案第75号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） この3,000万円から3,300万円ということなのですからけれども、現在までの貸し付け件数と、あと金額をお伺いいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、半谷会計管理者から説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 会計管理者。

○会計管理者（半谷安子君） ただいまの菅野議員のご質問にお答えいたします。

343件の2,736万円の貸付金額になっております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 初日の会計管理者の説明ですと、これまで借りていたその3万円に対して、今回の町から配分される4万円というその義援金で一たん返してもらおうと、そういうふうな考えはこれは変わらないでしょうか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員のご質問に対しまして、一たんそのようにしていただきたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 3,000万円、これ貸し付けた、343件を貸し付けているわけですから、それが今度町の義援金を出すときに、差し引くわけでしょう。差し引いたらまた管理者、金は役場へ入ってくるのですよね。それをまた貸せばということになりませんか。その300万円は、いっぱいの人に貸したいという考えだと思うから、それはそれでいいとして、そうしたらこの343件が回収されるわけですよね。幾ら戻ってくるのですか。300万円また基金に積んで、343件の3万円が戻ってくるわけでしょう。そうしたら何件に貸すつもりしているのですか。そんなに借りたい人がいますか。間違いなく回収、大体私は回収するというのは町長今言ったけれども、条例にどこにもうたっていないですよ。それでも連帯保証人までつけて、今、支援金と差し引かなければならないというのは、ちょっと町長ひどいのではないのと言われそうな気がするのですよ。2年貸すと言ったのだったら、連帯保証人までつけているのだから、2年貸せばどうですか、町長。考え方少し、300万円ではなく、ここに3,000万円も基金積んで、2年貸したらどうですか。これは条例違反になりますから、会計管理者もきのうみんなに同意もらってと言いましたけれども、同意もらえなんて書いてないですからね。ちょっとそのところを丁寧に説明してください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まずもって、300万円の上乗せということですが、2年の期限の中でやっていくわけですがけれども、今回貸し付けをしたところが、2,736万円までいって、あと残りがわずかということで、原資の3,000万円がその以内でとりあえずはおさまったのですが、やはり貸し付けを行う側とすれば、もう少し余裕を持って多くの皆さんにこたえていく必要もあるし、当初の見込みというのもやってみなければわからないところもございました。これからも長い避難生活をしていくためには、やはり町民の皆さんにおこたえをしていきたいと、そんなふうに考えております。ただ、今回義援金の4万円と貸付金の3万円の相殺につきましては、やはり会計を預かる、公金を預かる者としては、一たんお返しをしていただいて、また再度借りていただくということでやっていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） はっきり言うと、町長、町民を町長は信用していない。連帯保証人までつけさせて金を3万円、大金3万円貸した。だけれども、義援金から差し引く。それはちょっとひどいような気がします。通常るときであれば、これは返してほしいというのはいいとは思いますが。でも、約束事をちゃんと守って貸しているわけでしょう。それを無理に引き揚げるということになりませんか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、やはりその担当している会計管理者の意見もやっぱり聞きながらやっておりますので、ここで会計管理者にもう一度説明をさせたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 会計管理者。

○会計管理者（半谷安子君） ただいまの谷津田議員さんのご質問にお答えいたします。

私のほうで条例を制定させていただいて、その条例の中に運用規定を設けさせていただいて、その要旨等にうちのほうで貸し付ける際に、「今後町等の義援金等が入った際には、その際に一括してお返ししていただけますか」という項目を設けまして、「はい、そのときに一括でお返しします」という約束のもとで借りていただいたものですから、きちっとしたここでけじめをつけさせていただいて、それでお返しをしていただいて、これからまた独立して安定した生活を送っていただくために、少しでも役立つことがあれば、そのときにはまたお貸ししていきたいと私は考えております。

あと、先ほど連帯保証人ということだったのですが、今回はその項目はこの非常事態に、ここの連帯保証人は適用させませんよという規則のほうでうたわさせていただきまして、うちのほうのこの方はだれだれですよというわかる職員がいれば、その方の職員にその顔等を確認していただいて、その方にお貸しした。また、免許証等があれば、免許証等の番号と私のほうで顔写真を照合させていただいて、その方が本人であるということを確認の上、お貸ししておりますので、ご了解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 詳しくわかりました。ですから、町長、そうしたら300万円は上乗せすることないね、返してもらえるのだから。どうですか。どうしても300万円積み足さなくてはだめですか。343件返してもらえるのですね。どうですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） やはり少し基金に余裕を持たせておいて、この避難生活がいつ終わるかという目途があれば、そういうことでもよろしいのですけれども、窓口を預かる側とすれば、やはり余裕のない中でやっていくわけにいきません。返してもらった後にどのぐらいの需要が見込めるかというのは、いろんな世情の動向にもよりますので、やはり少し余裕を持っておきたいと、そんな気持ちでありますので、特段のご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 原案反対だ。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） この非常に厳しい状況の中では、この増額をして対応に処したいというふうなことで、私は賛成します。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 町のほうではこの災害援護特別貸付金の意味がわかっていないというふうに思います。また、義援金の目的もわかっていないというふうに思いますので、これは2年という返済期間があるというふうに思いますので、私はこの一部改正には反対いたします。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第75号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（清川泰弘君） 起立少数です。

よって、議案第75号は否決されました。

---

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第20、議案第76号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第13款国庫支出金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第16款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。  
第2款総務費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款民生費。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 委託料2,100万円、13の委託料です。仮設住宅等管理委託料、どこにあるこの管理委託しましたとする予算ですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、総務課長から説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） ただいまの谷津田議員のご質問にご説明をいたします。

仮設住宅ですが、745戸要望しておりますが、その中の共通経費、それは町で負担してくれということになっています。そんなことで今後その管理するための経費を計上させていただいたということで、受水槽の点検あるいは浄化槽の点検、消火器等の点検というふうなことを予定しています。各福島、郡山、白河、いわき、あと会津でございますか、それぞれでございますので、それらの管理経費ということでございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） それはその仮設のある地域の業者なのか、また双葉町の業者なのかをお聞きします。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 委託業者については、特段規定はございません。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第4款衛生費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第10款教育費。

6番、菅野博紀君。

- 6番（菅野博紀君） 文化振興費の需用費の消耗品92万9,000円、何に使うのか教えてください。
- 議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。
- 町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、教育委員会のほうからご説明申し上げます。
- 議長（清川泰弘君） 教育長。
- 教育長（江尻邦夫君） この内容につきまして、生涯学習課長から説明をいたします。よろしくお願ひします。
- 議長（清川泰弘君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（今泉祐一君） 菅野議員のご質問に説明いたします。
- 文化振興費の需用費、消耗品の92万9,000円ですが、これにつきましては、盆踊り用のはっぴの購入を計画しております。
- 議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。
- 6番（菅野博紀君） この盆踊りというのはどこでやるのか教えていただきたいと思ひます。はっぴ使って盆踊りやるということですよ、はっぴつくるということは。それはどこでやる盆踊り、加須市か何かのにまざってやるのに双葉町のが欲しいのかどうなのか教えてください。
- 議長（清川泰弘君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（今泉祐一君） 菅野議員のご質問に説明いたします。
- 盆踊りについてでございますが、現在の計画では、双葉町のこの旧騎西高校の避難所におきまして盆踊りを計画してございます。これにつきましては、加須市の特に騎西地区の市民の皆様方には大変お世話になっておりまして、これらの市民の皆様との交流も含めまして、盆踊りを開催してはということで計画しております。
- 議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。
- 6番（菅野博紀君） 盆踊りというのはお盆にやるあれで、なるべく双葉の近くで、福島県でやっていただくのが僕はふさわしいかなと、細かくは。そういう福島県にも双葉町の町民はいっぱいいらっしゃるんで、できれば福島でやるようなものであれば私賛成したいなどは思ひますけれども、福島県内でやる予定はないのですか。
- 議長（清川泰弘君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（今泉祐一君） ただいまのご質問にご説明いたします。
- 先ほども申し上げましたとおり、ここの旧騎西高校のグラウンドでということで計画しておりますが、理由につきましては、やはり地元との交流を深めていきたいということでございます。
- 議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。
- 10番（谷津田光治君） 行政は町民平等にその利益を受ける権利あると思うのですが、町長、これいっぱいいる、800人いるリステル猪苗代に「どうだい、盆踊りでもやったら」と呼びかける気はありませんか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 全国の町民に呼びかけていきたいと思っております。もちろんリステルにも呼びかけたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） ということは、ここ1カ所でその行事をやるから、呼びかけてここに集めるのですか。私が言っているのは、福島、リステル猪苗代でも、そういう行事はできないのですかと聞いたのです。町長は全国に散らばっている町民に呼びかけるということは、ここでやるからここに来いということですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） それぞれの地区のそれぞれの拠点でやれるように呼びかけていきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） そうしたならば、この予算で間に合いますか。生涯学習課長、これ町長そう言っているのだけれども、この予算で間に合いますか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 間に合うようにやっていきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） 私もきのう一般質問をした者として、大変ありがたいと思っておりますが、この中でちょっと私も先ほどから気になっていたのですが、今やっぱり関東圏と福島県、やはり町長の平等にというのは本当にそのとおりで、ぜひここでやるということと、それから福島でもそのやれる方法を考えていただきたいなというふうをお願いするところですが、はっぴというこの中の経費で、これをいかに少ない経費で盛り上げるかということが大事かなと思うときに、はっぴという言葉で本当にやる人たちも考えるのか。それよりもできるだけボランティアで、多少の経費はかかるとしても、本当に必要最小限の経費でやる、盛り上げるということを考えているのではないかと思います。今ちょっとはっぴという話がありましたので、その辺もやっぱり改めて考えながら、本当に両方できるようなことを考えていただければと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） はい、そのように、ただいま木幡議員から言われたようにやれるように教育委員会のほうに指導してまいりたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） これ19の負担金、補助金及び交付金、双葉町青少年育成町民会議の補助金ですが、これはここに来てどのような使い方をするのですか。



○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 教育委員会からご説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 教育長。

○教育長（江尻邦夫君） この内容につきまして、教育総務課長のほうから説明させていただきたいと思ひます。

○議長（清川泰弘君） 教育総務課長。

○教育総務課長（高野憲一君） 谷津田議員のご質問に対しまして説明をしたいと思ひます。

この事業の内容につきましては、青少年育成事業の一環といたしまして、児童生徒の夏季合宿等を23年度に予定をしておりました。今回被災されました小中学生を対象に、仮称でございますが、双葉町立小中学校児童生徒再会の集いを実施していききたいと今計画しております。目的といたしましては、東日本大震災後の児童生徒の再会の機会をつくりまして、今後の生活や学習の見通しなどを持たせながら、双葉町の子供としての自覚を高めていききたいと考えております。

それから、小学校6年生卒業生の集いなどを開催し、新たな生活への再出発の契機としていききたいと考えております。それに対します旅費等の計上をさせていただきました。よろしくご理解を願ひたいと思ひます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 大変いいことだと私も思ひますが、いつごろ、どこでやるのかを教えてください。

○議長（清川泰弘君） 教育長。

○教育長（江尻邦夫君） それでは、お答えを申し上げます。

現在のところ全国の保護者の方々にアンケート調査をさせていただいているところでございます。それで、その内容を見まして、実施していききたいと考えておりますけれども、現在のところ福島県内で実施したいと。それで、期日は8月の末というふうにご想定して今検討中でございます。よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 今のことでちょっと、アンケートを教育長とるとということで、双葉町でアンケートとると、アンケートはとるのですけれども、公表はしていないので、ぜひとも親だけでもいいので、保護者だけでもいいので、アンケートの公表をお願いします。

○議長（清川泰弘君） 教育長。

○教育長（江尻邦夫君） 前回はアンケートのことにつきましては、ご指摘をいただきました。これはそのとおりだと思ひます。した結果については、当然ながら公表していく。今回もアンケートをとりました内容については、何かの形で公表しながら、皆様にご理解をいただきながら実施してまいりたい、そんなふうにご考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） なかったら、次に進みます。  
第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。  
10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） どこを見ても義援金は書かれていないのですけれども、これは町長、会計には入れないのですか、義援金は、3億400万円あるという話は聞きましたけれども、どこで管理しているのか、全然わからない。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、総務課長から説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にご説明いたします。

一般会計の会計、それとは別に歳計外現金ということで出納室のほうで別に管理しております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） そういう管理の仕方もあるのだ。どこで、どこから何月何日、どれだけ義援金いただいたのかというのは、教えられますか。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） ご説明いたしますが、この場では手持ちがございませんので、説明できませんが、もししかる何らかの方法で説明できればしたいということで考えています。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 総務課長兼企画課長、はっきり話してください。この辺にちょっと何か詰まっているような話し方で、どこでそれ教えてくれる。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 必要であれば、内容を公表できるということにもなっていますので、その辺をしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 最初は全協で3億5,000万円あります。総務課長兼企画課長に聞いたら、そこから1億5,000万円は県の義援金に出しました。それは説明の仕方が悪かったのか、私の聞き方が悪かったのかわかりませんが、きのうの話でその1億5,000万円なりはその使い方がわかり

ましたから、それはいいですが、その課長の本当は説明の仕方が悪かったのだけれども、でしょう。だって、1億5,000万円は県の義援金に出しましたと言ったのだ。それはわかったのですが、だから3億400万円と、いつから3億400万円がずっと続いているかというのが不思議でしょうがない。多分出納室はちゃんと日計表をつけているのだと思うから、それは見せてもらえばわかると思いますけれども、それは議会として見せてくれるのか、議員だから議員としてお願いしたら見せてくれるのか。これは多分私がそれを教えてと言っても教えてくれなかったのだから、議員としてはだめなのだよ。議会としてなのだな。議会として要求しないと見せないというのも、これはおかしいのだよね。議会から要求しなくては教えないというのだ。だから、いつからそれを3億400万円なのか。ずっと3億400万円なのか。不思議なのだね。多分どこかからは入ってきているような気もするのだけれども、だから、後で議長、これ要求して説明してもらいましょう。それでいいですか、町長。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 3億5,000万円というのは私がしゃべった言葉でございます。そのとき十分な資料もなく、会計管理者にも確認せずに、いろいろ入っていたお金も含めて聞いた話を話したのが3億5,000万円でございます。その中には、国・県のお金も入っていたということで……

（「県だけ」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） 県だけ。そういうことで、詳しく文書をもってお話ししたわけではなくて、大体このぐらいだなということで、あのときは話したわけございまして、大変混乱をさせた私がまずかったなと後で反省いたしました。いろいろ含まれていたということの後で聞いてわかったわけございまして、その辺はおわびを申し上げたいと思います。義援金については、いろいろと多方面に確認しながら取り扱いをしているつもりでございますが、なおまた確認をしていきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町長が会長になりましたこれ町村会、町村会にも義援金規定はあるというように聞いていますけれども、こういうのは配分しないのですか。8カ町村。大分大きな金額ですよ、新聞報道ですが。全国町村会から来ているのだよね。それぞれ善意の義援金があるわけですから、菅総理大臣も遅いと言われているけれども、やるなら早いほうがいいですよ、町長。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 町村会の話については、ちょっとこの場では話できません。確認してそのように、早くするようにしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 同僚議員からの質問で、義援金3億4,000万円ぐらいというお話を聞いたときに、僕は全協の話、3億5,000万円と聞いたときに全協の場で聞いたような感じがします。だったですよ。

(「はい」と言う人あり)

○6番(菅野博紀君) そのときに言って、今やっと町長は訂正というか、そういうのをしましたけれども、それまで議会で朝のミーティング時に書面等で出したときに、なぜ義援金の額をずっと議長が要望しても出さなかったのかなと。あと、できれば町民にも僕は公表するべきだと思います。3億5,000万円と私たちが聞けば、町民の皆様にも幾らあると言われれば、3億5,000万円あると言うのですよ。何で3億400万円になったのですかと、やっぱりこれは情報の共有ができていないということと、町民にもちゃんと話しかけていないということの僕大きな大問題だと思うのですよね。義援金はやっぱりオープンにしないといけないと思うので、ぜひとも月額で、今まであれだったので、3月、4月、5月、今月6月なのですけども、今出ているのは5月31日現在ですよ。今現在の義援金すら僕たちはわかっていないので、ちゃんとしたそういう公表をしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) はい、そのようにしてまいりたいと思います。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番(菅野博紀君) 先ほどの質問した盆踊りの件で、私は福島県を中心に、盆踊りというのはお盆にお墓とか、そういうものが近いところで、なるべく近いところでやっていただきたいと思うので、騎西を中心にやるというのであれば、私は原案に反対します。全体に反対します。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

9番、木幡敏郎君。

○9番(木幡敏郎君) ただいまの件だけではありませんが、やはり町長のなるだけ町民のためにやるというようなことで、その件で言えば関東、福島というようなことを企画されて、そのほか全般に私は賛成をいたします。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第76号 平成23年度双葉町一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(清川泰弘君) 起立多数です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第21、発議第1号 議会議員の報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせますが、かがみのみの朗読といたします。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(清川泰弘君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、木幡敏郎君。

(9番 木幡敏郎君登壇)

○9番(木幡敏郎君) それでは、発議第1号 議会議員の報酬の特例に関する条例の制定についての提案理由の説明を行わせていただきます。

去る3月11日発生した東日本大震災は、我々がこれまでに経験したことのないほどの未曾有の大災害を各地にもたらしました。さらに、これまでに安全・安心を信じて疑わなかった福島第一原子力発電所等においても、事故や放射能漏れなどのトラブルが発生し、いまだに収束する気配にはなっておりません。

ふるさとを追われた町民は、家族や地域がばらばらになり、県内や全国各地において厳しい避難生活を余儀なくされております。なお一層の支援が望まれるところであり、現在の町財政の状況を考えてみれば、自主財源にはほとんど乏しく、国や県の補助金、交付金に大きく依存している現状をかんがみ、我々町議会議員として、議員報酬の30%を削減し、子供たちの教育環境の向上に寄与したいものと考え、提案いたします。なお、期間は7月1日から任期満了となる9月30日までといたします。

提出者、双葉町議会議員、木幡敏郎。賛成者、双葉町議会議員、岩本久人。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(清川泰弘君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) 今、提案理由の説明で、自主財源の歳入は乏しく、どのくらい乏しいのか、説明してください。額について。

○議長(清川泰弘君) 9番、木幡敏郎君。

○9番(木幡敏郎君) 乏しくということは、今この場では私はすぐに答えられませんが、この予算

書を見ましても、本当に国県の交付金に頼っている現状であるということがこれは明らかではないかというふうに思いますので、そのような中で私たちは考え、今回提案をいたしました次第であります。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 避難していることを自分では気がつかないのではないですか、これ。確かにこれ予算書を見ても、わかるわけですよ。ですから、自分で発議しているのだから、内容をちゃんと確認しないと、こういうことになる。自主財源の乏しいことはだれでもわかっているのだし、ではどのくらい乏しいですかと聞いているのに、わかりません。答えられないでしょう。だから、これは子供たちのために使うというのであれば、何でこの30%、50%くらいやればいい。金がないのですから、30%では少ないでしょう。どこから30%にしたのですか。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） まず、これは全協でもいろいろなお話をいただきましたが、まずはこれまで双葉町の議員としては20%をやってきました。それから、やはり各郡内各地の議員の方々ともいろいろお話をしました。その中でとにかく少しでも私どもは寄与したいというふうなことで、30%というふうなことに落ちついたというようなことであります。

以上であります。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 人の町なんかいいのだよ、どこの町で何ぼやろうが。我々の議会で我々の町のことを決めるわけだから、だからちゃんとどのくらい今避難していて、町が困っているのか、どのくらいの歳入が町では予定されているのか、それをちゃんと調べてやったほうが私はいいと思います。ですから、子供のために使うのであれば、もっと上げられないのですか。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） 一応現在としては30%ということで提案をいたしました。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 平成20年3月に私は20%削減をさせていただきました。そのときは僕今回事情が違うと思います。というのは、議員報酬の削減は私も中身は賛成します。ただ、義援金にしろ何にしろ、町がちゃんとしたものを発表してくれない中で、そこで私は議員報酬を下げをするのではなくて、議員報酬の下げも大事ですが、町民のために働くことが一番大事だと思います。そして、先ほど先輩議員が言いましたように、本当に子供たちのためにやるのであれば、町のために働くことと、もっと大きな50%でも60%でもぜひやるべきだと思いますので、その点についてお答えください。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） 一応休議を申し上げたいと思いますが、いかがですか。

（何事か言う人あり）

○9番(木幡敏郎君) それでは、続けます。

本当にありがたい今の各議員のお話ではないかと思いますが、ここに至るまで全協あるいはいろいろな方とお話をしました。一応今のところ賛成を得られるというふうな方々の意見の総意は30%でありました。ただ、50%でも、60%でもいいというようなことであるなら、本当にそれはありがたい話ではありますが、それはいずれでは考えていただきたいと思ひまして、今回は30%で提案をいたします。

○議長(清川泰弘君) 6番、菅野博紀君。

○6番(菅野博紀君) 私は相談受けた覚えはありません。全協でも数字は出していません。その中で相談を受けていれば、ぜひとも50%、60%、その時点での話し合いがあるのであれば、応じました。応じましたけれども、実際にはその執行部の方向性が見えない。そして、その相談もない。そういうものには私は相談をしたというのはちょっとおかしいのではないのかなと思います。

○議長(清川泰弘君) 9番、木幡敏郎君。

○9番(木幡敏郎君) それでは、私としては全協でも話をしたような気がいたしましたが、その多くの方々と話をしたというふうに訂正をさせていただきます。

○議長(清川泰弘君) 10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) 子供のために使う金ね。予算は賛成しておいて、そうしたら何でそれ少ないと言わなかったのか。予算書は何の質問もなし、子供に使いたい金が不足であったらば、町長に頼めばいい。教育長に頼めばいい。理由つけて、格好いいところ見せるのだったらやめたほうがいいと思います。

○議長(清川泰弘君) 5番、岩本久人君。

○5番(岩本久人君) 初日の全協の中で、議員皆さんとこの議員報酬削減を話ししたのですよ。皆さん報酬削減には賛成していただいたと思います。ですから、皆さん全協で話をして、皆さん了解をいただいているというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(清川泰弘君) 6番、菅野博紀君。

○6番(菅野博紀君) 私は全協の場で、今の執行者を信用できないので、議員報酬の削減をするのを私は反対した覚えがあります。県に陳情に行ったときに、議員みんな自腹で行っていますよね、陳情に。そういうことも兼ねて、それがもったいないことではなくて、もっと町民のために働くためのお金とか、そういうのが必要だと思います。そして、それでも足りなければ、議員報酬の削減は私は当たり前だと思います。思いますけれども、現時点での議員報酬の削減は、ちゃんと公開してくれる執行部であれば、私は賛成しますけれども、今の現状のままの執行部であれば、私は賛成しかねますというお話をしているはずなので、そのお話を発議者の議員さんにはその場で私していると思うのですけれども、どういうふうにご理解いただいたのかお聞きします。

○議長(清川泰弘君) 9番、木幡敏郎君。

○9番(木幡敏郎君) いろいろな意見を聞いておりましたが、やはりこのような状況の中で、少し

でも特に子供たちのためにというふうな気持ちの方が今回提案をしたということでもあります。

○議長（清川泰弘君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 全くパフォーマンスにしか見えませんので、反対します。

○議長（清川泰弘君） そのほかありませんか。

3番、野村満君。

○3番（野村 満君） 提案理由もわかりましたし、やはり町民に目を向けて、我々議員のそういう意思をやっぱり伝えたいと思いますので、私はこの案に賛成させていただきます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 私はこの発議に反対いたします。

それは、やっぱりもっと町民に情報等を入れるようなり、公開していただくような執行部であれば、ぜひ私はご協力したいと思いますが、現時点で議会自体にも情報もなし、そういうのが今までの経過で、今の執行部にそれだけのことをやってもらえるのかどうか不安なので、私は反対させていただきます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 私は議員として今回長引く避難生活の中で多くの町民が苦しい思いをして生活をしているわけです。その中で、今提案理由にもありましたように、未来の担い手の子供たちのために少しでも我々の議員報酬を削減して使っていただきたいというふうなふうに思いますので、賛成いたします。

○議長（清川泰弘君） それでは、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号 議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（清川泰弘君） 起立多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（清川泰弘君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。



議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長(清川泰弘君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成23年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時08分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      清 川 泰 弘

署名議員                      岩 本 久 人

署名議員                      菅 野 博 紀